

2007年度 年次報告書



世界経済の恩恵をすべての人に

国際通貨基金

国際通貨基金（IMF）は、世界のほとんどの国々が共通の利益のために協力する主要な国際通貨協力機関である。IMFの主要目標は、国際通貨システム（各国およびその国民が他国のモノやサービスを購入できるようにするための外国為替と対外決済の仕組み）の安定性を確保することである。国際通貨システムの安定は、持続可能な経済成長を実現し、生活水準の向上をはかるうえで不可欠である。

IMF理事会は、IMFの185の加盟国すべてを代表し、各国の経済政策が各国、地域、世界に及ぼす影響について議論する場となっている。本年次報告書は、2007年度（2006年5月1日～2007年4月30日）におけるIMFの理事会、幹部、スタッフの活動を報告するものである。

IMFの主要業務は下記のとおり。

- 加盟国に対し、金融危機の防止または解決、マクロ経済の安定化、経済成長の加速、貧困緩和をはかるための政策助言を行う
- 対外支払いが外貨収入を上回り外貨不足に陥った加盟国に対し、国際収支上の諸問題に対処するための一時的な金融支援を行う
- 加盟国の要請に基づき、健全な経済政策を実施するために必要な専門知識および制度の構築に向けた技術支援および研修を行う

IMFはワシントンDCに本部を置く。また、世界的な活動の広がりや加盟国との緊密な関係を反映して、世界80カ国以上に事務所を設置している。

IMFの2007年度（2007年4月30日期）の財務報告書は、本年次報告書の裏表紙内側に添付したCD-ROMに収録している。IMFのホームページ（www.imf.org）には、IMFおよび各加盟国に関する追加情報を掲載している。



理事会による序文

本年次報告書は、2006年5月1日に始まり2007年4月30日に終了した2007年度のIMF理事会の活動を総務会に報告するものです。しかしながら、当該年度終了後に生じた2つの出来事はIMFにとってきわめて重要なものであるため、本序文で報告させていただきます。

まず1つめの出来事は、IMFのサーベイランス枠組み変更に関する2007年6月の理事会決議です。1977年に最初の枠組みが理事会によって確立されてから30年になりますが、その間に、IMF加盟国の直面する課題は大きく変わりました。1977年決定が採択された当時、国際金融とマクロ経済の安定性にとって最も深刻な脅威は、国際収支上の問題を是正しようとする国々による為替操作と短期的な為替の乱高下でした。今日、グローバル化がますます進展し、国際貿易と国境を越えた資本の流れがかつてない規模に達する中で、根源的な為替不均衡と資本収支の脆弱性が最も深刻な脅威となっています。加盟国の幅広い支持を得た今回の理事会決定は、こうした今日の状況を踏まえ、加盟国に対して為替政策の潜在的な波及効果に関する国際社会の期待について明確な指針を示すとともに、IMFスタッフが安定と成長のためのマクロ経済政策に重きを置いた助言を行うためのガイダンスを提供しようとするものです。

もう1つの出来事は、Rodrigo de Rato専務理事が、2007年10月で退任する旨を発表したことです。2005年の就任以来力強い指導力を発揮し、IMFに多大なるご貢献をいただいたde Rato氏に対し、理事会を代表してここに謝意を表明いたします。その大きな貢献の1つとして、特に、2006年に発足した中期戦略について言及したいと思います。これは、IMFが確実にすべての加盟国を公正かつ適切に代表する組織となるようクォータと投票権の配分を改革するとともに、加盟国の新たなニーズにより適切に対処するためのIMFの事業運営・方針の変更を実行に移そうとする野心的なプログラムです。de Rato氏の後任を選任する過

程で、理事達は、IMFの185の加盟国のいずれかの出身者であって、幹部クラスの経済政策立案者として卓越した経歴を有する候補者を推薦するよう求められています。理事会は9月に候補者の検討を行うことにしています。

2007会計年度終了後の上記2点及びその他の動向に関する情報は、IMFのホームページ(www.imf.org)でご覧いただけます。

理事会は、当然ながら、IMFの本年次報告書で採用した新たな形式に大いに満足しております。年次報告書がより効果的なコミュニケーション手段となるよう、理事会は、報告書の簡素化をはかること、及び、翻訳版についてはこれまでより3カ国語増やし、アラビア語、中国語、フランス語、ドイツ語、日本語、ロシア語、スペイン語の7カ国語に翻訳することを決定しました。財務報告書も含めて、これまで印刷版に含まれていた付属書はすべて本年次報告書の裏表紙内側ポケットに添付したCD-ROMに収録されています。ほかにもCD-ROMには、本年次報告書(印刷版)に記載される活動に関する公開情報通知(PIN)、プレスリリース、報告、表、ボックスなど、詳細な情報が含まれています。

読者の皆様には、こうした変更にご満足いただけるものと確信するとともに、是非ご意見をお寄せいただきますようお願い申し上げます。



IMF理事会・年次報告書委員会
委員長
Jonathan T. Fried

目次

専務理事からのメッセージ	4	4. キャパシティ・ビルディング：技術支援 および研修	45
総務会への送り状	6	技術支援	47
1. 概観	7	IMF研修所の研修	51
主要な金融・経済動向	9	5. ガバナンス、組織、および財政	53
IMF理事会活動のハイライト	12	クォータおよび投票権に関する改革	54
サーベイランスの強化および刷新	12	コミュニケーションと透明性	56
プログラム支援	13	コミュニケーション	56
キャパシティ・ビルディング	14	透明性に関する方針	59
クォータおよび投票権に関する改革	15	運営および組織	60
コミュニケーションと透明性	15	IMFの運営の仕方	60
内部統制の改善	16	運営予算および資本予算	63
IMF財政の見直し	16	リスク管理枠組みの刷新	64
2. サーベイランスを通じた金融・マクロ経済の 安定化と成長の促進	17	合理化	65
サーベイランスの実施	20	財務運営・方針	65
全世界サーベイランス	20	収益、手数料、利息、 および負担の分担	65
国別サーベイランス	23	IMFに対する債務の延滞	67
地域的サーベイランスと広報	23	IMFの監査メカニズム	67
金融セクターへサーベイランスと 基準・規範イニシアティブ	24	理事および理事代理 (2007年4月30日現在)	68
サーベイランス枠組みの刷新と金融セクター 分析の統合	27	幹部(2007年4月30日現在)	70
金融セクターと資本市場に関する分析の サーベイランスへの統合	29	IMF組織図	71
3. プログラム支援	31	頭字語および略語	72
新興市場諸国・地域	36	CD-ROM	
融資	36	本年次報告書の裏表紙内側に添付したCD-ROMの収録内容は 下記のとおり。	
新たな融資制度	37	2007年度年次報告書の本文(英語、フランス語、スペイン語)	
低所得国	37	本文補足資料(英語)	
譲許的融資	37	Appendix(付属書)(英語)	
債務救済	37	付属書I 外貨準備	
債務持続可能性枠組み	39	付属書II 金融業務および取引	
政策支援インストルメント	40	付属書III 国際通貨金融委員会および 開発委員会の報道発表	
緊急支援	41	付属書IV 理事および投票権数	
IMFの役割および政策手段の再検討	41	付属書V 理事会メンバーの変更	
IMFとサハラ以南アフリカ諸国向け支援のあり方	41	付属書VI 財務報告書	
事後評価	42		
予防的取極め	43		

ボックス

1.1. IMF中期戦略の実施に関する進捗状況	10
2.1. サーベイランス活動	19
2.2. 金融資本市場局	20
2.3. ROSCsおよびデータ基準イニシアティブ	22
3.1. 特別引出権	33
3.2. ミレニアム開発目標達成に向けた進捗状況	39
3.3. 貿易自由化と低所得国	40
4.1. 地域技術支援センター	48
5.1. 第13次クォータ見直し開始	55
5.2. 政府間機関、国際機関、地域機関との連携	58
5.3. 2007年度における独立評価機関（IEO）の活動	59
5.4. パフォーマンス指標	62
5.5. セーフガード評価	64
5.6. 投資勘定	66

表

3.1. IMF融資制度	34
3.2. 2007年度に承認された貧困削減・成長ファシリティ取極	38
4.1. 所得区分別技術支援実績（2007年度）	49
4.2. IMF技術支援の財源と提供（2005～2007年度）	49
4.3. IMF技術支援プログラムのドナー	50
5.1. 運営予算（2005～2008年度）	62
5.2. 6ヵ月以上のIMF債務延滞国と勘定分類別延滞額	65
☒	
1.1. 実質GDP成長率	9
1.2. 経常収支	9
1.3. 株式市場パフォーマンス	12
1.4. ソブリン・スプレッド	12
3.1. 通常の融資残高（1997～2007年度）	36
3.2. 譲許的融資残高（1997～2007年度）	38
5.1. 2007年度総運営費用見込額の主要事業分野別構成	62
5.2. 2008年度総運営費用見込額の主要事業分野別構成	63

IMFの会計年度は5月1日に始まり、翌年4月30日に終わる。

IMFの会計単位は特別引出権（SDR）である。IMFの財務データの米ドル換算額は、概算であり便宜的に示したものである。2007年4月30日現在の換算レートは、1ドル＝0.65609 SDR、1 SDR＝1.52418ドルである。1年前（2006年4月30日現在）の換算レートは、それぞれ1ドル＝0.67978 SDR、1 SDR＝1.47106ドルであった。

1 billionは1,000 million、1 trillionは1,000 billionを意味する。各項目の数値と合計数値の僅かな誤差は四捨五入によるものである。

本年次報告書において「国」という場合、必ずしも国際法または国際慣行に基づき理解される国家の領域を意味するものではない。本報告書においては、国家ではないが分離独立したものとして統計データが収集されている一部の地域も「国」に含む。

専務理事からのメッセージ

今日、世界経済も国際通貨基金（IMF）も転機を迎えています。世界経済の成長基盤は広がりました。過年度を振り返りますと、欧州、日本、米国がいずれも安定した経済パフォーマンスを示す一方、中国とインドを含む新興中所得国も世界経済の成長に大きく貢献しました。金融市場では引き続き革新が進み、その結果、多くの機会がもたらされるとともに新たなリスクも生まれております。IMFでは、中期戦略に掲げられた改革が進んでおり、2007年度にはその最初の成果がもたらされました。

過年度に行った最も重要な変更として、IMFの中核的活動である経済監視機能、つまり、サーベイランスに関する変更があります。マルチ・コンサルテーションの導入により、共通課題への取り組みに関するコンセンサスを形成するうえで、IMF、ひいては国際社会にとってきわめて重要な新たな手段が得られました。初めてのマルチ・コンサルテーションは、世界経済の力強い成長を維持しつつ世界不均衡を是正するにはどうすればいかに焦点をあてたものでしたが、中国、ユーロ圏、日本、サウジアラビア、米国の5カ国・地域による協議が行われ、その際、共同で取りまとめられた政策プランは、IMFの春の会合で185の加盟国を代表する大臣に提示されました。こうした政策の共同提案・協議に加わった国々は、多国間主義を支持する姿勢を明確に打ち出しております。政策プランが実施されるにつれ、経済成長が維持されるなか、世界不均衡の縮小がもたらされるでしょう。

金融市場および金融システムに関する業務の充実化という点においても、IMFには大きな前進がありました。IMFでは、金融セクター関連の業務とマクロ経済問題に関する取り組みをより一体化させようとしております。2006年6月に2つの局を統合して金融資本市場局を設置しました。金融市場に関する問題は世界経済にとっても、IMFの加盟国にとっても、ますます重要なものとなっておりますが、金融資本市場局の設置によって、この分野における問題に取り組むうえで中核となる拠点が確立されました。

2007年度は、国別サーベイランスの法的枠組みの改革に向けた作業にも着手しましたが、これは、2008年度初頭に「Executive Board Decision on a New Framework for Surveillance (サーベイランス新枠組みに関する理事会決定)」というかたちで結実しました。新たな理事会決定は、IMFのサーベイランス枠組みを過去の約30年間で初めて大幅改正するもので、加盟国から幅広い支持を得ております。この理事会決定では、加盟国の為替政策や国内経済政策に対するIMFの監視業務のベスト・プラクティスを反映するとともに、サーベイランスはIMFの中核的使命、つまり、各国の外部安定性に重点を置いて実施すべきであることが再確認されています。また、加盟国が為替政策を実施する際の指針となる新たな原則が示され、率直性や公平性も含めてサーベイランスに期待されることが明確に提示されております。

低所得国に関する取り組みは、引き続き強気に推し進められました。昨年は、貧困削減・成長ファシリティ（PRGF）に基づき新たに10プログラムが承認され、これまでにマルチ債務救済イニシアティブ（MDRI）に基づく債務救済を受けた加盟国は24カ国となりました。低所得国の安定化、成長、貧困削減を支援するうえでIMFが最も力を発揮できるのはマクロ経済分野と金融分野であることから、IMFでは、確実にこれらの分野に重点を置いた取り組みがなされるよう措置を講じております。IMFは引き続き世界銀行その他の開発支援機関と協力してまいります。そうする上でIMFは、Pedro Malan氏率いる外部の専門家委員会が作成したIMF・世銀間の協働に関する貴重な報告書に依拠することが可能となりました。2007年2月に提出されたこの報告書は、IMFが自らの役割を見きわめ、世界銀行との協力を一層強化するうえで大いに役立つことと思います。

技術支援と研修は、特に低所得国に対する支援において、IMFの活動の重要な要素となっております。2007年度には、ガボンの首都リーブルヴィルにアフリカで3番目となる地域技術支援センター（RTAC）が開設されたほか、世界で7番



IMF 専務理事・理事会議長、
ロドリゴ・デ・ラト

目の地域研修センター（RTC）となるインド・IMF 共同研修プログラム（ITP）がインドのプネに創設されました。一方、マネーロンダリング・テロ資金対策（AML/CFT）に関する業務の IMF の法律局への集約化がはかられ、これにより、同局はマネーロンダリング・テロ資金対策関連の国際的な技術支援の最大の提供者となりました。

2007 年 1 月、Andrew Crockett 氏を委員長とする賢人委員会より IMF に報告書が提出されました。Crockett 報告書は、IMF には新たな歳入モデルが必要であり、サーベイランスや技術支援などの公共財を賄うための融資にほぼ全面的に依存し続けるべきではないとして、IMF に収益源の拡大をはかるよう提言しております。効率的な支出管理を行うことと並んで、安定した収益源を確立することは、IMF が将来にわたりその使命を果たすことができるという確信を加盟国に与え、合意された政策の実施に向けた確かな計画を IMF が策定できるようにするためにも重要です。支出についてはすでに措置が講じられています。2008～2010 年度中期予算は、IMF の実質的な運営資金が向こう 3 年間にわたり毎年減額される予定で、この減額は、効率性の向上と優先度の低い事業の縮小もしくは廃止によって達成されるべきことになっています。収益面における取り組みが 2008 年度の主要な優先課題となっております。

2006 年 9 月の年次総会はシンガポールで開催されました。一連の会合は、IMF の各加盟国代表者にとって、アジアが 10 年前の危機以降いかに大きな進歩を遂げたかその目で確かめる機会となりました。また、この総会では、クォータおよび投票権（ボイス）の改革において、第 1 段階の作業が終了するなど大きな前進があったことも確認されました。IMF 総務会は 2006 年 9 月 18 日、経済力に比して際立って過小評価されていた 4 カ国（中国、韓国、メキシコ、トルコ）に対する特別増資割当（アドホック・クォータ）を承認するとともに、より抜本的な改革を 2 年以内に実施することで合意しました。これは IMF にとって歴史的な合意でした。2007 年 1 月には、

低所得国がグループとしてある程度の投票力を確保できるよう基礎票を増やすための IMF 協定改正案に関する作業が理事会で始まりました。さらに、2007 年 4 月 14 日の国際通貨金融委員会の会合で、より幅広い変更のための新たなクォータ算定方式の方向性が同委員会より示されました。新たな算定方式について、同委員会は、世界経済における加盟国の相対的位置付けを反映し、簡単かつ透明性の高いものであるべきという見解で一致したのです。新算定方式は、新興市場諸国など、飛躍的な発展を遂げ、世界経済における存在感と役割が大きく高まった国々により大きなクォータを割り当てるものでもあるべきです。できる限り 2007 年の年次総会まで、遅くとも 2008 年の年次総会までにこの改革を終了するという当初の目標は変わっておりません。この目標を達成するためには、各加盟国が指導力を発揮するとともに、加盟国間で合意に向けた妥協がはかれることが必要です。しかしながら、シンガポールの年次総会で示された多国間協力の精神が引き続き発揮されれば、必ず成功すると確信しております。

昨年度は IMF にとって大きな変化の年でした。そして今後も大きな変化が待ち構えております。スタッフや幹部の異動もありました。2001 年から 2006 年まで第 1 副専務理事を務めた Anne Krueger に代わって John Lipsky が第 1 副専務理事に就任しました。2003 年から 2006 年まで副専務理事を務めた Agustín Carstens はメキシコの財務大臣となり、後任として Murilo Portugal が IMF 副専務理事に就任しました。今後の異動としては、私自身の退任があります。私は 2007 年の年次総会終了後、IMF 専務理事の職を退きます。

一方で、重要な継続性もありました。卓越した理事会に代表される加盟国の IMF に対するコミットメント、IMF の献身的なキャリア・スタッフ、IMF の組織としての働き、そして、我々のビジョンや目的意識は変わっておりません。私は、この大きな変化の時代に IMF を率いることができたこと、そして、この偉大な組織のすべての加盟国のために働く機会が得られたことを誇りに思っております。



IMF 理事会とシニア・マネジメント

総務会への送り状

2007 年 8 月 3 日

総務会議長殿

IMF 協定第 12 条 7 (a) および IMF 協定第 10 条の規定に基づき、2007 年度 (2007 年 4 月 30 日期) の理事会年次報告書を総務会に提出いたします。IMF 規則第 20 条の規定に基づき、理事会で承認された IMF の 2008 年度 (2008 年 4 月 30 日期) 運営予算および資本予算を第 5 章に提示しております。一般勘定、SDR 勘定、および IMF 管理勘定の 2007 年度監査済み財務諸表は、当該財務諸表に対する外部監査法人の監査意見とともに、付属書 VI に掲載しております。外部監査および財務報告手続は、IMF 規則第 20 条 (c) の規定に基づき、外部監査委員会によって監督されました。外部監査委員会のメンバーは、Len Konar 博士 (委員長)、伊東敏氏、Steve Anderson 氏です。

IMF 専務理事・理事会議長
ロドリゴ・デ・ラト

第 1 章



第1章 概観

国際通貨基金（IMF）の加盟国は、2007年1月に新規加盟したモンテネグロを含めて185国にのぼるが、2007年度（2006年5月1日～2007年4月30日）におけるIMF理事会の活動では、これら加盟国のニーズにより適切に対処するため、IMFの政策および業務をニーズの変化に適応させることに重点が置かれた。良好な市況の下、IMF加盟国の多くは昨年度も力強い経済成長を遂げたが、世界の金融・経済環境にリスクがなかったわけではない。依然として大きな世界不均衡（グローバル・インバランス）が存在し、米国経済が減速し、石油や非燃料商品の価格が高止まりするなか、高リスク資産への投資が引き続き活発に行われた。

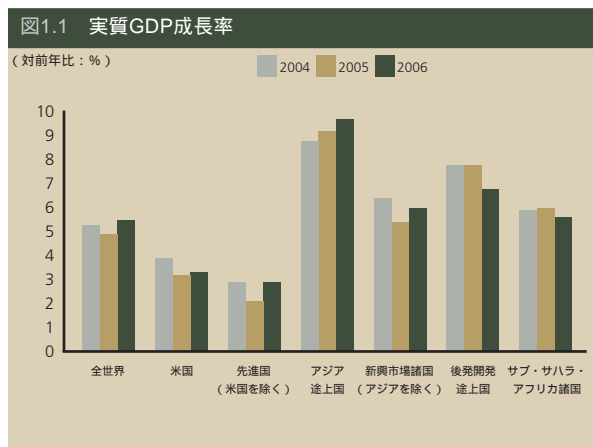
IMFは、専務理事によって2006年度に導入されたIMF中期戦略（MTS）¹（ボックス1.1参照）に掲げた目標の達成に向けて大きく前進した。近年、新興市場国への資金流入がかつてない水準に達し、その結果、IMFへの融資要請は減少傾向にあることから、IMFは、サーベイランス（政策監視）¹、政策助言、技術支援に一層重点的に取り組んできている。2007年度には、世界不均衡の是正に向けた加盟国の取り組みを支援するための新たなサーベイランスのフレームワークとして「マルチ・コンサルテーション（多国間協議）」を立ち上げた。またIMFは、金融市場がグローバル化するなか、加盟国がそれに伴うリスクを適切に管理し、その恩恵を享受できるようにするために、既存のサーベイランスのフレームワークの見直しにも着手し、金融セクターの活動をIMFのサーベイランス業務に一層取り入れる努力をしてきた。

一部加盟国の経済力が増大していることを受け、IMF理事会は、各加盟国に適切なクォータ（出資割当額）と代表権の配分がなされるよう、クォータおよびガバナンスに関する改革を押し進めた。また、IMF理事会は、IMF組織の内部統制の改善や業務運営の効率性の向上、さらにIMFが現在果たしているさまざまな機能により適合した新たな歳入モデルの構築のための措置をもとめた。

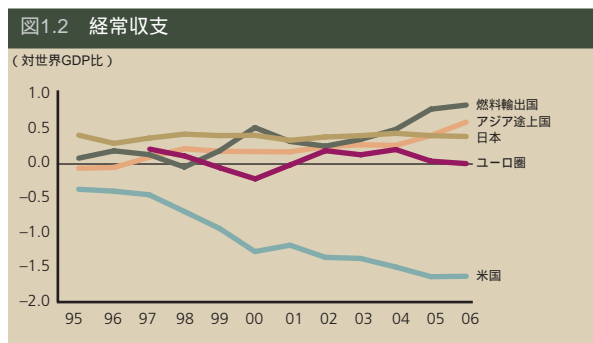
¹ 全世界、地域、および各国レベルの経済政策のモニタリング。ボックス2.1参照。

主要な金融・経済動向

2006年の世界の経済成長率は前年の4.9%から5.4%に加速、4年連続で力強い拡大を示した(図1.1参照)。しかも、同年の拡大は、米国経済の減速をその他の地域における力強い成長が補うかたちで達成され、より均衡のとれたものとなった。特に新興市場諸国は、良好な国際金融情勢、及び多くの国での商品市況の高騰に後押しされて、急成長を遂げた。石油価格が8月をピークに下落に転じたことから、先進諸国の2006年下期のインフレ率は低下した。



経常収支不均衡は依然として大きかった(図1.2)。2006年における米国の対外赤字はGDP比で6.5%の水準に高まりつつ、年末に向けては大きく縮小した。石油輸出国および東アジア諸国の黒字が引き続き拡大する一方、西欧諸国や欧州新興国²、ならびにインドをはじめとする急成長を遂げる新興市場諸国・地域において、赤字が拡大した。



米国の成長率(年率)は、2006年後半の2.5%から2007年第1四半期の0.6%へと大きく減速したが、これは、純輸出、在庫投資、住宅投資の減少によるところが大きい。輸出の伸びは引き続き堅調であったものの、これを上回るペースで輸入が増加したため、2006年8月以降に見られた貿易収支の改善がいくらか押し戻されるかたちとなった。輸入増の半分以上は石油輸入の増加によるものだった。設備投資も減速した。とはいえ、引き続き雇用が増加し、株価が上昇していることもあり、個人消費は堅調に推移した。

一方、この間、ユーロ圏における経済活動は活発化した。2007年第1四半期のGDP成長率は2.5%(季節調整済み年率換算)で、2005年のほぼ2倍、2000年以降で最高水準となった。これは、ドイツにおける付加価値税率引上げの影響などで消費が大きく減速したものの、投資と純輸出が堅調であったことによる。

日本の景気拡大は、予想外の消費の落ち込みを主因に2006年半ばに一時的に弱含みとなったが、同年第4四半期には国内需要も持ち直し、力強い回復を見せた。2007年初頭にはやや減速したが、依然として潜在成長率を上回る成長率を記録している。

新興アジア諸国における経済活動は、中国およびインドの力強い成長に牽引され、大きく拡大した。2006年の中国の実質GDP成長率は10.7%となった。2006年下期に固定資産投資が減速したものの、2007年初頭には持ち直した。インドの2006年の成長率は9.7%となったが、消費が堅調に推移し、特に投資が好調だったことが大きく貢献した。新興工業経済地域(NIES:韓国、台湾、香港特別行政区、シンガポール)では、特に電子機器産業部門において外需が底堅く推移し、同地域の経済活動を支えた。ASEAN4カ国(インドネシア、マレーシア、フィリピン、タイ)のGDP成長率も上昇した。

ラテンアメリカでは、GDP成長率が2005年の4.6%から2006年の5.5%に加速し、過去3年間の成長率を平均すると5.25%となった。これは、1970年代末以降で最高のパフォーマンスである。ラテンアメリカ全体の平均成長率には及ばなかったものの、ブラジルおよびメキシコの成長率も上昇した。ラテンアメリカの回復が成熟化するにつれ、内需が成長の原動力となってきた。商品輸出国は引き続き国際商品市況高騰の恩恵を享受したが、同地域にとって最大の貿易相手国である米国経済の減速が一因となり、純輸出が景気拡大に対する下方圧力として働いた。

2 IMFの出版物で「欧州新興国」という場合、ブルガリア、クロアチア、チェコ共和国、エストニア、ハンガリー、ラトビア、リトアニア、マルタ、ポーランド、ルーマニア、スロバキア共和国、及びトルコを指す。

ボックス1.1 IMF中期戦略の実施に関する進捗状況

	目標	行動
サーベイランス	フレームワークの刷新	「為替政策のサーベイランスに関する1977年の決定」の見直し、ならびに、「レミット」（サーベイランスの優先分野の指針）に関する取り組み
	多国間アプローチの導入および金融セクターに関するサーベイランスの強化	IMF初のマルチ・コンサルテーションの実施、地域的サーベイランスの拡大、国境を越えた波及効果のさらなる分析、金融セクター関連業務の拡大、金融セクター関連業務のサーベイランスへの統合に関する作業部会報告書
新興市場諸国・地域および危機防止	国別サーベイランスの鮮明化及び重点化	サーベイランスの主要項目、簡略形式によるコンサルテーションの試験的实施
	金融セクターおよび資本市場に関するより踏み込んだサーベイランスの実施	国別サーベイランスにおける金融セクター関連の問題に対処するためのフレームワークの構築
	既存の危機防止制度の再評価	IMFの危機防止策の一環として新設される流動性危機に対処するための緊急融資制度の策定に関する幅広い議論と広報
低所得国	低所得国によるミレニアム開発目標達成を支援する国際社会の取り組みへの参画	低所得国によるマクロ経済安定化および成長加速化の達成を支援するための政策助言、譲許的条件の融資、債務救済、技術支援 / ミレニアム開発目標の達成に向けた進捗状況を世界銀行とともに追跡（グローバル・モニタリング・レポート）
	援助の流れへの関与の強化	増加する援助の有効活用に向けた政策助言 / サブ・サハラ・アフリカ諸国に対する援助におけるIMFの助言・措置に関する独立評価機関報告書（提言）のフォローアップ
	債務救済を受けた国々に対する、持続不可能な債務の再蓄積回避のための支援	債務持続可能性フレームワークの改善および広報の強化 / 公的債務管理の改善および統計作成能力向上のための技術支援
キャパシティ・ビルディング	途上国におけるさらなるキャパシティ・ビルディング / 各国の優先課題に則した技術支援・研修とサーベイランスの統合	キャパシティ・ビルディングを目的とする中期戦略の実施 / 各国ニーズや技術支援のための財源とIMF予算プロセスの統合 / キャパシティ・ビルディングに向けた国内財源にレバレッジを効かせるための援助パートナーとの緊密な協力 / アフリカで3番目（全世界で6番目）の地域技術支援センターおよびインド地域研修センター（全世界で7番目）の開設など、地域技術支援および研修活動の拡充
クォータおよび投票権に関する改革	クォータおよび投票権に関する改革を通じたIMFの実効性および正当性の強化	経済力に比して明らかにクォータの低い4カ国（中国、韓国、メキシコ、トルコ）に対する特別増資 / 新たなクォータ算定方法に関する基本原則の検討 / 基礎票の増加に向けた法的フレームワークの検討 / 多数の国を代表する理事のスタッフ数の増加
ガバナンスおよび管理	コミュニケーションと透明性の強化	コミュニケーション戦略の見直し着手 / 透明性に関する第2回年次報告書の公表
	IMFのコスト効率性および実効性の向上	IMF・世銀間の協働に関する外部調査委員会報告書（提言）の検討 / 中期的な財源の実質的削減を盛り込んだ成果重視型予算フレームワークの実施 / リスク管理フレームワークの改善 / 業務効率化
	IMFの財政基盤の強化および持続可能性の確保	IMFの歳入モデルに関する賢人委員会報告書

欧州新興国の2006年のGDP成長率は6%へと加速した。雇用増と実質賃金の上昇が消費増につながり、内需が拡大した。経常赤字は拡大したが、ほとんどの国で、銀行の資金流入や海外直接投資によって経常赤字が困難なくファイナンスされた。とはいえ、ハンガリーおよびトルコの膨大な対外赤字に対する懸念が両国通貨への下落圧力となり、金融引き締めが行われた。旧ソビエト連邦12カ国で構成される**独立国家共同体（CIS）**においても、石油および非石油商品価格の高騰に支えられ、景気は引き続き力強く拡大した。

中東の石油輸出国は2006年も力強い経済成長を遂げ、対外収支、財政収支ともに良好に推移した。石油収入が急増し続けるなか、非石油部門も引き続き好調な動きを継続し、各国政府は、石油・非石油部門における社会プログラムや投資への巨額支出計画を打ち出した。

サブ・サハラ・アフリカ諸国における成長率は、2006年はやや伸び悩んだものの、依然として力強い水準を維持した。これは、国内投資や生産性の向上がますます大きな原動力となったほか、貢献度は低いものの政府支出にもよる。多くの国々において石油収入の増加や債務救済が政府支出を支えた。賢明なマクロ経済政策と豊作が続いたことによって、ほとんどの国でインフレは引き続き抑制された。

原油価格は引き続き高く、かつ不安定な状況が続けた。原油スポット価格（月間平均）は、2006年8月に1バレル76ドルの最高値をつけたが、その後は、先進諸国における需要の伸び悩み、非OPEC諸国の石油供給量の回復、及び一部地域における地政学的緊張の緩和という要因が重なり、下落に転じた。しかしながら、11月以降のOPECの減産と、2007年第1四半期の需要の回復によって、石油価格は再び上昇に転じた。2007年3～4月には、中東地域における地政学的な緊張の再燃が価格上昇に拍車をかけ、4月末までに原油価格は1バレル65ドルに高騰した。2006年後半から2007年当初の4ヶ月にかけて、**非燃料商品**も金属を中心に価格が急上昇した。また、バイオ燃料需要が高まるとの見通しも手伝って、一部農産物（特にとうもろこし）の価格も大きく上昇した。

IMFの各加盟国が採った**金融政策**は、各国の景気循環上の位置の相違を反映したものだ。米連邦準備制度理事会（FRB）は、景気減速リスクとインフレ懸念のバランスを両天秤にかけながら、2006年6月以降、政策金利であるフェデラル・ファンド・レート（FFレート）を据え置いた。日本ではインフレ率が依然としてゼロ近傍で推移するなか、



コンテナターミナル、ドイツ・ハンブルグ

日銀は、2006年7月にゼロ金利政策を解除した後、政策金利を0.25%ずつ2回引き上げて0.5%とした。これとは対照的に、欧州中央銀行（ECB）と欧州各国の中央銀行は、徐々に金融を引き締めた。一部の新興市場諸国（特に、中国、インド、トルコ）では、金融が引き締められたが、中国とトルコでは、急激過ぎる経済成長に対する懸念、インドではインフレ圧力に対する懸念によるものだった。トルコの金融引き締めは、外圧への対処という側面もあった。**財政政策**については、歳入が並外れて大きく増加したことを主たる要因として、先進諸国の構造的財政赤字の削減に一定の前進が見られた。しかしながら、先進諸国は人口の高齢化の問題を抱えていることから、財政の持続可能性の達成に向けて、さらに大規模な財政改革が必要である、と思われる。

外国為替市場では、米国経済の減速が米ドル安をもたらした。2006年5月から2007年4月末までの間に、米ドルはユーロに対して8.4%、英ポンドに対して9.5%減価した。低金利を嫌気した資金流出が続き、円相場も下がった。人民元は、

対米ドルでの名目為替レートがやや上昇し、中国の経常黒字がさらに拡大し2006年には対GDP比で9.5%の水準に達したにもかかわらず、実質実効為替レートではわずかに下落した。全般的に外国為替市場は、安定的かつボラティリティ（場の変動幅）も低い状況で推移した。

世界経済の見通しが明るいことが引き続き**金融市場の安定**を支えた。2006年5～6月と2007年2～3月の二度にわたり一時的に神経質な局面があったものの、市場のボラティリティは総じて小幅なものにとどまった。2007年2～3月の局面は、住宅担保融資の延滞率やデフォルト率が特にサブプライム・ローン（信用度の低い借手への融資）を中心に上昇する中で、米国住宅市場の急激な減速が住宅ローン関連証券に与える影響への懸念が高まるという状況を背景とした多くの要因によって引き起こされたものであった。

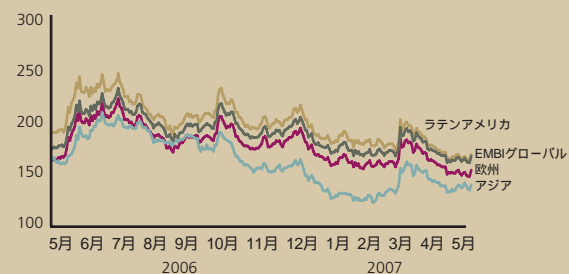
社債の спреッドは低い水準にとどまった。潤沢なキャッシュも含めた企業のバランス・シートの健全性が合併・買収（M&A）の波を後押しした。こうした動きに加え、予想を超える企業収益が達成されたことにより、**世界のほとんどの株式市場**で二桁の利回りが達成されたが、その顕著な例外が日本であった（図1.3参照）。IMFの2007会計年度中に、スタンダード・アンド・プアーズ500種指数（S&P 500）は13.1%、ユーロファースト300指数は13.9%それぞれ上昇したが、トピックス指数（TOPIX）は0.9%下落した。

新興市場諸国・地域の市場³では、社債の спреッド（国債との利回り格差）が史上最小となった（図1.4参照）。信用力の改善（格上げ件数が格下げ件数を大幅に超過）、国債の買戻し（およびこれに伴うブレイディ債の未償還残高の削減）、国債発行の削減が市場を支えた。グローバル投資家は、現地通貨建てエマージング市場向け投資への資産配分を増加させた。エマージング株式市場への純資金流入

は大きく変動した。特に2006年5～6月と2007年2～3月の調整局面においては急激な資金流出が起き、それまでの株価上昇率が最も高かった市場で最も大規模な資金流出が見られた。それでもなお、エマージング株式市場は大幅に上昇し、2006年5月1日から2007年4月末までの間に、MSCIエマージング・マーケット・エクイティ・インデックス（現地通貨建て）は15.2%上昇した。

図1.4 ソブリン・ спреッド

単位：ベース・ポイント（1bp=0.01%）



出所：JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル

IMF 理事会活動のハイライト

2007年度のIMFの活動においては、グローバル化の加速の継続が共通のテーマとなった。これは、IMFおよびIMF加盟国が直面する21世紀初頭最大の課題である。この課題を念頭に、IMF理事会は、中期戦略に掲げた下記主要目標の達成に向けて大きく前進した。

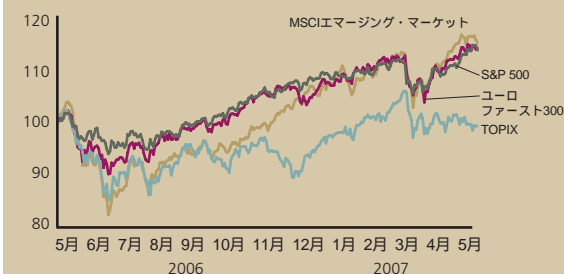
- サーベイランスの強化および刷新
- 新興市場諸国に対する新たな支援のあり方の検討
- 低所得国に対するIMFの関与の強化
- IMFの実効性・効率性向上を目的とするガバナンス改革および内部管理強化
- IMFの財政の持続可能性確保⁴

サーベイランスの強化および刷新

IMFの加盟国の目的を果たすためには、サーベイランスは焦点が絞られ、率直で、透明性が高く、公平で、説明可能なものであるとともに、国境を越えた波及効果に細心の注意を払ったものでなければならない。IMF理事会では2007年度、サーベイランスのフレームワークを強化・刷新するための措置を講じた。理事会は、それがIMFの中核的な活動のベスト・プラクティスを反映し、首尾一貫した考え方

図1.3 株式市場パフォーマンス

(2006年5月1日 = 100)



出所：ブルームバーグ

3 新興市場諸国・地域とは、主として、海外からのポートフォリオ投資の呼び込みや国際資本市場から大規模な資金調達を十分行えるまでに発達した資本市場を有する途上国のことをいう。

4 IMF理事会の予定表および作業プログラムはCD-ROMに収録している。またIMF理事会の任務や活動に関する一般的な情報については、IMF HandbookおよびCD-ROMに記載されている。

を提示するものとなるように、1977年に理事会で採択されたフレームワークであり、それ以降この分野におけるIMFの活動の指針としての役割を果たしてきた「為替政策のサーベイランスに関する1977年の決定」の見直しに着手した。この見直しにおいて、IMF理事会は、広範な合意が得られた重要な分野を生み出しており、本報告書の対象期間においては、その他の分野でも共通認識が構築できるよう努力した。また、IMF理事会は、サーベイランスにおける更に明示的な優先順位とサーベイランス作業の効率性評価を行うためのIMFの方式に更なる厳格さを導入するための措置についても検討した。

IMF理事会は、サーベイランスを実施するうえでいくつかの改革案を支持した。その1つが、IMF初のマルチ・コンサルテーションであるが、これは、世界経済の力強い成長を維持しながら、どのように世界不均衡を是正するかという問題について、共通の理解と協力を醸成することに焦点をあてたものであった。さらに、金融セクターおよび資本市場に関するサーベイランスのフレームワークについても、金融セクターをIMFのサーベイランス作業へ統合させることに関するIMF部内の作業部会タスク・フォースの提言をも取り入れて、強化がはかられた。同作業部会は提言のなかで、IMFに対し、国別サーベイランスにおいて金融セクター評価プログラム（第2章で詳述するIMFと世界銀行の共同イニシアティブ）をもっと有効活用し、金融セクターとマクロ経済の結びつきにもっと注意を払うよう要請した。IMF中期戦略に掲げられているように、地域的サーベイランスが引き続き拡大するなか、地域レベルの動向が世界経済および各国経済に与える影響をより深く理解するという視点から、IMFの分析手段が国境を越えた波及効果を把握し政策上の教訓を獲得するために、より多く適用されるようになった。理事会は国別サーベイランスの重点化を提唱し、各加盟国が直面する最重要リスクおよびIMFの使命に照らして重要な課題に焦点を絞ったサーベイランスを実施するようIMFスタッフに要請した。IMFはまた、4条協議に関して、少数の加盟国との間で簡素・合理化した協議を実験的に行った。

石油価格の高騰が各国の政策決定を複雑なものにした。そこでIMF理事会は、需要増、生産の制約、供給の混乱が世界経済の成長を脅かし、インフレ圧力を高めるおそれがあるという認識の下、石油輸出国・輸入国双方に対して適切な政策対応について助言を行った。IMF理事会は、石油セクター

IMF初のマルチ・コンサルテーションは、世界経済の力強い成長を維持しながら、どのように世界不均衡を是正するかに焦点を当てた

へのさらなる投資の必要性を引き続き強調し、各加盟国に対し、国際石油価格の消費者への転嫁をはかることで消費の混乱を回避するよう働きかけた。

IMFの国際的サーベイランスの主要媒体となっている「世界経済見通し(WEO)」および「国際金融安定性報告書(GFSR)」に関する理事会の議論、及び2007年度中のIMFのサーベイランス活動に関するその他の問題は、本報告書第2章で詳述する。

プログラム支援

多くの新興市場諸国・地域において、政策の強化、脆弱性への対処、債務構造の改善が図られた。アジア諸国をはじめとする一部の国・地域は、巨額の外貨準備を積み上げ、外貨プーリングのための域内取極めが拡充された。新興市場諸国・地域では、良好な財政状況とさらに力強い成長がさらに続くと見込まれており、引き続き明るい見通しとなっている。その結果、ほとんどの国・地域は、翌年の資金ニーズを国際金融市場からの調達で賄える状況にあり、IMFへの融資要請は大幅に減少した。それでもなお、新興市場諸国・地域におけるマクロ経済の基本的な状況は国・地域ごとに異なっており、依然として脆弱性が存在する。

IMF理事会は、2007年度における活動の一環として、新興市場諸国・地域に対するIMF支援の強化に向けた方策を検討した。新興市場諸国・地域が国際資本市場への依存を高められていることから、金融セクターおよび資本市場について、より踏み込んだサーベイランスを実施することが、これらの国・地域の危機防止にとって特に重要であると考えられる。IMF理事会は、さらに、健全な政策を有する新興市場諸国・

地域が一時的に流動性危機に陥った場合に資金を融通するための新たな制度の構築に向けた取り組みも進めた。危機防止のためには各加盟国自身の政策の果たす役割がきわめて重要であるとの認識の下、IMF 理事会は、さまざまなショックの原因とコスト、ならびに、加盟国ができる限り危機に陥らないようにするための政策オプションに関するスタッフペーパーを検討した。

低所得国が貧困削減とミレニアム開発目標（MDG）の達成に向けた努力を続ける中、IMF が最も得意とするマクロ経済安定化と成長加速の達成に向けた低所得の努力への支

過去数年間にわたり、IMF は低所得国向けの融資その他の支援策の拡充に取り組んできた。

援に注力しながらも、IMF 理事会は、世界銀行と協力しつつ IMF の低所得国への関りを強化する方策についても模索した。

過去数年間にわたり、IMF は低所得国向けの融資その他の支援策の拡充に取り組んできた。IMF 理事会は、2007 年度においては、重債務貧困国（HIPC）イニシアティブおよびマルチ債務救済イニシアティブ（MDRI）による債務救済を受けた国々が持続不可能な債務の発生を回避するうえで、IMF としてどういう支援策を講じることができるかについての検討を行った。IMF 理事会は、低所得国が援助を効果的に利用できるためのマクロ経済政策を実施するよう助言するとともに、サブ・サハラ・アフリカ諸国に対する一連の援助に関して IMF が先に行った助言および措置に関する独立評価機関（IEO：ボックス 5.3 参照）の報告書を検討した（IEO の調査結果については第 3 章で詳述する）。貿易が低所得国の経済発展においてきわめて重要な役割を果たす

ことを踏まえ、IMF 理事会は、世界貿易機関（WTO）の多角的貿易交渉（ドーハ・ラウンド）の締結に向けて努力するよう、加盟国に働きかけた。IMF はまた、低所得国が貿易自由化の恩恵を十分に享受できるよう税制および関税制度の改革などの分野における技術支援を継続するとともに、他国の貿易自由化によって短期的に被害を受けるおそれのある国々に対していつでも資金援助できる体制を整えた。

IMF が加盟国に提供する融資その他の支援制度の詳細一覧（表 3.1）は、2007 年度における IMF の融資活動およびその他のプログラム支援の詳細とともに、第 3 章に記載する。

キャパシティ・ビルディング

国別サーベイランスの重点化に伴い、サーベイランスとキャパシティ・ビルディングの密接な関係がますます明らかになってきた。IMF が供与する技術支援および研修は、各加盟国がサーベイランスで得た政策助言を実行に移すにあたっての手助けとなる。2007 年度においても引き続き、IMF による技術支援および研修が IMF と被援助国双方の優先課題とより緊密に整合し、IMF 以外の援助機関などの提供するサービスとより良好に連携するようにする努力が続けられた。

途上国におけるさらなるキャパシティ・ビルディングの必要性に鑑み、中央アフリカ地域技術支援センター（C-AFRITAC）が同地域の国々に対する支援を行うためにガボンに開設され、インドには新たな地域研修センターが設けられた。C-AFRITAC はアフリカ地域技術支援センター（AFRITAC）としては 3 番目、全世界では 6 番目の地域技術支援センターで、既存の東部アフリカ地域技術支援センター（E-AFRITAC）および西部アフリカ技術支援センター（W-AFRITAC）の活動を補完することになる。インドの地域研修センターは世界で 7 つめの地域研修センターである。他の地域研修センターは、アフリカ、東アジア、ヨーロッパ、ラテンアメリカ、中東の各地域に置かれている。IMF は、世界銀行との連携の下、新興市場諸国・地域および低所得国の中期的な債務戦略策定のなかで、当該諸国のキャパシティ・ビルディングをはかるための計画づくりに着手した。これは、それらの国で債務が持続不可能なレベルに再び蓄積することを防ぐことを目的とするものである。

IMFの予算プロセスに組み込まれる中期的な地域計画が導入されたことによって、技術支援のための資源配分方法が改善された。キャパシティ・ビルディングのための資金に対する需要の増加を受けて、IMF理事会では、増加しつつある外部資金の利用も含め、そのための資金を適切に確保するための方策を模索しはじめた。

クォータおよび投票権に関する改革

IMFの正当性を強化するためには、IMFが真に全加盟国を代表し、かつ、真にその通りだと認められなければならない。そのため、IMF理事会は2007年度、クォータおよび投票権に関する大規模な改革に着手した。この改革はIMFの中期戦略の中核的目標を成すもので、加盟国のクォータを世界経済における各国の経済的ウェイトに整合させ、低所得加盟国の参画および投票権を高めようとするものである。

国際通貨金融委員会（IMFC）は2006年4月22日付の声明（コミュニケ）で、IMFの協調的な機関としての実効性と信頼性を堅持・強化するためのガバナンス改革の重要性を強調し、IMF理事会に2006年9月の年次総会までに改革に向けた具体的な提言をとりまとめるよう求めた。IMF理事会の提言⁵を受けて、IMF総務会は2006年9月18日、クォータおよび投票権に関する改革を採択し、経済実勢に比して際立って過小評価されていた中国、韓国、メキシコ、トルコの4カ国に特別増資を認めるとともに、でき得れば2007年の年次総会までに、遅くとも2008年の年次総会までに完了すべきより抜本的な改革パッケージを提示した。⁶

クォータおよび投票権に関する改革が合意された後、改革パッケージの様々な要素に関する加盟国との協議および公式・非公式の理事会討議に係わる作業プログラムが始まった。理事会は2007年1月に行われた予備討議において、IMFのスタッフが提案した基礎票の増加に関するIMF協定改正案の全体的なフレームワークを概ね了承した。⁷ 大きな選挙母体を代表する理事（つまり、サブ・サハラ・アフリカ諸国を代表する2人の理事）をサポートするスタッフ人員の増加についても検討がなされた（第5章脚注58参照）。このほか、理事会は2度にわたり、第2回目の特別増資を行う際の基準となるべき新たなクォータ算定方法の基本原則について非公式に審議した。国際通貨金融委員会は、2007年4月14日付けの声明で、これまでの進捗を歓迎するとともに、理事会に対し、引き続き優先課題として改革パッケージに取り組むよう要請した。



バスに乗っている少女、タンザニア

コミュニケーションと透明性

IMF中期戦略は、サーベイランスの実効性を高め、健全な経済政策に向けた支援体制を構築するうえで、コミュニケーションと透明性が重要であることを強調している。理事会はIMFのコミュニケーション活動において重要な役割を果たしている。戦略的指針を提示し、IMFのコミュニケーション戦略を定期的に審査（2007年度に第5回審査開始）するほか、より一般的な業務としては、コミュニケーションおよび広報活動への財源配分を含むIMFの予算の承認も理事会の仕事である。2007年度、理事会は、IMFの業務とそのコミュニケーションをより緊密に連携させるための、及び、例えば本報告書第5章で詳述するようにIMFの主要刊行物・文書の英語以外の言語での提供を増やすなどのコミュニケーションと広報の効果を高めるための、具体的な方策

5 IMFプレスリリース06/189「IMF Executive Board Recommends Quota and Related Governance Reforms（IMF理事会、クォータ配分およびガバナンスに関する改革案を提言）」（CD-ROMまたはwww.imf.org/external/np/sec/pr/2006/pr06189.htm）参照。

6 IMFプレスリリース06/205「IMF Board of Governors Approves Quota and Related Governance Reforms（IMF総務会、クォータ配分およびガバナンスに関する改革案を採択）」（CD-ROMまたはwww.imf.org/external/np/sec/pr/2006/pr06205.htm）ならびに「Board's Resolution（総務会決議）」（CD-ROM）参照。

7 IMF協定に規定されるように、IMFにおける各加盟国の投票権数は、基礎票250票（各国同数）にクォータ10万SDRにつき1票を加算した数となる。1970年代半ばまでは各国の基礎票が投票権総数の10%超を占めていたが、クォータの増加に伴ってその割合は低下し、約2%となっている。

を提示した。理事会の年次報告書審査委員会は、IMFの正式な関係者のみならず幅広い読者に向けたコミュニケーション媒体として、年次報告書をより実効性あるものとするための措置を講じた。⁸

理事会は、透明性向上に向けたIMFの取り組みを先導した。2006年度、理事会は、IMFの透明性に関する政策の実施状況を毎年公表するようスタッフに指示した。2007年2月に公表された第2回年次報告書によると、自国の経済状況およびIMF資金の利用に関する報告書をすべて公表した加盟国(公表するか否かは各国の判断に委ねられている)の数は、2005年の136カ国から2006年の142カ国に増え、報告書の公表率は3年連続で上昇した。

内部統制の改善

IMFは、中期戦略に掲げられた主要な目標達成に必要な能力を損なうことなく、コスト的にはより効率性の良い機関となる所存である。したがって、効率性向上に向けて、理事会、マネジメント、スタッフを含め、組織を挙げた取り組みが行われている。

第5章で詳述するように、IMFでは、2007年度中も引き続き厳しい業務費用の抑制が行われた。中期予算計画では、2007年度は実質ベースで前年度並み、2008年度と2009年度は実質削減が求められている。外部委託化の推進、一部サポート業務の海外移管、旅費の見直しなど、IMFの機能をより効率的かつ低コストで発揮するための数々のイニシアティブが実施されている。

IMFは2007年度、リスク管理フレームワークの強化に向けて措置を講じた。理事会は、IMFのリスク管理政策を定期的に審査しており、2006年には、作業部会の提言に基づき、包括的なリスク評価システムの実施に向けたいくつかの措置を採用した。これらの措置は、戦略的リスク、中核的任務に関するリスク、金融リスク、オペレーショナル・リスクという4つのリスク分野に集中的に取り組もうとするものである。2007年度、IMFは第1回目のリスク評価訓練を実施し、IMFが直面する主要リスクとこれを軽減するために

講じられている措置を特定した。理事会の審議のなかで、IMFのリスク管理において各理事が負う監視役としての役割および受託者責任が強調された。

また、IMF理事会は、ほとんどの政策審査について間隔を延長し、一部の報告書の集約化や廃止を進めるなど、IMFの業務の簡素化にも尽力した。理事会はまた、IMFと世界銀行のマネジメントが委託した外部調査委員会によって作成されたIMF・世銀間の連携に関する報告書を吟味するとともに、IMFが各加盟国に政策助言やキャパシティ・ビルディング支援をより効果的かつ効率的に提供するために、両機関の協力のあり方を改善できる余地がないかの検討も行った(第5章参照)。理事会はさらに、IMFおよびIMFのサブ・サハラ・アフリカ諸国支援に関する独立評価機関(IEO)の報告書についても検討し、当該地域に対するIMFの政策や業務のあり方の改善につながると思われる数々の提言を承認した(第3章参照)。

IMF 財政の見直し

2006年5月、IMFの歳入モデルを検討するための賢人委員会が専務理事の任命により設置された。2007年1月に理事会に提出され公表された同委員会報告書では、IMFの機能と責任がきわめて広範であることを踏まえると、融資による金利収入を主たる歳入源とする現行の歳入モデルは適切でないという結論が示された。⁹ 賢人委員会は、投資ガイドラインおよび業務の拡大、IMFが保有する金の限定的売却による基金設立、加盟国向けサービスの有料化など、歳入増大に向けた一連の新たな方策を提言した。国際通貨金融委員会は、2007年4月の会合において、賢人委員会の報告書に関し、「新たな歳入モデルの構築に向けてさらに作業を進めるための確固たる土台」を提供するものである、と述べた。IMFの加盟国から幅広い支持を得られるようなモデルの構築に向けた理事会の作業は、なお継続中である。

8 本年次報告書の印刷版は、過去の報告書に比べて記載分量が相当少なくなっているが、これまで印刷版に含まれていた内容の殆んどが本報告書付属のCD-ROMに移管収録されており、本報告書の包括的な記録文書としての性格は失われていない

9 賢人委員会報告書はCD-ROMまたはIMFのホームページ(下記URL)で閲覧できる。

www.imf.org/external/np/oth/2007/013107.pdf

第2章



第2章 サーベイランスを通じた金融・マクロ経済の安定化と成長の実現

IMFは、国際通貨金融制度の円滑な機能を確保し、その安定を脅かす脆弱性を特定するため、国際通貨金融制度の監視（モニタリング）を行っている。また同じ目的のために、加盟185カ国の経済政策を監督し、各加盟国に分析と助言を提供するとともに、マクロ経済と金融の安定化と持続的成長に向けた政策の導入を促している。IMFは国際的レベルおよび国レベルでサーベイランス（政策監視）活動を実施しているが、さらにそれを補完するかたちで、通貨同盟のような地域レベルの正式な取り決めに基づいて実施される経済政策など、各地域における新たな展開の定期的な評価も行なっている。監視と助言の組み合わせからなるこうした取り組みはサーベイランスとして知られている（ボックス2.1参照）。

2007年度中に、IMFはサーベイランスにいくつかの新たな手法を取り入れた。加盟国または加盟国グループが共通の課題に協力して取り組むことができるよう新たな協議の場としてマルチ・コンサルテーション（多国間協議）が試行された。IMF初のマルチ・コンサルテーションは、現在の世界的不均衡のリスクに加盟国が協力して取り組むのを支援するために設置された。IMFはまた、国境を越えた波及効果に一層の注意を傾け、こうした動きが各国および世界経済に与える影響をより深く理解するため地域レベルの動向をこれまで以上に重視し、4条協議においては為替相場および金融セクターの問題を中心に焦点を絞り込み、好ましい政策の推進とその実現のためのコンセンサス形成に向けて広報努力を強化した（IMF広報活動の詳細については第5章参照）。

理事会は、日常的なサーベイランス実施面での変更にとどまらず、サーベイランス枠組みの強化と刷新に向けても尽力した。中期戦略（MTS）では、IMF サーベイランスの本来の目的、つまり、各国の為替相場やマクロ経済政策が国内および国際社会の安定に資するものになっているか評価することに重点的に取り組むことが求められている。2007年度において、理事会は「為替政策の監視に関する1977年の決定」の見直しを行なった。当該決定は、IMF協定第4条とともに、サーベイランスの主要な指針書となっており、サーベイランスにおける優先順位を明確化する手立てと見なされている。

IMFは、4条協議や地域的サーベイランスに金融セクター分析を組み入れ、金融セクターとマクロ経済のつながりを特定するための措置を講じた。こうした努力を支えているのが2007年度の初頭に新たに設置された金融資本市場局（MCM）である（ボックス2.2参照）。2007年度に実施されたIMFの金融セクター関連業務の再編の一環として、マネーロンダリング/テロ資金対策（AML/CFT）に関する業務は法律局に集中させることとなった。マネーロンダリング・テロ資金対策の金融セクター業務への統合に関する政策上、業務上の問題については、法律局と金融資本市場局が協力して対処する。

ボックス2.1 サーベイランス活動

IMF理事会はサーベイランスを全世界および国別、地域別の3つレベルで実施している。全世界サーベイランスは、世界経済や金融市場の情勢および見通しを理事会が審査（レビュー）するというかたちで行われる。通常年2回、IMFのスタッフによってとりまとめられる「世界経済見通し（WEO）」と「国際金融安定性報告書（GFSR）」は、IMF理事会の審議に重要な示唆を与え、後日、刊行される。理事会では、世界経済と金融市場の情勢に関する非公式な審議も行う。国際的サーベイランスのもう1つの重要な手段に、IMFが1950年以降刊行している「為替取極・為替制限年次報告（AREAER）」がある。¹

各国はIMFへの加盟に際し、IMF協定第4条に基づき、秩序ある経済成長および物価の安定に資する政策を推進し、不公正な競争上の優位を獲得する目的での為替操作を回避することを約束する。新規加盟国はさらに、自国経済に関するデータをIMFに提供することも約束する。IMFは同条の規定により、加盟各国によるこうした義務の遵守状況を監視するためサーベイランスを行うことが義務づけられている。「4条協議」として知られるこのサーベイランスは、IMFスタッフによる調査団が定期的に（通常年1回）各加盟国を訪問して行われる。²（定期的に行われる公式な協議と協議の間に非公式訪問も度々行われる。）調査団のメンバーは、各国の金融・経済データを収集し、前回協議以降の経済動向、為替・通貨政策、財政政策、金融セクター政策、構造政策について、当該国の政府および中央銀行の担当者との意見交

換する。たいていの場合、議員、労働団体、学者、金融市場参加者などとの会合も行われる。調査団のメンバーは協議の結果と政策助言の概要をとりまとめて当該国政府に託し、当該国政府は、自らの判断により、これを公表することができる。IMF本部に戻った後、調査団のメンバーは、当該国の経済情勢、政府当局者との協議の内容、および当該政府の政策に対する評価を報告書にとりまとめる。この報告書が理事会に提出され、理事会による審査と討議が行われる。理事会見解の概要は、当該国政府に伝えられる。こうしたピア・レビュー（相互審査）を通じて、国際社会全体が各国に指針や助言を提供し、国際的な経験から得られた教訓が国内政策に反映されるようにする。当該国の同意が得られれば、IMFの透明性に関する方針（第5章参照）に従い、各加盟国との4条協議の報告書全文、ならびに理事会における議論を要約したパブリック・インフォメーション・ノートイス（PIN）がIMFのホームページ上で公表される。

このように計画的・定期的実施される各加盟国の審査を補完するかたちで、理事会は、IMFから融資を受けている加盟国の経済情勢や政策の評価を行うとともに、各加盟国における動向に関する非公式審議も頻繁に実施している。各加盟国は、自らの意志に基づいて、IMFと世界銀行が共同で実施する「金融セクター評価プログラム（FSAP）」への参加や「基準と規範の遵守に関する報告書（ROSCs）」に従って実施される評価（ボックス2.3参照）の要請を行うことができる。

1. 本報告書の付属書II「Financial operations and transactions（融資業務および取引）」の表II.9「De facto classification of exchange rate regimes and monetary policy framework（為替相場制度および金融政策枠組みの実質的分類）」に各加盟国の為替相場制度の概要を記載している。本年次報告書の全文および付属書はすべて、CD-ROMおよびIMFのホームページ上で閲覧できる。

2. IMF協定は www.imf.org/external/pubs/ft/aa/index.htm で閲覧できる。

ボックス2.2 金融資本市場局

「IMFにおける金融セクター・資本市場関連業務担当組織に関する外部調査グループ（IMF委託の専門家グループ）によって2005年11月にとりまとめられた提言を実行に移すかたちで、2007年度初頭に、金融資本市場局（MCM）が設置された。¹ 金融資本市場局は、国際資本市場局と通貨金融システム局を統合したもので、再編後は両局の責任、機能、専門性を集中化し、IMFの各部署を支える資源となっている。

金融資本市場局は、金融セクターおよび資本市場に関する政策策定、分析的・専門的業務のほか、通貨・為替相場制度、為替取極、外国為替操作に関する業務を担当する。金融資本市場局の主要任務は、世界的な金融およびマクロ経済の安定性を脅かす潜在的なリスクとその各加盟国への影響を特定し、各加盟国の通貨・金融システムの脆弱性・健全性および各国政府当局による通貨・金融システムに対する監視の実効性を評価し、金融危機防止措置の推進およびリスク軽減・管理のための国際的アーキテクチャーの円滑な作動を助け、加盟国の能力構築を支援することである。能力構築に関する金融資本市場局の取り組みは第4章で詳述する。

1. プレスリリース 06/21（www.imf.org/external/np/sec/pr/2006/pr0621.htm）参照。

サーベイランスの実施

2007年度のサーベイランスは、金融市場の不安定増大、世界的な不均衡の無秩序な巻き戻しに伴う潜在的な影響の波及およびリスク、米住宅市場の減速の世界経済への影響、石油・商品価格の高騰が輸入国・輸出国双方に与える影響などの重要課題に特に重点を置いて行われた。国境を越えた波及効果を把握し、政策上の教訓を導き出すために、「世界経済見通し」や「国際金融安定性報告書」で用いられる分析手法が応用された。

全世界サーベイランス

世界経済見通し（WEO）

2006年8月および2007年3月に行われた「世界経済見通し」の審議において、IMF理事会は、ほとんどの地域における経済活動が予想通り、もしくはそれ以上の結果だったという認識を示し、世界経済が2006年（暦年）も引き続き力強

く幅広い成長を遂げたことを歓迎した。理事会は、2007年と2008年についても、世界経済はわずかに減速するだけであり、インフレ圧力は抑制された状態が続くと考えた。2007年2月と3月に見られた市場の混乱は資産価格の高騰の修正による調整局面であり、世界経済の見通しが明るいという点について根本的な見直しは必要ないというのが大方の見方だった。

2007年3月の審議が行われた時点では、米住宅市場の調整の進行、金融市場の不安定性拡大持続、下落傾向にある石油価格の反発、大規模な世界的な不均衡の無秩序な巻き戻しの可能性など、世界経済が直面する一連のリスクは依然として悪化傾向にあるものの、6ヵ月前に比べればいくらか落ち着きを取り戻しているようにみえた。こうしたリスクを評価するうえで重要な問題は、米国経済がより急激に減速した場合でも世界経済が健全な成長軌道を維持できるのか、つまり、最近の米経済の冷え込みの影響が限定的だったことから、世界経済の先行きを米国経済から切り離して考えることができるのかどうかということである。¹⁰

国際金融安定性報告書（GFSR）

2007年3月に行われた「国際金融安定性報告書」の理事会審議では、一部でダウンサイド・リスクが若干高まっているものの、国際金融およびマクロ経済の安定性は、引き続き堅調な経済見通しに支えられるかたちで継続するという見解で一致した。市場における数々の新たな展開は、市場動向に一層注意する必要があることを示しているが、これは、前回の「国際金融安定性報告書」の審議が行われた2006年8月以降、潜在的な金融リスクや金融情勢が変化したことを反映している。確認された短期的リスクはいずれもそれ自体では金融やマクロ経済の安定性を脅かすものではないが、ある分野で生じた問題が他の分野のリスクの再評価をもたらし、場合によっては、経済に広範な影響を及ぼすおそれがあった。2007年2～3月の市場の混乱はこの見方が正しかったことを裏付けるとともに、こうしたリスクの再評価は瞬時に起こり得ることを市場関係者に再認識させた。前回の「国際金融安定性報告書」以降、マクロ経済リスクと新興市場が直面するリスクはいずれも、わずかながら後退した。しかし、比較的低い水準からではあるが、市場リスクと信用リスクは上昇し、多くの新興市場諸国への大規模な資金の流入が政策立案者にとって大きな課題となっている。無秩序な世界不均衡解消のリスクもやや弱まったが、依然として懸念材料となっている。

10 世界経済見通しに関する理事会議論の要約の全文はCD-ROMに収録。

ヘッジ・ファンドは、市場の効率性と安定性を高めるうえで建設的な役割を果たしてきたが、理事会は、その規模と複雑なリスク構造によってショックの伝播効果または増幅効果が高まるおそれがあるとの警告を発した。投資対象資産、投資元国、投資家の種類の多様化が金融システムのグローバル化を促進し、その結果、資金が自由に流れることによって、効果的なリスク分散が可能になり、資本市場の効率化が進み、金融およびマクロ経済の安定性が支えられるはずであるとの認識を示しながらも、理事会は、金融市場の自由化が入念な計画に基づき段階的に順序立てて進められることが重要であると強調した。理事会は、金融のグローバル化が進むなか国内の法制度や規制・監督体制を環境変化に適應させようとする動きを促すなど、「国際金融安定性報告書」が金融セクターのサーベイランスに大きく貢献していることを歓迎した。理事会は、確立された国際基準の適用改善ならびに危機管理や清算取極めに向けたさらなる取り組みを通じて、特に金融監督における協調の強化のための多国間協力メカニズムが改善されたことを高く評価した。¹¹

IMF 初のマルチ・コンサルテーション

IMF 専務理事は 2006 年 4 月、IMF 中期戦略の実施に関する報告書のなかで、従来の IMF サーベイランス制度を補完する新たな枠組みとして、世界経済および加盟国の直面する問題への取り組みにおいて複数の関係諸国の政策協調を促すマルチ・コンサルテーションを導入することを提言した。この提言は、IMF に対して政策方針を指示する閣僚レベルの委員会である国際通貨金融委員会（IMFC）において了承された（第 5 章の「IMF の運営」参照）。

IMF 初のマルチ・コンサルテーションは、中国、ユーロ圏、日本、サウジアラビア、米国の 5 カ国・地域が世界不均衡について審議し、力強い成長を維持しながら不均衡を縮小させるための最善の方策を検討する場となった。この第 1 回マルチ・コンサルテーションにおける経験は、2008 年度の理事会で検証される。

商品価格

石油や非燃料商品の価格変動は政策に重要な影響を及ぼすことから、IMF では、マルチ・サーベイランス（多国間政策監視）における石油市場および商品市場の監視を強化してきた。一例として理事会は常に、石油輸入国に対して、市場価格を反映した価格設定が重要であること、つまり、補助金を廃止して石油価格を消費者に転嫁するよう助言し

てきた。2006 年 9 月に発表された「世界経済見通し」では、非燃料商品（金属、食品、その他の農産品）に 1 つの章が割かれた。一方、2006 年 9 月と 2007 年 4 月の「世界経済見通し」においては、石油市場および石油価格の変動が世界経済に与える影響の分析が大きく取り上げられた。「世界経済見通し」に関する審議のなかで、理事会のメンバーは、資源利用が制約され始めるにつれインフレ圧力が再燃するおそれがあることを認めた。彼らは、多くの新興市場諸国や発展途上国の力強い経済成長が金属を中心とした非燃料商品の価格高騰によって支えられているという認識を示し、これらの諸国に対し、価格高騰によって現在もたらされている予想外の収益を蓄えるか、非商品部門の将来の成長を支えるための投資にまわすよう助言した。また、石油価格については、引き続き地政学的緊張が存在し、余剰生産力が限られていることから、最近の下落傾向から反転して上昇に転じるリスクがあることを強調した。

国際社会では、石油市場のデータの質と透明性の向上に向けた取り組みが行われている。この関連において IMF は「一般データ公表システム（GDDS）」および「特別データ公表基準（SDDS）」へのメタデータの提供を増やしている（後出の「データ公開を含む基準と規範」およびボックス 2.3 参照）。質の高いデータ提供の要請に応じて、IMF は、デー



油田労働者、Zhangaozen・カザフスタン

¹¹ 「国際金融安定性報告書」に関する理事会議論の要約の全文は CD-ROM に収録。

ボックス2.3 ROSCsおよびデータ基準イニシアティブ

基準と規範の遵守に関する報告書 (ROSCs): 各加盟国は、会計、監査、マネーロンダリング・テロ資金対策 (AML/CFT)、銀行監督、コーポ相場・ガバナンス、データ公開、財政の透明性、支払い不能と債権者権利、保険監督、金融政策の透明性、支払い決済システム、証券規制の12項目のいずれについても ROSCs により自国の基準・規範の遵守状況の評価を求めることができる。各国の遵守状況の評価報告書 (約76%が公表されている) は、IMF や世界銀行と各加盟国当局との間で行われる政策議論の焦点をより明確にし、各国がグローバル化した経済に参加し、その恩恵を享受するための潜在力を高めるために活用される。また、評価報告書は、民間セクター (格付機関を含む) におけるリスク評価にも用いられる。基準・規範イニシアティブへの参加は増え続けている。2007年4月末現在、IMF 全加盟国の74%に相当する137カ国について、811のROSC モジュール (基準項目) の評価が終了しており、組織上重要な諸国のほとんどが進んで評価を要請した。ROSC モジュールのうち380強は金融セクターに関する基準項目であり、そのうちの約3分の1が銀行監督に関するもので、残りはほぼ均等にその他の基準項目に分散していた。

特別データ公表基準 (SDDS): 1996年にIMF理事会によって策定された特別データ公表基準は、参加各国 (国際資本市場を既に利用しているか今後利用しようとする国々) が、国際的に認められているデータ公表の範囲、頻度、適時性に関する基準を満たすことを自ら約束する自主基準である。特別データ公表基準の参加国は、自国のデータの編集と公表に関する情報 (メタデータ) をIMF ホームページ上に設けられたデータ公表基準掲示板 (DSBB) に掲示すべく提供する。¹ 各参加国は、実際のデータを公表するウェブサイトや、DSBB のページにリンクすることも求められている。

対外債務に関する所定のデータの公表が2003年9月に開始され、58カ国分のデータが世界銀行の「対外債務四半期統計 (QEDS)」に掲載されている。2007年度にはモルドバとルクセンブルグが新たに加わり、特別データ公表基準参加国数は2007年4月30日現在64カ国・地域となった。

一般データ公表システム (GDDS): IMF 加盟国による統計制度の改善を支援するために1997年に理事会によって設立された。2007年4月末現在、88カ国・地域が一般データ公表システムに参加しており、自国のデータ編集・公表状況を示すメタデータおよび今後の改善に向けた詳細な計画をIMFのDSBBサイトに掲示すべく提供している。2005年11月に理事会が6回目のデータ基準イニシアティブの見直しを実施してから2007年4月30日までの間に、8カ国・地域が一般データ公表システムに新たに参加した。一般データ公表システムにはこれまでに94カ国・地域が参加したが、うち6カ国はこの段階を終えて特別データ公表基準に移行した。

IMF では、特別データ公表基準と一般データ公表システムを補完するかたちで、「統計データおよびメタデータ交換に関するイニシアティブ (SDMX イニシアティブ)」および「データ品質評価枠組み (DQAF)」を立ち上げた。他の国際機関と共同で開発が進められているSDMX イニシアティブは、ウェブサイト上でデータを報告、交換、掲示する際の標準的手法、一貫性あるプロトコル、その他の基盤となる方針を示すことによって、国内の組織や国際機関の間の統計情報の電子的交換・管理の効率化をはかるうとするものである。データ品質評価枠組みは、2001年に「データ基準イニシアティブ」の4回目の見直しが行われた後、データに関するROSCsの枠組みに統合された評価手法である。

1. DSBB (Dissemination Standards Bulletin Board) のアドレスは下記のとおり。
(dsbb.imf.org/Applications/web/dsbbhome)

タの質の評価に関するノウハウを他の国際機関に提供するとともに、主要石油輸出国と協力して石油関連のデータの問題の解決に取り組んでいる。IMFは「石油データ合同イニシアティブ (JODI)」の研修にも参加している。¹²

国別サーベイランス

IMF 理事会は 2007 年度に 134 カ国との 4 条協議を完結させた (CD-ROM 上の CD-Table 2.1 参照)。国別サーベイランスでは、加盟国が直面する最も重大なリスクの特定や IMF の使命に照らして重要な問題に重点が置かれるようになっている。いくつかの重要課題に集中的に取り組むことが効果的と思われる場合のアプローチとして、また、中期戦略に掲げられた IMF の業務効率化への取り組みの一環として、2007 年度に IMF は、優先課題に追加的な資源をまわせるよう、10 カ国との協議を試験的に簡略化した方式で実施した。簡略方式による協議の試行結果については、2008 年度の早い時期に理事会で検証されることになっている。

後ほど詳述するように、IMF サーベイランスの枠組みを刷新し、金融セクターや資本市場の動向に関する分析をより完全に国別サーベイランスに統合するため、2007 年度中に多くの取り組みが実施された。最近では、国境を越えた波及効果に対する理解を深めることにも重点が置かれるようになっている。為替政策に対する監視の質の実態調査に示される通り (下記参照)、こうした努力は徐々に実を結びつつある。

IMF のグローバル・フィスカル・モデル (GFS)¹³ は、国別サーベイランスとの関連において、特に、先進諸国や新興市場諸国における財政政策の変更 (財政再建、税制改革、社会保障制度改革を含む) に起因する広範な影響を評価するために使われてきた。「世界経済見通し」において行われた、米経済の減速がその他の諸国に与える影響に関する分析では、さまざまな計量経済学やモデル化の手法を用いて国境を越えた波及効果の評価が行われた。

地域的サーベイランスと広報

通貨同盟に加盟した国々においては、IMF サーベイランスの主要な対象分野である通貨・為替相場政策に対する責任が地域の通貨当局に委譲されているため、IMF では、通

貨同盟の各構成国との 4 条協議に加えて、地域の通貨当局の担当者とも協議の場を設けている。中期戦略に基づく理事会の指針に従って、年 2 回の「地域経済見通し (ROEs)」の作成、各種地域フォーラムとの対話、地域の国々の共通課題の研究も含めた地域的サーベイランスも実施しており、その結果は 4 条協議においてより体系的なかたちで適用されている。主要な研究や報告書はますます地域規模の波及効果や国境を越える活動に重点をおくようになっている。

2007 年度には、中部アフリカ経済通貨共同体 (CEMAC)、東カリブ通貨同盟 (ECCU)、ユーロ圏、西アフリカ経済通貨同盟 (WAEMU) の進展について、理事会で審議が行われた。¹⁴

中部アフリカ経済通貨共同体 (CEMAC): 2006 年 7 月の理事会の審議では、中部アフリカ経済通貨共同体 (CEMAC) の 2005 年のマクロ経済パフォーマンスが良好だったことが高く評価された。それは予想外の石油収入とマクロ経済政策の実施状況の改善にも後押しされたものであった。しかしながら、中部アフリカ経済通貨共同体のほとんどの加盟国において、1 人当たり国民所得は依然として低い水準にあり、これらの国々はミレニアム開発目標 (MDG) の達成に向けて大きな困難に直面している。IMF 理事会は、当該諸国の当局者に対し、改善されたマクロ経済と金融の状況を生かして、非石油部門の成長、雇用増大、貧困削減を実現するうえできわめて重大な積年の構造問題の解決に取り組むよう働きかけた。理事会は、地域統合が市場規模の拡大と成長をもたらす可能性にも言及し、貿易振興に一層力を入れるよう奨励した。中部アフリカ経済通貨共同体は、金融セクター評価プログラム (FSAP) (下記参照) に参加し、その結果、金融セクターの健全性は向上したものの重大な問題が残っていることがわかった。この地域の金融セクターが世界で最も未発達な部類に入ることから、理事会は、中部アフリカ経済通貨共同体の各加盟国に対して、金融およびマクロ経済の安定性のさらなる強化をはかり、改革を加速するよう促した。

東カリブ通貨同盟 (ECCU): IMF 理事会は、観光、クリケット・ワールド・カップの開催準備、民間投資の持ち直しを原動

12 このイニシアティブは、1990 年代の石油価格の激動を経験した後の 2001 年、石油市場におけるデータの透明性を確保する必要性を訴えるため、アジア太平洋経済協力会議 (APEC)、欧州委員会統計局 (Eurostat)、国際エネルギー機関 (IEA)、ラテンアメリカ・エネルギー機構 (OLADE)、石油輸出国機構 (OPEC)、国連統計局 (UNSD) の 6 つの国際機関・組織によって、当初、石油データ合同エクササイズ (JODE) として立ち上げられたものである。詳細は JODI のホームページ (www.jodidata.org/FileZ/ODTmain.htm) 参照。

13 グローバル・フィスカル・モデル (GFM) は、ニュー・オープン・エコノミー・マクロ経済学 (NOEM) の伝統的なモデルをベースとして IMF が開発した、財政問題を分析できるように工夫された多国間一般均衡モデルである。特に、税収や支出の一時的もしくは恒久的な変化の研究に適したモデルで、(高齢化による財政支出の増加圧力のケースのように) その変化が急激なものでも緩やかなものでも対応できる。多国間モデルであるため、政府債務の変動が世界の金利に影響を及ぼすときの国際的な波及効果の分析が可能である。また、このモデルを使うことによって、多数の財政再建戦略の代替案についてマクロ経済的效果を検証することができる。

14 理事会におけるこれらの一連の議論の要約は、それぞれ、CD-ROM および IMF のホームページの下記アドレスで閲覧できる。

PIN 06/90 「IMF Executive Board Concludes 2006 Discussion on Common Policies of Member Countries with CEMAC (IMF 理事会、中部アフリカ経済通貨共同体諸国の共通政策に関する 2006 年の審議終了)」(www.imf.org/external/np/sec/pn/2006/pn0690.htm)

PIN 07/13 「IMF Executive Board Concludes 2006 Regional Discussion with Eastern Caribbean Currency Union (IMF 理事会、東カリブ通貨同盟との 2006 年の地域レベル協議終了)」(www.imf.org/external/np/sec/pn/2007/pn0713.htm)

PIN 06/86 「IMF Executive Board Discusses Euro Area Policies (IMF 理事会、ユーロ圏の政策について審議)」(www.imf.org/external/np/sec/pn/2006/pn0686.htm)

PIN 07/55 「IMF Executive Board Concludes 2007 Consultation with West African Economic and Monetary Union (IMF 理事会、西アフリカ経済通貨同盟との 2007 年の協議終了)」(www.imf.org/external/np/sec/pn/2007/pn0755.htm)

力とする近年の経済活動の回復を歓迎した。東カリブ通貨同盟の擬似カレンシー・ボード制は長期間にわたる物価安定をもたらし、通貨も優位性を保っているように思われる。2007年度以降も成長の勢いを維持することが課題である。石油輸入国である東カリブ通貨同盟諸国は、世界のエネルギー価格の高騰、膨大な公債残高など、数々の大きな困難に直面し続けており、砂糖やバナナの輸出業者は貿易特恵の縮小に適応していく必要がある。さらに、民間の事業活動を妨げる障壁を取り除くために制度改革、行政改革、法改正を推し進める必要がある。IMF 理事会は、金融市場の発展を支える監督・規制環境の強化に向けて引き続き取り組むよう要請した。

ユーロ圏：ユーロ圏では成長が持ち直しその範囲も広がった。安定成長協定(SGP)が改正されたことによって財政政策に対する規律が戻り、財政収支は当初の予想を上回る結果となり、製品・サービス市場の改革および金融統合にも進展が見られた。しかしながら、理事会は、2007年以降は下降局面に入るリスクがあると見ている。生産性の伸びは引き続き緩慢で、雇用と消費は停滞し続けるなか、石油価格は不安定であり世界的不均衡は依然として解決されていない。理事会は、ユーロ諸国が財政再建を加速させるとともに、労働意欲や投資インセンティブを高めるための構造改革をさらに推し進める必要があることを強調した。

西アフリカ経済通貨同盟(WAEMU)：西アフリカ経済通貨同盟域内の2006年の経済状況は全体としてかなり厳しいものだった。燃料輸入価格の高騰にもかかわらずインフレ率は急落し、外貨準備高は適正な水準を維持したが、平均成長率は3.4%に低下し、経常収支赤字は拡大した。政策の収斂、経済統合、構造改革の進捗は遅く、マクロ経済のショックや構造的脆弱性によって、さらに、一部の諸国においては社会政治学的な問題も加わり、成長と地域統合の深化が妨げられている。しかしながら、西アフリカ経済通貨同盟はこうした障害を取り除くため一層の努力を傾けている。2006年には、貿易改革に着手するとともに、2006～2010年を対象期間とする意欲的な改革プログラムを策定した。同地域の金融セクターが依然として未統合で深みに欠けていることから、IMF 理事会は、同地域の当局者から地域レベルの「金融セクター評価プログラム(FSAP)」の要請があったことを歓迎した。

「**地域経済見通し(REOs)**」は、サハラ以南アフリカ諸国、アジア・太平洋、中東・中央アジア、西半球の各地域を対象

に年2回作成される。¹⁵「地域経済見通し」が刊行されると、IMFは本部または外部で記者会見またはセミナーを開く。各地域担当局のスタッフは、しばしば地域内各地に出かけて、さまざまな場所でさまざまな聴衆に対して最新の「地域経済見通し」の結果を説明する。たとえば中東・中央アジア局では、「地域経済見通し」に関する広報活動を年2回、ドバイ、中央アジア、北部アフリカで実施している。

広報活動の強化によって、IMFの研究成果の広範な普及がはかられ、地域レベルの問題に関する議論が活発化した。「地域経済見通し」の刊行に合わせて実施される広報活動に加えて、地域レベルの会議やセミナーをIMF単独で、または、各地域の関係機関・組織と共同で開催している(具体例については、第5章の「広報」の項参照)。

金融セクターサーベイランスと基準・規範イニシアティブ

国際的な資金の流れは過去20年間に激的に増大したが、各国がその恩恵を十分に享受するためには、国内の金融セクターが弾力的で制度が整っていなければならない。IMFと世界銀行は1999年、任意ベースで加盟国の金融システムの包括的評価を行う「金融セクター評価プログラム(FSAP)」という共同イニシアティブを立ち上げた。同プログラムは、金融セクターサーベイランスの要ともいえるもので、IMFが実施する「金融システム安定性評価(FSSAs)」の基盤となっている。金融システム安定性評価は、金融セクターに起因し、マクロ経済安定性を脅かすリスクを評価するもので、マクロ経済的ショックに対する金融セクターの吸収能力も評価対象に含まれる。

特に重要な規制監督制度が地域レベルで設けられている場合、通貨同盟に対して地域レベルの金融セクター評価プログラムが実施される場合がある。前述の通り、2007年度は中部アフリカ経済通貨共同体に対する金融セクター評価プログラムが終了し、西アフリカ経済通貨同盟からは同評価プログラム実施の要請があった。このほか、IMFは、中央アメリカ、マグレブ、北欧・バルト地域においても地域レベルの金融セクター関連プロジェクトを実施した。¹⁶

15 これらの報告書の全文はIMFのホームページ(www.imf.org.)で閲覧できる。2007年秋からヨーロッパについても「地域経済見通し」を刊行する計画がある。

16 IMF2006年度年次報告書のボックス3.4、「中央アメリカの地域金融統合」(www.imf.org/external/pubs/ft/ar/2006/eng/index.htm)参照。



サンパウロ証券取引所、ブラジル

これまでに延べ 123 件の初期評価が終了または進行中であり、金融セクター評価プログラムに関する IMF と世界銀行の活動は、初期評価から評価更新へと比重が移りつつある。評価更新の主な内容は、金融安定性の分析、初期評価段階の基準・規範遵守状況に関する事実情報の更新（アップデート）¹⁷、ならびに、初期評価で指摘された重要課題の再検証である。更新のための評価を行う場合、IMF と世界銀行の合同調査団が評価対象国・地域を訪問するのは通常 1 度だけで（初期評価の場合は 2 度）調査団の規模も比較的小さいため、更新評価は一般的に、初期評価ほど資源集約的ではない。

2007 年度には、18 件の金融セクター評価プログラムが終了したが、そのうち 6 件は評価の更新を目的とするものだった。¹⁸ このほかに、53 件（うち 30 件は更新目的）が進行中または実施が決定もしくは計画されている。

金融セクター関連要素の IMF のグローバル・エコノミー・モデル（GEM）¹⁹ への組み入れは、作業が進んでいる。また、

国際的な金融統合の進展が各国の財政政策に及ぼす影響、ひいては金融セクターと財政制度・政策との連関についての研究を進めている。

データ公開を含む基準と規範

1997 ~ 1998 年のアジア危機を受けて、国際金融構造の強化について理事会で審議が行われた際、金融およびマクロ経済の安定性を国内的にも国際的にも促すような、国際的に認知された優良慣行の基準と規範を作成し、実施する必要性が強調された。その結果が 1999 年に発足した「基準・規範イニシアティブ」である。IMF と世界銀行は、政府運営と政策形成の透明性、金融セクターに関する基準、企業セクター（非金融部門）における市場信頼性に関する基準という 3 つの分野について、各加盟国の政策を国際基準とされる優良慣行に照らして評価し、「基準と規範の遵守に関する報告書（ROSCs）」（ボックス 2.3 参照）を発表する。同報告書は、経済制度の強化に向けた各国の取り組みを支援

17 事実情報の更新は、基準および規範の遵守に関する新たな展開を記述するもので、初期の金融セクター評価プログラムにおける格付を再評価するものではない。

18 ここに示された件数は、2007 年度中に理事会で審議された金融システム安定性評価の数である。

19 IMF が 2002 年以降開発に取り組んでいるグローバル・エコノミー・モデルは、消費者が効用の最大化をめざし、生産者が利潤の最大化を追求するという明確なミクロ経済の枠組みを基にして、大規模な多国間のマクロ経済モデルを構築したものである。国内の供給、需要、貿易、国際資産の各市場を 1 つの理論構造に統一することによって、波及のメカニズムを十分明確化し、これまでのモデルでは得られなかった新たな洞察を得ることができる。このモデルによる一連のシミュレーション結果を利用して、IMF は、市場競争を促す政策が国内および世界にもたらす効果、石油価格高騰の影響、先進諸国における為替変動が新興市場に及ぼす影響、新興市場諸国にとって適切な金融政策ルールなど、数々の問題の評価を行ってきた。このモデルの詳細については、www.imf.org/external/np/res/gem/2004/eng/index.htm 参照。

し、IMF および世界銀行の取り組みを知らせ、市場参加者に情報提供することを目的とするものである。理事会による基準・規範イニシアティブの2006年度見直しとIMF中期戦略の提言を実行に移すかたちで、同イニシアティブの強化がはかられた。具体的には、「基準と規範の遵守に関する報告書」とその更新のための評価を実施する対象国の優先順位が明らかにされ、当該報告書に基づく評価とサーベイランス・技術支援とのさらなる一体化や報告書の明確化がはかられた。近年、一部の基準が改定され、現在は改定後の基準に基づいて評価が行われている。たとえば、理事会は2007年4月、2006年10月に公表されたパーゼル・コア・プリンシプル²⁰に基づく基準と手法を承認した。

「基準・規範イニシアティブ」に基づいて財政の透明性を評価するにあたり、86カ国がIMFの「財政の透明性に関する優良慣行規定（以下、この章においてば財政透明性規定）」という評価基準として採用している。同規定は、広範な公の協議プロセスを経て、2007年度に改正された。1998年に初めて導入されたこの規定は、透明性及び良いガバナンスに関する基準の

実施に向けた加盟国の取り組みをIMFが支援するうえで重要な要素となっている。財政の透明性が確保されることによって、財政政策についてより良い情報に基づいた国民的議論が行われ、政策実施に対する政府の説明責任が明確になり、政府の信頼性が強化される。そして、その結果、健全なマクロ経済政策を立案して適切な政府債務の管理と予算編成を行うための各国の能力が高められる。²¹「財政透明性規定」の改正の主な狙いは、2005年に策定された「資源収入の透明性に関する指針（Guide on Resource Revenue Transparency）」の活用を通して得た経験を踏まえて、資源収入の透明性に関する諸問題を「財政透明性規定」に十分に盛り込むことだった。同指針は、炭化水素資源や鉱物資源に歳入の大きな部分を依存している国々の問題に取り組もうとするものである。改正後の「財政透明性規定」では、優良慣行の範囲が拡大され、財政リスク管理、予算と政策決定の公開性、外部監査プロセス、国民向け予算ガイドの発行など、財政の透明性に関するいくつかの重要課題について、より明確な言及がなされている。また「財政の透明性に関するマニュアル」も大幅に改訂され、財政の透明性に関する優良慣行について、途上国、新興諸国、先進諸国の例を引きながら詳細な手引きを提供している。²²

1997 - 98年のアジア危機以降、IMFのカントリーリスク評価において、バランスシートの脆弱性を分析することがますます重要に

さらに、IMFは2006年9月、国際金融統計（IFS）の付録シリーズNo.17「付録：通貨金融統計（Supplement on Monetary and Financial Statistics）」の刊行を開始した。これは、65カ国の通貨金融統計データを四半期単位で集計したものである。これらのデータは、IMFのバランス・シート・アプローチで債務面の脆弱性を評価する際にマトリックスを作成するうえで、重要なインプットとなる。アジア危機以降、IMFのカントリー・リスク評価において、バランス・シートの脆弱性を分析することがますます重要になっている。各国の主要経済セクター（公共、民間金融・非金融、家計、非居住者）のバランス・シート

20 パーゼル銀行監督委員会が1997年9月に公表した「実効的な銀行監督のためのコアとなる諸原則（Core Principles for Effective Banking Supervision）」は銀行規制の変化に対応すべく2006年に改訂された。「コア・プリンシプル（Core Principles）」および「コア・プリンシプル・メソドロジー（Core Principles Methodology）」は、各国が自国の監督制度の質を評価し、規制・監督上の問題を克服するためにすべきことを特定する際、ベンチマークとして活用されている。IMFと世界銀行は、加盟国の銀行監督制度とその実施状況を評価する金融セクター評価プログラムとの関連においても、「コア・プリンシプル」を活用している。

21 「財政の透明性に関する優良慣行規定（Code of Good Practices on Fiscal Transparency）」は www.imf.org/external/np/fad/trans/code.htm で閲覧できる。

22 「財政透明性に関するマニュアル（Manual on Fiscal Transparency）」は www.imf.org/external/np/fad/trans/manual/index.htm で閲覧できる。

に関する情報を活用することによって、償還時期の構成、通貨構成、資本構成の間のミスマッチや異なるセクター間の連関の評価が容易になる。

経済環境の変化や経済分析に対するニーズの変化を踏まえ、IMFは、各加盟国および他の国際機関と緊密に連携しながら、マクロ経済統計基準の改訂に取り組んでいる。IMFは1993年国民経済計算体系(93SNA)の改訂作業に参加しており、「国際収支・対外投資残高マニュアル(Balance of Payments and International Investment Position Manual)」第6版および「輸出入価格指数マニュアル(Export and Import Price Index Manual)」の草案を作成し、世界中から意見を収集すべくIMFのホームページ上に掲載している。統計手法の最大限の調和を確保するため、さまざまな統計基準の改訂で協調が図られている。こうした統計作成の方法に関する基準は、IMFがデータに関するROSC評価、技術支援、研修を実施するうえでの活動の根拠を与えるとともに、データおよび統計作成方法におけるベスト・プラクティス(最良慣行)の比較可能性を高めている。

サーベイランス枠組みの刷新と金融セクター分析の統合

過去30年間にわたり、理事会はIMFのサーベイランス作業を定期的に見直ししてきた。1988年から2004年までは、見直しは隔年ごとに実施された。その後、IMFの業務効率化を掲げる中期戦略の方針に基づき、見直しは3年ごとに実施するという決定が2006年に下された。直近の見直しは2004年に行われたが、その際、事実上の為替相場制度の明確な特徴をスタッフの報告書に記載すること、対外競争力を評価するために広範な指標や分析ツールをより体系的に利用すること、為替相場問題についてIMFスタッフと各国当局者との間で交わされた政策対話の内容を徹底的



為替レート表示ボード、タイ・バンコク

かつバランスよく報告をすることを含め、為替相場問題について一層掘り下げた取り扱いをすることが求められた。²³ こうした提言を踏まえて、理事会は2006年8月に、世界のGDPの90%超を占める先進30カ国・地域の為替相場問題を取り扱ったIMFの最近の質の評価に関するスタッフ報告書について審議した。²⁴ 理事たちは、為替相場のサーベイランスが2004年審査の時点に比べて相当改善され、審査対象となった4分野のうち3つの分野(為替相場制度の説明、同制度の評価、為替相場政策と対外的安定性の整合性)に関する分析の質はほぼ適切だったものの、4つ目の分野(為替相場の水準および対外競争力の評価)の分析については

23 隔年実施のサーベイランス見直しはIMFのホームページの下記アドレスで閲覧できる。
(www.imf.org/external/np/sec/pn/2004/pn0495.htm)

24 本スタッフ報告書「Treatment of Exchange Rate Issues in Bilateral Fund Surveillance - A Stocktaking (IMF 国別サーベイランスにおける為替相場問題の取扱 - 実態調査)」はIMFホームページの下記アドレスで閲覧できる。(www.imf.org/external/pp/longres.aspx?id=3951)
関連の理事会議論要約については、CD-ROM および IMF ホームページの下記アドレスに PIN No. 06/131 「IMF Executive Board Discusses Treatment of Exchange Rate Issues in Bilateral Surveillance - A Stocktaking (「国別サーベイランスにおける為替相場問題の取扱 - 実態調査」に関するIMF理事会の議論)」として掲載している。(www.imf.org/external/np/sec/pn/2006/pn06131.htm)

IMF 理事会は為替相場政策に関するサーベイランスを強化し、金融部門とマクロ経済の関係についてより綿密な調査を提唱した

改善の余地があるという見方を概ね支持した。理事会はまた、各国の為替政策の波及効果に関する分析に一層力を注ぐよう要請した。

為替相場問題に対する IMF の評価枠組み強化に向けた取り組みの一環として、理事会は、2006 年 11 月に開催された非公式セミナーにおいて、IMF の「為替相場問題協議グループ (CGER)」により拡充改訂された為替相場の評価手法に関するスタッフの報告について審議した。同グループは、1990 年代半ばから数多くの先進国の為替相場評価を実施してきたが、評価手法を拡充し、新興市場諸国約 20 カ国を評価対象に含めることにした。これらの評価手法によって、經常収支や実質実効為替相場がその基礎となるファンダメンタルズと整合性を保っているかどうかを測ることができる。IMF スタッフは、ヨーロッパ、アジア、アフリカにおいて、現地の当局者、学者、市場参加者を交えて広報イベントを催し、この評価手法の拡充と為替相場のモデル化への取り組みについて議論した。²⁵

IMF の理事会、幹部、スタッフはサーベイランスの実効性について定期的に評価を行っているが、これを補完するかたちで、IMF の独立評価機関 (IEO) ボックス 5.3 参照) は、為替

相場政策について IMF が行った助言に関する 2007 年度の評価を終了した。その評価結果は 2008 年度の早い時期に理事会で審議されることになっている。²⁶ 独立評価機関は、次の 3 つの主要な視点から評価を行った。第 1 に、IMF の役割が明確に定義され、理解されているか、第 2 に、IMF の助言およびその基盤となる分析の質はどの程度有用か、第 3 に、各国当局者との政策対話において IMF はどの程度効果をあげているかという視点である。独立評価機関の報告書は、1999 年から 2005 年の間に IMF の加盟国に対する助言の質はいくつかの点で改善されたという認識を示し、その例として、数々の優れた分析や担当チームの熱心な姿勢に言及した。同時に、報告書は、IMF による為替相場政策サーベイランスの根本的な目的を再確認し、IMF および各加盟国に期待される役割を明確化する必要があると指摘し、為替相場政策に関する IMF の助言をより効果的に運営・実行し、各加盟国との交流を改善するための詳細な提言を示した。

為替相場政策に関するサーベイランスの範囲および運営面のあり方に適用される原則と手続が IMF 理事会で採択されたのは 1977 年、各国通貨の為替平価が固定されていたブレトン・ウッズ体制崩壊後のことであった。²⁷ 2007 年度に理事会は、対象範囲をより包括的なものに広げ、かつ 4 条協議や現在のベスト・プラクティスと一層整合性のある為替政策監視を実現すべく、この決定を見直す可能性について審議した。²⁸ 改正された決定は、為替相場を含むサーベイランスの実効性強化に向けた IMF の決意を示すのみならず、サーベイランスの実施基準となり、指針を統一し、課題と手続を明確化し、かつ優先課題に取り組み監視を実施するための強固な基盤を提供することになる。理事会では、重要分野について大筋で意見が一致したが、その他の分野についてもその後共通認識を得るべく議論が行われた。IMF と世界銀行の春季会合で、国際通貨金融委員会は、以後の作業については、新たな義務は導入せず、引き続き対話と説得を効果的なサーベイランスの根幹とする、サーベイランスは各国のおかれた状況に十分留意し、公平性を確保する必要性に力点を

25 IMF プレスリリース 06/266 「IMF Strengthening Framework for Exchange Rate Surveillance (IMF、為替相場監視のための枠組みを強化)」(CD-ROM または www.imf.org/external/np/sec/pr/2006/pr06266.htm) 参照。

26 独立評価機関の報告書は、www.ieo-imf.org/eval/complete/eval_05172007.html で閲覧できる。

27 「1977 Decision on Surveillance over Exchange Rate Policies (為替相場政策の監視に関する 1977 年の決定)」は IMF ホームページの下記アドレスで閲覧できる。([www.imf.org/external/pubs/ft/sd/index.asp?decision=5392-\(77/63\)](http://www.imf.org/external/pubs/ft/sd/index.asp?decision=5392-(77/63)))

28 IMF スタッフ報告書「Article IV of the Fund's Articles of Agreement: An Overview of the Legal Framework (IMF 協定第 4 条: 法的枠組みの概要)」(www.imf.org/external/np/pp/eng/2006/062806.pdf) 参照。

おく、改正後の決定は状況に応じてサーベイランスを変容できる程度に柔軟なものとする、という3つの原則に従って進めることで合意した。²⁹

2007年度の理事会においては、現行の説明責任と独立性の枠組みに照らして、サーベイランスを実施する際の指針となり、その効果に対する事後のモニタリングを容易なものにするため、サーベイランスの優先分野を明記した文書(レミット)を導入する可能性についても意見交換が行われた。その過程で、理事会は、IMFサーベイランスの実効性を評価する方法の検証を行い、2008年度に予定されている次回のサーベイランス見直しの際には、より強力な評価方法を導入すべきであるとの見解で意見が一致した。

金融セクターと資本市場に関する分析のサーベイランスへの統合

どうすればIMFの金融セクター関連業務をサーベイランスに組み入れることができるかという問題を検討するための作業部会が2006年度に設置された。同作業部会は2007年度に提言をとりまとめたが、そのなかで、多国間ベースのより広範な視点を持ち、金融セクターが成長やマクロ経済に及ぼす影響に一層注目し、徹底的なリスク評価を行う必要があることを強調した。この提言に基づき、IMFは、金融システム上重要な国々および危機に対する脆弱性を有する国々のモニタリングを強化するとともに、IMF部局間の協力を進め金融セクターに関する業務に優先的に取り組んできている。

IMFはまた、マネーロンダリング対策のための金融活動作業部会(FATF)、世界銀行、国連、FATF型地域機関(FSRBs)との連携の下、マネーロンダリング防止とテロ資金根絶(AML/CFT)に向けた国際的な取り組みにも参加した。全世界的な加盟国を有する協力機関であるIMFは、情報を共有し、各種課題に対して共通のアプローチを見出し、望ましい政策や基準を推進するためのごく当然の協議の場となっている。加えて、IMFは金融セクター評価、同セクターにおける技術支援、加盟国の経済システムのサーベイランスの実施におい

て幅広い経験を有している。このことは各国におけるマネーロンダリング・テロ資金対策に関する国際基準の遵守状況を評価し、不備を是正するためのプログラムの策定を支援するうえで特に貴重なものである。IMF理事会は2004年、マネーロンダリング・テロ資金対策評価(AML/CFT評価)と技術支援をIMFの主要業務の一部と位置づけるとともに、当該業務の範囲を広げ、各国政策担当者が効果的なマネーロンダリング対策プログラムを実施する際の指針として示された金融活動作業部会の提言40項目およびテロ資金根絶のための提言9項目をすべて網羅することを決めた。

AML/CFT体制の評価は、IMF、世界銀行、FATF、またはFATF型地域機関(FSRDs)が事前に合意した共通の評価手法によって実施するが、その評価の質と一貫性についてIMFと世界銀行のスタッフが共同で作成した報告書の審議が2006年6月のIMF理事会で行われた。³⁰ 審議のなかで、理事会は、金融システムの信頼性強化と金融不正の阻止のためにマネーロンダリング・テロ資金対策がきわめて重要であることを改めて強調するとともに、各国のAML/CFT体制の評価におけるIMFとFATFおよびFSRDsとの協力関係を確認した。理事会は、審査の一環として、これら各種機関によるAML/CFT評価を専門家パネルにサンプル分析させ、その結果を検証したところ、評価報告書の質と一貫性には相当なばらつきがあるという結論に達した。理事会は、評価の質を向上させるために既に数々のイニシアティブが実施され、現在も実施されていることを留意したうえで、IMFスタッフに対し、FATF型地域機関に対して技術支援を提供し、一層緊密に協力するよう要請した。

理事会はまた、「金融セクター評価プログラム」または「オフショア金融センター(OFC)評価プログラム」³¹に基づく評価またはその更新を実施する際は必ず、最新の手法によるAML/CFT評価を全項目について実施すべきであり、このような全面的なAML/CFT評価はほぼ5年ごとに実施されるべきであるとの見解で一致した。また、その他の金融セクター関連基準の評価、4条協議、FATFや地域フォーラムへの参加

29 会計年度終了後の2007年6月15日、IMF理事会は、1977年決定に代わる新たな指針として、「2007 Decision on Bilateral Surveillance over Members' Policies (国別サーベイランスにおける各国政策の監視に関する2007年決定)」を採択した。この決定に関する理事会議論の要約はwww.imf.org/external/np/sec/pn/2007/pn0769.htm で閲覧できる。

30 スタッフ報告書はwww.imf.org/external/np/pp/eng/2006/041806r.pdf に掲載している。当該報告書に関するIMF理事会審議の要約は、CD-ROMまたはIMFホームページ(www.imf.org/external/np/sec/pn/2006/pn0672.htm) で閲覧できる。

31 オフショア金融センター評価プログラムは2000年に開始された。オフショア金融センターのモニタリングは、各オフショア金融センターによる監督・信頼性基準の遵守を確保する目的で実施されるもので、IMFの金融セクター関連業務の標準的な構成要素となっている。

など、上記以外の手段によっても、マネーロンダリングまたはテロ資金の提供に起因する重大な金融セクター問題について IMF が引き続きモニタリングを行うことが期待されている。

IMF 理事会は、金融セクターサーベイランスの円滑化、国際金融システムの透明性と安定性の向上、市場規律の強化をはかるうえで、金融健全性指標 (FSI) が重要であることを一貫して強調してきた。国際社会と協議しながら基本的な健全性指標 (コア FSI) と推奨される健全性指標 (推奨 FSI) を開発した後、IMF は 2004 年 3 月に、理事会承認を経て 3 年間の試験的な「協動的指標集計エクササイズ (CCE)」を開始した。その目的とするところは、62 カ国における FSI 集計能力を

構築し、FSI の国際比較可能性を高め、FSI 集計に向けた取り組みにおいて各国間の協調をはかり、本エクササイズで集計した FSI データをメタデータとともに公表し、透明性の向上と市場規律の強化をはかることである。国際比較可能性を確保する手段として IMF が推奨する方法は、「Financial Soundness Indicators: Compilation Guide (金融健全性指標：集計ガイド)」³² に掲載している。2007 年度末までに、本エクササイズ参加 62 カ国のうち 52 カ国分の FSI データとメタデータが IMF のウェブサイト上に掲載された。³³ このほかにも多くの国々が独自に FSI を定期的に集計・公表しており、これらの指標は「金融セクター評価プログラム」の報告書などに記載されている。

32 本ガイドは www.imf.org/external/pubs/ft/fsi/guide/2006/index.htm に、コア FSI および推奨 FSI のリストは www.imf.org/external/np/sta/fsi/eng/fsi.htm にそれぞれ掲載されている。

33 2008 年度の最初の月 (2007 年 5 月) に新たに 5 カ国が FSI データとメタデータの公表に踏み切った。 www.imf.org/external/np/sta/fsi/eng/cce/index.htm 参照。

第 3 章



第3章 プログラム支援

IMFは加盟国に対し、被支援国の異なる事情に合わせて、各種融資制度を含むさまざまな方法で金融支援その他の支援を行っている（表3.1参照）。金融支援やプログラム支援を求める加盟国の要請を審査・承認することも、サーベイランスと並ぶ理事会の主要任務である。

IMFの融資制度に基づき、理事会は、必要な物資の輸入または対外債務支払いのための外貨の不足など、さまざまな国際収支上の問題に対処しようとする加盟国を支援するための一時的な融資の提供を承認する。IMF融資は、こうした国々が短期的な国際収支上の問題を克服し、国内経済の安定化をはかり、同じような問題が将来発生するのを防ぐために必要な政策調整を行えるよう、時間的猶予を与えるものである。IMF融資は、借入国のニーズをすべて満たそうとするものではなく、むしろ、狙いとするところは、各国が自国の政策への信頼を回復し、他からの融資を引き出せるようになるよう触媒的な効果を発揮することである。IMF融資に伴い、借入国はIMFの協力の下、経済改革プログラムを策定する。理事会は、プログラムに基づく借入国の取り組みを定期的に審査する。たいていの場合、支払いはプログラムの目標達成に応じて行われる。

通常の融資活動：IMF 融資の大部分は、加盟国の短期的な国際収支上の困難に対処するスタンド・バイ取極（SBA）及び、長期的な構造問題に起因する対外支払い困難への対処に重点を置く拡大信用供与措置（EFF）を通じて提供される。資本市場へのアクセスが突然、混乱をきたすようなかたちで断ち切られた加盟国に対しては、これらの融資を補うかたちで IMF の補完的準備融資制度（SRF）に基づく短期融資が提供される場合がある。さらに、紛争または自然災害から復興途上にある国々に対する特別制度として緊急支援（EA）がある。上記の IMF 融資についてはいずれも金利手数料が発生し、融資の種類や期間、融資残高に応じて利息が上乘せられる場合も多々ある。返済期間は融資の種類によって様々である。IMF の通常の融資活動は、主として加盟国の出資金（クォータ）を原資とする一般資金勘定（GRA）の回転資金（リボルビング・ファンド）によって賄われる。さらに、IMF は加盟国との間に 2 種類の正式借入取極を締結しており、クォータを財源とする資金を補完するために加盟国から借り入れることができる。

低所得国向け融資：IMF は低所得国にさまざまな手段で支援を提供している。具体的には、貧困削減・成長ファシリティ（PSGF）や外生ショック・ファシリティ（ESF）に基づく高度に優遇的な融資、紛争や自然災害から復興途上にあると認定された国々に対する優遇的な緊急支援³⁴、重債務貧困国（HIPC）イニシアティブやマルチ債務救済イニシアティブ（MDRI）³⁵に基づく債務救済といった措置がとられている。貧困削減・成長ファシリティは、IMF の低所得国向け金融支援の主要な手段となっているが、この措置が成長指向型経済政策との関連において貧困削減に重点的に取り組むものであるのに対し、外生ショック・ファシリティは、突発的な外生ショックに見舞われたが PRGF 取極を締結していない低所得国に譲許的な支援を提供するものである。貧困削減・成長ファシリティや外生ショック・ファシリティに基づく融資または債務救済を求める低所得国は、参加型プロセスにおいて国民が関与するかたちで貧困削減戦略ペーパー（PFSP）を作成しなければならない。貧困削減戦略ペーパーは、IMF および世界銀行の理事会によって検討されるが、戦略は当事国が自ら策定、所轄する。貧困

削減・成長ファシリティに基づく融資は IMF が管理するトラスト・ファンドを原資とし、優遇のための補助金は IMF および多くの IMF 加盟国の拠出によって賄われる。

特別引出権：IMF は、特別引出権（SDR）を加盟国に配分することによって国際的準備資産を創出できる（ボックス 3.1 参照）。加盟国は配分された SDR で他の加盟国から外貨を入手したり、IMF への支払いを行ったりできる。SDR は、IMF の計算上の単位でもある。

ボックス 3.1 特別引出権

特別引出権（SDR）は、国際的な流動性不足の脅威に対処するために IMF が 1969 年に創設した準備資産である。SDR は、IMF クォータの比率に応じて各加盟国へ「配分（分配）」される。創設以来これまでに、総額 214 億 SDR にのぼる特別引出権の配分が行われたが、うち 93 億 SDR は 1970 ~ 1972 年に、残りの 121 億 SDR は 1979 ~ 1981 年に配分された。今日では、SDR が準備資産として使われることはきわめて稀で、主として、IMF その他一部の国際機関の計算上の単位として、あるいは IMF に対する加盟国の金融上の債務を決済する際の支払手段として機能している。SDR は通貨でもなければ、IMF に対する債権でもない。むしろ、制約なく使用可能な IMF 加盟国通貨を求めるための潜在的な請求権というべきものである。SDR 保有国は 2 つの方法で自国が有する SDR と引き換えにそうした通貨を入手することができる。1 つは加盟国間の自主的な交換取極によるもので、もう 1 つは、強固な対外収支構造を有する IMF 指定の加盟国が制約なく使用可能な通貨と引き換えに脆弱な対外収支構造を有する加盟国から SDR を買い取ることにによるものである。

SDR の価値は、バスケットを構成する主要な国際通貨の加重平均に基づいて決定され、SDR 金利も評価対象となる通貨バスケットの各構成通貨の短期市場金利の加重平均に基づいて決められる。評価方法は 5 年ごとに見直される。直近の見直しは 2005 年 11 月に終了し、IMF 理事会は、2006 年 1 月 1 日付けで通貨バスケットを変更することを決定した。SDR 金利は毎週計算され、通常の IMF 融資の金利および IMF の債権国に支払われる利息を決定する基準となる。

34 2007 年 4 月 30 日現在における外生ショック・ファシリティおよび緊急支援のための補助金拠出の誓約は、CD-ROM 上の CD-Table 3.1 および CD-Table 3.2 に掲載している。

35 重債務貧困国（HIPC）イニシアティブは、1996 年に IMF と世界銀行によって創設されたもので、より迅速、徹底的、かつ広範な債務救済を提供し、債務救済政策、貧困削減政策、社会政策間の連携を強化するため、1999 年に拡充された。2007 年 4 月 30 日現在の債務救済提供状況は、CD-ROM 上の CD-Table 3.3 および CD-Table 3.4 に掲載している。HIPC イニシアティブに関する詳細は、IMF のホームページの下記アドレスで閲覧できる。（www.imf.org/external/np/exr/facts/hipc.htm）

表3.1 IMF融資制度

融資の種類 (導入年度)	目的	条件	分割供与およびモニタリング ¹
クレジット・トランシュおよび 拡大信用供与措置 ⁴ スタンド・バイ取極 (SBA: 1952年導入)	短期的な国際収支困難に陥った 加盟国に対する中期的支援	国際収支困難が妥当な期間内に解 決されることを確約するような政 策を導入することを条件とする	パフォーマンス基準その他の条件の 遵守を条件として四半期ごとに分割 買入れ(供与)を行う
拡大信用供与措置 (EFF: 1974年導入) [拡大取極]	長期的な国際収支困難に陥った 加盟国の構造改革を後押しする 長期的支援	向こう12ヵ月の政策に関する詳細 な記述を含む、構造計画3ヵ年計画 を策定することを条件とする	パフォーマンス基準その他の条件の 遵守を条件として四半期ないし半期 ごとに分割買入れ(供与)を行う
特別融資制度 補完的準備融資制度 (SRF: 1997年導入)	市場の信頼喪失に伴う国際収支 困難に陥った加盟国に対する短 期的支援	スタンド・バイ取極もしくは拡大 取極との関連においてのみ利用可 能で、関連プログラムの策定およ び市場の信頼喪失に対処する政策 の強化を条件とする	1年間の措置 融資は分割買入れ(供与)で、早い 時期に前倒し的に実施する
輸出変動補償融資制度 (CFF: 1963年導入)	一時的な輸出の落ち込みまたは 穀物輸入コストの増加に見舞わ れた加盟国に対する中期的支援	輸出の落ち込み・輸入コスト増が 加盟国政府の力の及ばない要因に よるものであり、かつ、当該加盟 国が高次クレジット・トランシュ に係るコンディショナリティの取 極をすでに行っているか、一時的 な輸出減または輸入増の影響を除 いた国際収支が満足すべき状況に ある場合に限り利用可能	通常、6ヵ月以上にわたり、取極に 定める分割供与規定に従って供与さ れる
緊急支援	以下の事由に関連して国際収支 困難に陥った加盟国に対する支援		なし(ただし、紛争後の復興に対す る支援については、複数回に分けて 実施される場合もある)
(1) 自然災害緊急支援 (ENDA: 1962年導入)	自然災害	国際収支困難を克服するための妥 当な努力を行うことを条件とする	
(2) 紛争後緊急支援 (EPCA: 1995年導入)	内戦、政変、国際的武力闘争に よる混乱	高次クレジット・トランシュ取極ま たは貧困削減・成長ファシリティにつな がるような制度面における行政機能強化 重点的に取り組むことを条件とする	
低所得国向け融資制度 貧困削減・成長ファシリティ (PRGF: 1999年導入)	根深く構造的な国際収支困難に 陥った加盟国に対して実施され る長期的支援で、貧困削減につ ながるような持続的成長をもた らすことを目的とする	3か年にわたる貧困削減・成長ファシ リティの取極(PRGF取極)を導入す ること、ならびに、支援対象プログラ ムは参加型プロセスにおいて被支援国 が作成するマクロ経済政策、構造政策、 貧困削減政策を一体化させた貧困削減 戦略ペーパー(PRSP)に基づくもの であることを条件とする	パフォーマンス基準の遵守および審 査を条件として半期ごと(場合によっ ては四半期ごと)に分割供与する
外生ショック・ファシリティ (ESF: 2006年導入)	外生ショックに起因して生じた 一時的な国際収支上のニーズに 直面する加盟国に対する短期的 支援	外生ショックへの適応、ならびに、当 該外生ショックへの適応を促すうえで 重要な構造改革もしくは将来起こり得 るショックの影響を軽減するうえで重 要な構造改革への適応を可能とするよ うな1~2か年にわたるマクロ経済調整 プログラムの導入を条件とする	パフォーマンス基準の遵守に加え、 ほとんどの場合は審査の終了も条件 として、半期ごとまたは四半期ごと に分割供与する

1 貧困削減・成長ファシリティ(PRGF)に基づく場合を除き、IMF融資は加盟国の
出資で賄われる。各加盟国は、IMFへの資金供与の約束を意味するクォータを
割り当てられ、クォータ(出資割当額)の一部はIMF指定の外貨もしくは特別引
出権(SDR)(ボックス3.1参照)で、残りの額は自国通貨で払い込む。IMF融資
の供与もしくは引出しは、借入国が自国通貨を外貨建て資産を買い入れるかた
ちで実施される。返済は、借入国がIMFから自国通貨を外貨で買い戻すことによ
って行われる。IMFの融資メカニズムについては、CD-ROM版のCD-Box 5.1参照。
貧困削減・成長ファシリティに基づく融資は、別途設けられている貧困削減・成
長ファシリティおよび外生ショック・ファシリティのためのトラスト・ファンド
(PRGF-ESFトラスト)によって賄われる。

2 一般資金勘定を原資として供与される資金の「手数料率」は、毎週改定される特
別引出権適用金利(SDR金利)をベースに設定される。手数料率は、IMF会計年
度の各四半期における一般資金勘定からのすべての引き出しの平均残高に適用さ
れる。加えて、一般資金勘定のIMF資金からリザーブ・トランシュ以外の引出し
を行うたびに0.5%の一時払いサービス料が賦課される。また、スタンド・バイ取
極または拡大取極に基づく各期(年ベース)の引出可能額に対しては前払いコミッ
トメント・フィー(クォータの100%相当額までは25ベース・ポイント、これ
を超える額については10ベース・ポイント)が賦課され、その後、当該取極に
基づく引出しが行われる際にその額に応じて払い戻される。

利用限度額 ¹	手数料率 ²	買戻し(返済)条件 ³		
		所定返済期間(年)	期待返済期間(年)	分割スケジュール
年間限度額：クォータの100%相当額 累積限度額：クォータの300%相当額	基本金利 + 上乗せ金利 上乗せ金利は、融資額のうちクォータの200%超300%以下に相当する額について100ベース・ポイント、300%超に相当する額については200ベース・ポイント ⁵	3 ¹ / ₄ ～5年	2 ¹ / ₄ ～4年	年4回
年間限度額：クォータの100%相当額 累積限度額：クォータの300%相当額	基本金利 + 上乗せ金利 上乗せ金利は、融資額のうちクォータの200%超300%以下に相当する額について100ベース・ポイント、300%超に相当する額については200ベース・ポイント ⁵	4 ¹ / ₂ ～10年	4 ¹ / ₂ ～7年	年2回
利用限度額はなし 通常の融資制度で支援すると年間もしくは累積の限度額を超過する場合のみ、それを補完する制度として利用可能	基本金利 + 上乗せ金利 上乗せ金利は、1回目の引出しから1年間は300ベース・ポイント、以後6ヵ月毎に50ベース・ポイントずつ、最大500ベース・ポイントまで引き上げられる	2 ¹ / ₂ ～3年	2～2 ¹ / ₂ 年	年2回
輸出減と穀物輸入コスト増それぞれにつきクォータの45%相当額を限度とし、合わせて55%を超えないものとする	基本金利	3 ¹ / ₄ ～5年	2 ¹ / ₄ ～4年	年4回
通常、クォータの25%相当額を限度とするが、例外的に50%相当額まで増額される場合がある	基本金利(ただし、資金に余裕がある場合は、金利補填により利率が0.5%に引き下げられる場合がある)	3 ¹ / ₄ ～5年	該当なし	年4回
通常、クォータの140%相当額を限度とするが、例外的に185%相当額まで認められる場合がある	0.5%	5 ¹ / ₂ ～10年	該当なし	年2回
年間限度額：クォータの25%相当額 累積限度額：特別な事情がある場合を除きクォータの50%相当額	0.5%	5 ¹ / ₂ ～10年	該当なし	年2回

3 2000年11月28日より後に実施された買入れ(資金供与)は、期待返済期間内に買戻し(返済)が行われることが期待される。ただし、加盟国から期待返済期間の変更を求める要請があり、理事会が当該加盟国の国際収支が買戻しを実施できるほど改善していないことを認めた場合、IMFは期待返済期間を変更することができる。

4 クレジット・トランシュとは、各加盟国のIMFクォータの比率で示される買入れ(資金供与)枠の大きさを示す。たとえば、クォータの25%相当額までの資金供与は第1クレジット・トランシュの引出しとされ、借入国は国際収支上の諸問題を克服するための受当な努力を行うことが義務付けられる。クォータの25%相当額を超える資金供与は高次クレジット・トランシュの引出しと称され、借入国が所定

のパフォーマンス目標を達成するのに応じて、分割して資金が供与される。こうした資金供与は、通常、スタンド・バイ取極または拡大取極の締結にともなって実施される。取極に含まれないIMF資金の利用はきわめて稀で、今後もそうであると期待される。

5 上乗せ金利は2000年11月に導入された。

IMFは、さまざまな融資ファシリティに基づく融資を貿易統合メカニズム（TIM）経由で提供することもできる。貿易統合メカニズムは2004年度に導入されたが、この制度そのものは融資ファシリティではなく、むしろ政策である。このメカニズムは、多角的貿易自由化によって世界市場における自国の競争的地位が脅かされ、一時的にであれ、国際収支上の問題が生じるのではないかと一部の途上国の懸念を和らげることを目的とする。

IMFの融資制度別・年度別の融資承認額、融資残高、返済額の詳細は、CD-ROM上の付属IIの表に記載されている。

IMF理事会は、加盟国の新たなニーズに対応すべく政策および政策手段を頻繁に見直し、改善をはかっている。2007年度においては、国際資本市場を積極的に利用する新興市場諸国が突発的で一時的な流動性不足に陥った場合に利用できる新たな予防的融資制度の創設に向けた作業に着手した。また、低所得国が債務救済を受けた後、再び過剰債務を抱え込むのを防ぐため、IMFと世界銀行の理事会は、2005年に共同で創設した債務持続可能性枠組み（DSF）を強化することを決定し、両機関は、この枠組みをより効果的に利用する方法について広報活動を繰り返し広げた。さらにIMF理事会は、独立評価機関（IEO）ボックス5.3参照の報告書「IMFとサハラ以南アフリカ諸国に対する支援（The IMF and Aid to Sub-Saharan Africa）」を検討し、IMFの支援を受けたプログラムの事後評価（EPA）反復的もしくは長期的な借入国におけるIMF支援プログラムの成否の評価報告）の審査を終えたほか、1992～2005年間にIMFが実施した予防的取極の経験についても再検討した。予防的取極とは、差し迫った国際収支上の問題に直面していない国々に対し、特定の政策を実行することを条件として、必要が生じた場合にIMFの金融支援を引き出す権利を与えるものである。

新興市場諸国・地域

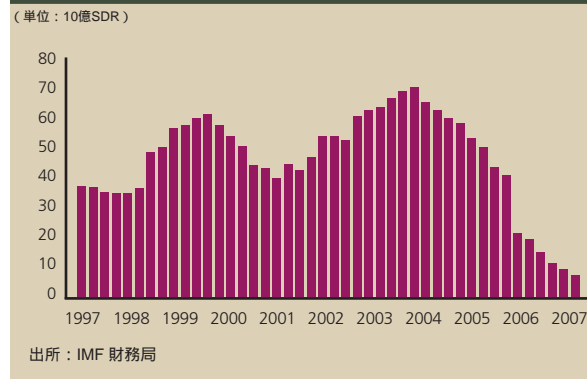
多くの新興市場諸国・地域は、IMF支援によるプログラムを実施する段階からIMFサーベイランスを受けるだけの段階に移行した。これらの国々においては、国際資本市場から資金調達する道が開けたことから、IMF融資を前倒しで返済する動きが広がり、新規のIMF融資に対するニーズが激減した。

融資

引き続き活発な早期返済の動きと低調な新規貸付実行を背景に、2007年度末現在のIMF融資残高は、2006年4月時点の192億SDRから73億SDRに大きく減少した（図3.1参照）。³⁶ 2007年度中に、ブルガリア、中央アフリカ共和国、エクアドル、ハイチ、インドネシア、マラウィ、フィリピン、セルビア、ウルグアイの9カ国が、合計71億SDRのIMF融資を期限前返済した。同年度のIMFの融資実行額は23億SDRだったが、トルコ向けの融資がその大部分を占めた。

2007年度にはパラグアイとペルーに対するスタンド・バイ取極が承認されたが、IMFの新規融資約束額は、2006年度の84億SDRから2007年度の2億3700万SDRに急減した。2007年度末現在、スタンド・バイ取極と拡大取極を合わせて7件が実行中だったが、うち4件については、借入国より当該取極に基づく引出を行わない旨の意思表示があったため、予防的取極として扱われている。2007年4月末現在、継続中のスタンド・バイ取極および拡大取極の未実行残高は39億SDRであった。

図3.1 通常の融資残高（1997～2007年度）



新たな融資制度

多くのIMF加盟国は、国際資本市場を積極的に利用する加盟国の危機予防対策を支援する新たな融資制度の検討を求めている。こうした制度を設計するための背景分析の一環として、理事会は2006年5月、非公式セミナーを開催し、危機予防におけるIMF支援プログラムの役割に関する研究について議論した。³⁷ 当該研究は、理論的実証作業に

36 貸付予約能力（FCC）で見たIMFの流動性は、2006年4月末の1201億SDRからさらに増加、2007年4月末には過去最高の1261億SDRに達した。融資が大幅に減少したことが主要因だった。

37 「The Role of Fund Support in Crisis prevention（危機予防におけるIMF支援の役割）」（2006年3月23日）は、IMFのホームページ（www.imf.org）で閲覧できる。

基づき、IMF 資金を利用できることが危機の蓋然性を低下させるうえで重要な役割を果たし得ることを示した。さらに、IMF 支援がもつ限界的な影響力は、被支援国の政策および経済の基礎的諸条件（ファンダメンタルズ）に左右され、したがって、IMF 資金を利用できるということが、危機予防に向けた被支援国の取り組みに大きな補完的効果をもたらす可能性がある、としている。この分析結果を受けて、IMF 理事会は 2006 年 8 月にセミナーを開き、IMF が先に導入した予防的クレジット・ライン（CCL）における経験も踏まえて新たな融資制度の目的について議論した。³⁸

優れた制度ができれば、問題の兆候が最初に現れた時点で、その制度を利用する資格のある加盟国（健全な政策を実施している国）に信用枠を供与することによって危機リスクを軽減し、その結果、民間投資家が早期にエクスポージャーを削減するインセンティブを低下させることになる。また、予想される IMF 融資の利用と IMF 資金の適切な保護とのバランスをとるとともに、良好な状況下においては力強く前向きなシグナルの発信となる反面、状況悪化局面においては同制度の利用あるいは利用終了が否定的なシグナルを発する可能性となることによって生じるこの間の緊張を管理することも必要であろう。

2006 年 9 月の年次総会で、国際通貨金融委員会（IMFC）は、IMF に対し、暫定的にリザーブ増強ライン（RAL）と呼ばれている新たな制度の設計に向けて引き続き取り組むよう要請した。IMF の幹部とスタッフによる各国政府担当者や市場参加者に対する働きかけによって制度設計に向けたさらなる取り組みが促され、2007 年 3 月には、制度利用資格、モニタリング、利用権、条件、サンセット条項など、制度設計上の重要課題に関する一層の意見集約を求める報告書について理事会で議論が行われた。³⁹ この理事会の議論により、共通認識が形成されつつある分野が明確になるとともに、さらなる努力を要する分野が明らかにされた。理事会は、提言をさらに精緻化した追加報告書を作成するようスタッフに指示した。

低所得国

IMF 中期戦略では、IMF の低所得国支援をより柔軟性のあつものにするとともに、必要不可欠な分野や IMF が比較優

位と専門性を有する分野に一層重点化する必要があることが示された。IMF 理事会は過去数年間に、ミレニアム開発目標（MDG）を達成するうえで欠くことのできないマクロ経済の安定化と持続的成長の実現に向けた低所得加盟国の取り組みを支援するためのさまざまな手段を承認した（ボックス 3.2 参照）。IMF は、サーベイランス活動のなかで行う助言に加え、上記の各種融資制度（ファシリティ）との関連においても助言、金融支援、債務救済を実施しており、技術支援の 90% は低所得国および低中所得国向けとなっている（第 4 章参照）。IMF は 2006 年度に、貧困削減・成長ファシリティ融資を受ける資格を有する低所得国で、金融支援は望まないが助言や意見交換を通じた政策面での IMF 支援を必要とする国々のための新たな支援制度として、政策支援インストルメント（PSI）を創設した。2007 年 4 月 30 日現在、4 カ国が同制度に申請し、支援を受けた。また、ドーハ・ラウンド貿易交渉についても、IMF は引き続きその成功を訴えている（ボックス 3.3 .）。

譲許的融資

IMF 理事会は、2007 年度中に新規 PRGF 取極 10 件（表 3.2 参照）、総額 4 億 120 万 SDR（約束額ベース）を承認した。また、2 件の PRGF 取極について総額 3680 万 SDR 分増強することも承認した。さらに、対外収支の改善を受けて、PRGF 取極に基づく引出枠を 7500 万 SDR 分縮小したいとするケニアの要請についても承認した。2007 年 4 月 30 日現在では、29 の加盟国の改革プログラムが PRGF 取極に基づく支援の下、実施されていた。譲許的融資残高は 39 億 SDR だった（図 3.2 参照）。今のところ、外生ショック・ファシリティに基づく支援を要請した加盟国はない。

債務救済

2007 年度においても、拡大重債務貧困国（HIPC）イニシアティブおよびマルチ債務救済イニシアティブ（MDRI）に基づく債務救済努力が続けられた。1996 年の HIPC イニシアティブ発足時に、適用対象をイニシアティブ導入から 2 年以内に IMF または国際開発協会（IDA）⁴⁰ の支援プログラムに着手した国々に限定するというサンセット条項が導入されたが、これは、同イニシアティブの恒久化を防ぎ、債務救済を見越した過剰借り入れによってもたらされるモ

38 理事会議論の要約は IMF の PIN 06/104 に記載。同 PIN は、CD-ROM および IMF ホームページ（www.imf.org/external/np/sec/pn/2006/pn06104.htm）で閲覧できる。予防的クレジット・ラインに関するファクト・シートは IMF ホームページ（www.imf.org/external/np/exr/facts/ccl.htm）参照。予防的クレジット・ラインは、1997 - 1998 年のアジア危機の際、世界中の金融市場に混乱が急速に広がったことを受けた IMF の取り組みの一環として 1999 年に導入された。同制度は、健全な政策を実施し、自ら対外支払い危機を引き起こすおそれはないものの、他国の資本収支危機の悪影響を受けやすい加盟国に予防的信用枠を与えるものであった。加盟国にとってより魅力的な制度とするための変更が行われたにもかかわらず、予防的クレジット・ラインは一度も使われず、理事会は 2003 年に同制度の終了を決定した。

39 本スタッフ報告書「Further Consideration of a New Liquidity Instrument for Market Access Countries - Design Issues（市場利用諸国向けの新たな流動性確保手段のさらなる検討 - 制度上の課題）」（2007 年 2 月 13 日付）は、IMF のホームページ（www.imf.org/external/pp/longres.aspx?id=4044）で閲覧可能。理事会議論の要約は、CD-ROM または IMF ホームページ（www.imf.org/external/np/sec/pn/2007/pn0740.htm）の PIN 07/40 に記載している。

40 国際開発協会は、最貧国向けの無利子融資および資金援助を実施する世界銀行グループ機関。

表3.2 2007年度に承認された貧困削減・成長ファシリティ取極

(単位: 100万SDR)

加盟国	発効日	承認額 ¹
新規取極		
アフガニスタン	2006年6月26日	81.0
ブルキナファソ	2007年4月23日	6.0
中央アフリカ共和国	2006年12月22日	36.2
ガンビア	2007年2月21日	14.0
ハイチ	2006年11月20日	73.7
マダガスカル	2006年7月21日	55.0
モーリタニア	2006年12月18日	16.1
モルドバ	2006年5月5日	80.1
ルワンダ	2006年6月12日	8.0
シエラレオネ	2006年5月10日	31.1
小計		401.2
増強/縮小		
ブルキナファソ	2006年9月8日	6.0
モルドバ	2006年12月15日	30.8
ケニア	2007年4月11日	(75.0)
小計		(38.2)
合計		363.0

出所: IMF財務局

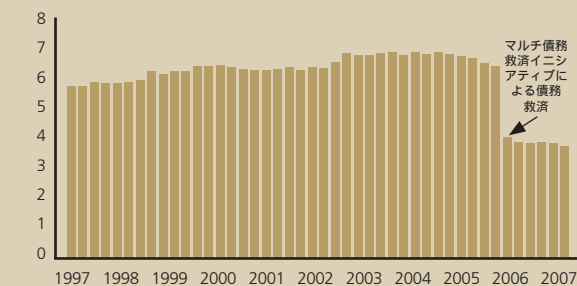
1. 増強/縮小については、それぞれ増減額のみ記載。

ラルハザードを最小限に抑え、早期の改革着手を促すためのものだった。何度もその期限を延長した後、IMFと世界銀行の理事会は2006年9月の会合で、サンセット条項をそのまま変更せずに2006年末に発効させると、一部の国々は、イニシアティブの基準を超える債務を抱えたまま取り残され、この包括的支援枠組みの恩恵を受ける機会を失ってしまうおそれがあるという認識に至った。その結果、サンセット条項を発効させる一方で、2004年末時点のデータに基づき所定の所得・債務基準を満たしていると見なされる国は、将来のある時点で当該基準を満たす可能性のある国々を含めすべて同条項の適用除外とすることで合意した。

理事会は、HIPCイニシアティブの残りの期間にどのような選択肢があるかを検討するため、数年内に実態調査を実施するようスタッフに指示した。また、改革戦略の策定および実施に向けて引き続き当事国政府当局者と協力し、これらの国々が一日も早くHIPCイニシアティブの適格国となるように支援するよう指示した。同時に、理事会は、非適格国に対しても、債務救済を受け始められるよう、政策パフォーマンス実績の確立と貧困削減戦略の十分な実施に向けて努力するよう促した。⁴¹

図3.2 譲許的融資残高(1997~2007年度)

(単位: 10億SDR)



出所: IMF財務局

2007年4月30日現在、30カ国が拡大HIPCイニシアティブにおける判定基準点に到達しており、うち22カ国はそれぞれの完了基準点に到達した。⁴² HIPCイニシアティブの下で、IMFはこれまでに、19億SDRの債務救済を約束し、17億SDRの債務救済を実施した。2007年度においては、1カ国(ハイチ)が判定基準点に、3カ国(マラウイ、シエラレオネ、サントメ・プリンシペ)が完了基準点にそれぞれ到達し、アフガニスタンが新たに適格国となり同イニシアティブの支援を受けられることになった。

マルチ債務救済イニシアティブは、所定の資格条件を満たす低所得国の債務削減をさらに押し進め、ミレニアム開発目標を達成するための追加的な資金を提供するため、2006年初旬に立ち上げられた。主要8カ国(G8)によって提案された同イニシアティブは、HIPCイニシアティブとは別のメカニズムであるが、実施面では密接に関連している。マルチ債務救済イニシアティブにおいては、拡大HIPCイニシアティブで完了基準点に到達した国から適格な請求があった場合、IMF、国際開発協会、アフリカ開発基金(AfDF)、米州開発銀行(IDB)は適格債権について100%の債務救済を行う。これに加えてIMFは、1人当りの年間所得が380ドル以下の加盟国すべて(非重債務貧困国であるカンボジアとタジキスタンを含む)に対し、マルチ債務救済イニシアティブに基づく債務救済を行う。⁴³

IMFはマルチ債務救済イニシアティブによって、2007年4月30日までに24カ国に対して総額27億SDRの債務救済を行った。当該債務救済は、未実行の重債務貧困国特定残高(4億SDR)、IMF資金(12億SDR)、加盟国の貢献(11億SDR)を合わせた資金によって賄われた。2007年度中には、4カ国(マ

41 この件に関する理事会議論の要約については、CD-ROMまたはIMFのホームページ(www.imf.org/external/np/sec/pn/2006/pn06107.htm)掲載のPIN 06/107「IMF Executive Board Discusses Issues Related to the Sunset Clause of the Initiative for Heavily Indebted Poor Countries(IMF理事会、重債務貧困国イニシアティブのサンセット条項に関する問題について議論)」参照。

42 HIPC向け援助の適用を受けるためには、加盟国は、IMFおよび世界銀行の支援による強固な経済政策を実施しなければならない。好ましいパフォーマンスを確立し、貧困削減戦略ペーパー(PRSP)もしくは暫定的PRSPを策定した時点で、その国は「判定基準点(Decision Point)に到達した」と称され、この時点においてIMFおよび世界銀行が正式に当該国の適格性を決定し、国際社会が当該国の債務を持続可能な水準に引き下げることを約束する。その後当該国は国際社会の支援の下、重要な政策改革の実施、マクロ経済の安定性維持、PRSPに基づく措置の実行により、好ましいパフォーマンスを持続させなければならない。パリ・クラブ、その他の二国間債務の債権者および民間債権者は返済期限の到来した債務の返済繰延(リスケ)を行う。判定基準点で定められた目標が達成された時点で、その国は「完了基準点(Completion Point)」に到達する。その時点で、当該国は約束された残りの債務救済を受ける。

43 マルチ債務救済イニシアティブに関する詳細については、IMFのホームページ(www.imf.org/external/np/sec/pn/2005/pn05164.htm)掲載のPIN 05/164参照。

ボックス3.2 ミレニアム開発目標達成に向けた進捗状況

IMFと世界銀行は、低所得国におけるミレニアム開発目標（MDGs）達成に向けた取り組みの進捗状況を追跡調査し、その結果を毎年、「グローバル・モニタリング・レポート（GMR）」のなかで公表している。2007年4月に発表された第4回グローバル・モニタリング・レポートでは、2015年までに貧困を半減させるという第1の目標の達成に向けた取り組みは、サハラ以南アフリカ諸国を除くすべての途上国で軌道に乗っているが、乳幼児の死亡率や疾病罹患率の低下、環境の持続可能性確保に向けた取り組みは不足していることが指摘された。平等性への配慮のみならず、経済的福祉とその他の分野でのMDGsの推進のためにも女性の権利拡大が不可欠であるという視点から、男女平等への一層の注力が求められるとともに、途上国の最貧困層（1日1ドル未満で生活する人々）の27%が居住する脆弱国への取り組みを強化する必要性が指摘された。¹ 脆弱国（制度や統治機能がきわめて脆弱で経済活動や基本的な社会福祉に支障をきたしていると思われる低所得国・地域）は、一般的に、MDGsの達成がきわめて困難な状況にある。脆弱国の多くはようやく紛争状態から脱しようとしているところである。

途上国のMDGs達成に向けた努力を加速するためには、援助を相当拡大する必要がある。しかし、例外的な債務救済を除くと、2005～2006年に経済開発協力機構開

発援助委員会（OECD-DAC）への届出が実際に行われた援助約束額（コミットメント）は減少し、2008年いっぱいまでの予測額は、2002年にメキシコのモンテレーで開催された国連開発資金国際会議や2005年にグレンイーグルズで開かれた主要先進国首脳会議（G8サミット）で国際社会が約束した額に遠く及ばない。IMFは引き続き、各ドナーに対し、援助を増額するとともにより予測可能なものにするよう要請する。IMFは、被援助国がマクロ経済の安定性を損なったり、民間投資を締め出したり、再び持続不可能な対外債務を抱え込んだりすることなく、増額された援助を確実に有効活用できるよう、その専門分野において助言と技術支援を提供している。

IMFは、グローバル・モニタリング・レポートのほかにも、貧困削減戦略ペーパーに基づくプロセス（PRSPプロセス）、HIPCイニシアティブやMDRに基づく債務救済、債務持続可能性枠組み、金融セクター評価プログラム（FSAP）など、低所得国に関する多くの問題について世界銀行と緊密な連携をはかっている（FSAPについては第2章で詳述）。IMF・世銀間協働については、2007年度中に、外部の委員会による調査が行われた。調査結果については第5章に記述する。

1. 「Global Monitoring Report: Confronting the Challenges of Gender Equality and Fragile States（グローバル・モニタリング・レポート：男女平等および脆弱国の問題への取り組み）」はIMFホームページの下記アドレスで閲覧できる。
（www.imf.org/external/pubs/cat/longres.cfm?sk=20364.0）

ラウィ、モーリタニア、シエラレオネ、サントメ・プリンシペ）にマルチ債務救済イニシアティブが適用され、総額1億892百万SDRの債務救済が行われた。⁴⁴

債務持続可能性枠組み

債務持続可能性枠組み（DSF）の主たる目的は、低所得国が借り入れを決定する際、資金の必要性和返済能力のバラ

ンスを考慮し、その判断を助けることである。DSFは2005年4月にIMFと世界銀行の両理事会によって承認されたものであるが、IMF理事会は2007年度に、この枠組みをどのように利用すれば債務救済を受けた低所得国が再び過剰債務を抱え込むのを防ぐことができるかについて2度目の協議を行った。⁴⁵ これより先の2006年11月、IMF理事会は、IMFと世界銀行のスタッフが共同で取りまとめた報告書について

協議したが、その際の焦点は、債務救済による一部低所得国の借入余地拡大、新たな債権者の出現、国内債務の比重の増加によって生じる政策課題をDSFにどう組み入れるかという問題だった。これらの展開は歓迎すべきものではあるが、その一方で、各国が賢明な債務管理政策の実施に向けて前進するなか、対処を要する新たなリスクを生み出している。このため理事会は、債務持続可能性分析の厳格さと質を高めるよう要請した。

理事会は、低所得国にとって譲許的資金が依然として最も適切な外部資金源であるという見解を改めて示し、かかる資金を利用できる可能性と予測可能性の向上に向けて国際社会が引き続き尽力することを求めた。その一方で、個々の場合を勘案しつつも、債務持続性に及ぼす影響、借入国の政策や制度の全般的な強さ、資金支援の対象となる投資と公的支出プログラム全般の質に応じて、非譲許的資金も検討されるべきであるとの認識も示された。

44 マルチ債務救済イニシアティブの対象国リストと実施状況についてはCD-ROM上のCD-Table 3.3およびCD-Table 3.4。参照。

45 この件に関する1度目の理事会協議は2006年4月に行われた。その際の議論については、PIN 06/61（www.imf.org/external/np/sec/pn/pn0661.htm）参照。

ボックス3.3 貿易自由化と低所得国

2006年8月に、IMF理事会は、IMFと世界銀行のスタッフが共同で作成した報告書「Doha Development Agenda and Aid for Trade (ドーハ開発アジェンダと貿易のための援助)」について議論した。¹ 理事会の議論では、ドーハ・ラウンド貿易交渉の状況にかかわらず「貿易のための援助 (Aid for Trade)」関連の作業は進められるべきであることが強調された。「貿易のための援助」は、ドーハ・ラウンドがめざす意欲的な目標に代わるものではないが、インフラその他の面における供給制約要因に対する途上国の取り組みを支援することによって、世界的な市場開放によってもたらされる貿易機会を途上国が最大限に活用できるようにすることができよう。IMFは引き続き、貿易政策や世界の貿易環境の変化がマクロ経済にもたらす影響など、自らの使命に照らして専門性の生かせる分野を選んで関与し、税制や関税面の改革に関する助言を行うべきである。

IMF理事会は、WTOの「貿易関連技術支援のための拡大統合フレームワーク (IF) に関する作業部会」(以下、「WTO統合フレームワーク作業部会」という)および「貿易のための援助」に関する作業部会の提言に注目した。現在、多くの後発開発途上国 (LDC) においては、貿易関連優先課題は PRSP プロセスに連結していない。こうした背景に照らして、理事会は、WTO統合フレームワーク作業部会の提言を実施することによって、貿易のための援助に関するニーズを特定しかつ貿易関連技術支援を調整するうえで、当該統合フレームワークがより効

果的な役割を果たせるようになるかもしれないという認識を持った。理事会は、統合フレームワークの受益国の機能強化ならびに統合フレームワークのガバナンスの改善に関する作業部会の提言を歓迎し、この取り組みに対してドナーが資金提供を約束したことを認識した。²

貿易自由化の恩恵は全体としてコストを上回るものであるが、一部の低所得国では、輸出が従来以上に激しい競争に晒されたり、関税引き下げによって歳入が減少したり、農業補助金廃止によって食料輸入コストが上昇するなど、貿易自由化により短期的に悪影響を受けるおそれがある。IMFは2004年に貿易統合メカニズム (TIM) を導入した。これは、加盟国が貿易特惠の減少や他国の貿易自由化による国際収支への影響に対処するうえで必要があれば、IMF融資制度に基づく既存もしくは新規の取極によって、IMF資金の利用を拡大できるようにするものである。2007年度には、マダガスカル向けのTIMの発動が理事会で承認された。WTO繊維協定の規定に基づく繊維貿易の数量制限措置が2005年に廃止され、2007年に米アフリカ成長機会法 (AGOA) の原産地に関する低開発途上国向け例外措置が期限切れになることによって、同国の繊維品の輸出に悪影響が及ぶ可能性があることを踏まえたものである。貿易統合メカニズムの発動により、マダガスカルは、同国 PRGF 取極に基づいて利用できるIMF資金の増強を求めることができるようになった。TIMが適用されるのは、マダガスカルで3カ国目である。

1. 本報告書は IMF ホームページ (www.imf.org/external/pp/longres.aspx?id=3886) で閲覧できる。理事会議論の要約を示す PIN 06/105 は、CD-ROM または IMF のホームページ (www.imf.org/external/np/sec/pn/2006/pn06105.htm) に掲載している。
2. 提言には、WTO 事務局内に新たな執行事務局 (executive secretariat) を設置すること、後発開発途上国の能力強化に向けた措置、当初5年間で4億ドルの資金調達目標、モニタリング・評価枠組みなどが含まれている。

理事会は、DSFの実効性は債務国と債権国による同枠組みの利用がどれだけ拡大するかにかかっているとし、債権国政府にさらなる働きかけを行う必要性を強調した。理事会はまた、借り入れと貸し付けに関する質の高い情報を迅速に提供することも重要であることを強調し、IMFスタッフに対して、世界銀行と協力して債務持続可能性分析結果のより広範かつ効果的な広報に務めるよう要請した。⁴⁶ 理事会は、債務持続可能性分析結果を簡単に検索できる専用サイトがIMFのホームページ上に開設されたことを歓迎し、譲許的資金に関する同様の専用サイトの開設についても支持を表明した。⁴⁷ IMFと世界銀行は責任ある融資慣行を推進すべく、経済協力開発機構 (OECD) 加盟国以外の債権国も対象に含めるなど、DSFについて活発な広報活動を展開するとともに、この分野における原則の策定をいつでも支援できるよう体制を

整えている。借入国の債務管理能力を強化するための技術支援および研修の提供についても一層の努力が行われている。

政策支援インストルメント

近年、低所得国のなかには、経済安定化に向けて大きく前進し、もはやIMFの資金支援を必要としない国々も出てきた。とはいえそうした国々も、IMFに対する資金支援要請の有無にかかわらず、経済政策に関するIMFのモニタリング、支援、助言を引き続き必要とする場合がある。政策支援インストルメント (PSI) は2006年度に理事会によって承認された制度であるが、これは、政策支援と「シグナル発信」によってこれらの諸国のニーズに応えようとするものである。⁴⁸ シグナル発信とは、IMFの活動を通して間接的に伝えられる各国の経済

46 この件に関する理事会議論の要約については、CD-ROM 上または IMF ホームページ (www.imf.org/external/np/sec/pn/2006/pn06136.htm) 掲載の IMF 公開情報通知 (PIN 06/136) IMF Executive Board Discusses the Application of the Debt Sustainability Framework for Low-Income Countries Post Debt Relief (IMF 理事会、債務救済を受けた低所得国に対する債務持続可能性枠組みの適用について議論) 参照。スタッフ報告書と債務持続可能性枠組みの適用に関するスタッフ手引書はそれぞれ IMF ホームページの下記アドレスに掲載している。

(報告書: www.imf.org/external/pp/longres.aspx?id=3959) (手引書: www.imf.org/external/np/pp/2007/eng/041607.pdf)

47 カントリー・レポートに記載の債務持続可能性分析結果は、IMF ホームページの専用サイト (www.imf.org/external/pubs/ft/dsa/lic.aspx) で検索できる。譲許的資金に関する専用サイト (www.imf.org/external/np/pdr/conc/index.htm) は2007年1月に開設された。

48 政策支援インストルメントが承認された際の理事会議論の要約は、IMF ホームページ (www.imf.org/external/np/sec/pn/2005/pn05145.htm) 記載の PIN 05/145 参照。

実績や展望に関する情報のことである。こうした情報は、民間債権者、資金拠出国や債権国の政府、および社会全般を含む外部関係者に各種決定について情報提供するために利用することができよう。低所得国においては、こうしたシグナルは、主として貧困削減・成長ファシリティや関連 PRSP プロセスに照らして発信されてきた。PSI は、貧困削減・成長ファシリティ (PRGF) の狙いを反映して、その目標の多くを達成するものであり、PRGF 取極や債務救済と同様、貧困削減戦略ペーパーの策定がその基盤となる。PSI は、あくまでも任意の措置で、加盟国から要請があって初めて実施されるものである。したがって、この措置に基づいて実施される政策プログラムは、当該国の主導性 (オーナーシップ) の高いものとなっているが、同時に、IMF の資金支援を得て実施されるプログラムと同様に高レベルなものであることが期待されている。仮に何らかのショックが生じた場合、既に PSI が稼働していれば、これがベースとなって、外生ショック・ファシリティ (ESF) を通じた PRGF 資金の融通を迅速に受けられることもある。PSI に関する文書の公表は、PRGF に関する文書の場合同様、当事国の自主的な判断に委ねられているが、当然行われるものと期待されている。

PSI は、IMF と低所得加盟国との間の緊密な政策対話を促すが、それだけでなく、この措置により、加盟国の経済・金融政策は 4 条協議プロセスより高い頻度で IMF の評価を受けることになる。4 条協議が行われるのは通常年 1 回であるのに対し、PSI に基づく IMF 理事会のパフォーマンス審査は年 2 回実施される。PSI の対象国は、こうした評価の信頼性を確保すべく、IMF に正確なデータを迅速に提供することが期待されている。

2006 年度にナイジェリアおよびウガンダ、2007 年度にカーボベルデおよびタンザニアと、この 2 年間で合わせて 4 カ国に対する PSI の実施が理事会によって承認された。⁴⁹ 2007 年度には、ウガンダの 16 ヶ月にわたる政策支援インストルメントが理事会で審査され、同国の要請に基づき、新たに 3 カ年にわたる PSI の実施が承認された。

緊急支援

IMF は、紛争や自然災害からの復興途上にある新興市場諸国・地域および低所得国に対して金融支援 (紛争後緊急支援 (EPCA) および自然災害緊急支援 (ENDA)) を提供している。PRGF 適格国向け緊急支援は、加盟国の拠出による補助金財源に余裕があることを条件として、金利が補填され、その場合の利率は年間 0.5% である。

2007 年度には、レバノン向け紛争後緊急支援 (EPCA) 5080 万 SDR が理事会で承認されたほか、中央アフリカ共和国とハイチから合計 3300 万 SDR の EPCA 融資の早期返



タジキスタンの農業労働者

済があった。EPCA は、2007 年 4 月 30 日現在、イラクとレバノンの 2 カ国分、合計 3 億 4790 万 SDR 分の融資が未実行となっている。自然災害緊急支援 (ENDA) については、2007 年度中に新規に承認・実施されたものはなく、マラウィからは 870 万 SDR の返済があった。2007 年 4 月末現在の ENDA の融資未実行残高は、グレナダ、モルディブ、スリランカの 3 カ国分、合計 1 億 1150 万 SDR だった。

IMF の役割および政策手段の再検討

2007 年度に、IMF 理事会は、独立評価機関による評価に基づき、サハラ以南アフリカ諸国における支援の利用に関する IMF の助言を精査し、事後評価の所見と評価値を検討したうえで、予防的取極締結国と資金支援取極に基づき支援を引き出した加盟国のパフォーマンスを比較した。また、理事会は、低所得国支援における IMF の役割をより明確に定義すべく、追加的にポリシー・ペーパー (政策研究報告書) を取りまとめよう指示した。

IMF とサハラ以南アフリカ諸国向け支援のあり方

2007 年 3 月に、IMF 理事会は、独立評価機関より提出された IMF およびサハラ以南アフリカ諸国に対する IMF の支

49 カーボベルデ向け PSI に関する詳細は、IMF プレスリリース 06/172¹ IMF Executive Board Approves a Three-Year Policy Support Instrument for Cape Verde (IMF 理事会、カーボベルデ向け 3 年の PSI を承認) (www.imf.org/external/np/sec/pr/2006/pr06172.htm) および同 07/13¹ IMF Executive Board Completes the First Review Under the Policy Support Instrument for Cape Verde (IMF 理事会、カーボベルデ向け PSI に基づく第 1 回審査を終了) (www.imf.org/external/np/sec/pr/2007/pr0713.htm) 参照。ナイジェリア向け PSI に関する詳細は、IMF プレスリリース 05/229¹ IMF Executive Board Approves a Two-Year Policy Support Instrument for Nigeria (IMF 理事会、ナイジェリア向け 2 年の PSI を承認) (www.imf.org/external/np/sec/pr/2005/pr05229.htm) および同 06/293¹ IMF Executive Board Completes the Second Review Under the Policy Support Instrument for Nigeria (IMF 理事会、ナイジェリア向け PSI に基づく第 2 回審査を終了) (www.imf.org/external/np/sec/pr/2006/pr06293.htm) 参照。タンザニア向け PSI に関する詳細は、IMF プレスリリース 07/26¹ IMF Executive Board Completes Sixth Review Under Tanzania's PRGF Arrangement and Approves a Three-Year Policy Support Instrument (IMF 理事会、タンザニア向け PRGF 取極に基づく第 6 回審査を終了し、同国向け 3 年の PSI を承認) (www.imf.org/external/np/sec/pr/2007/pr0726.htm) 参照。ウガンダ向け PSI の詳細は、IMF プレスリリース 06/14¹ IMF Executive Board Completes Final Review of Uganda's PRGF Arrangement and Approves 16-Month Policy Support Instrument (IMF 理事会、ウガンダ向け PRGF 取極に基づく最終審査を終了し、同国向け 16 ヶ月の PSI を承認) (www.imf.org/external/np/sec/pr/2006/pr0614.htm) および同 06/281¹ IMF Executive Board Completes the First Review Under the Policy Support Instrument for Uganda and Approves a New Three-Year Policy Support Instrument (IMF 理事会、ウガンダ向け PSI に基づく第 1 回審査を終了し、同国向け 3 年の新規 PSI を承認) (www.imf.org/external/np/sec/pr/2006/pr06281.htm) 参照。

援に関する評価結果について議論した。⁵⁰ 独立評価機関の評価報告書では、1999～2005年における同地域のマクロ経済パフォーマンスは着実に改善したことが確認され、各国政府の自助努力や外的要因による面もあるとしながらも、債務救済を含む IMF の助言や支援措置が功を奏したとの所見が示された。しかし、貧困削減努力、支援の動員、ミレニアム開発目標達成に向けた代替シナリオの提示、貧困・社会影響分析 (PSIA) の適用における IMF の役割を含め、さらなる改善を要する分野があることも示された。独立評価機関は、低所得国支援における IMF の役割と政策について理事会内に見解の相違があったために、これらの分野の業務について IMF スタッフに明確な指示が与えられなかったことを指摘し、IMF の幹部および理事会は見解一致に向けてもっと努力すべきだった

IMF は、紛争や自然災害からの復興途上にある新興市場諸国・地域および低所得国に対して金融支援を提供している。

との所見を示した。独立評価機関は、IMF の支援および貧困削減に関する対外広報活動と低所得国における IMF の実際の活動に食い違いがあることも指摘した。

独立評価機関は以下の提言を行った。

- (1) 理事会は、追加支援を実施する際のマクロ経済パフォーマンス基準や支援の動員、代替シナリオ、貧困・社会影響分析、貧困削減と経済成長に資する予算枠組み、に関する IMF の方針の明確化をはかること
- (2) IMF 幹部は、世界銀行との協働に関する面も含め、明確化された IMF の方針が適切に実施されているか監督・評価するための透明性の高い仕組みを構築し、IMF の方針および運営と整合性あるかたちで広報活動が行われるようにすること
- (3) IMF 幹部は、現地駐在員や調査団団長に対し、現地のドナー団体や市民団体との連携において期待されることおよび利用可能な資源を明確に示すこと

独立評価機関の報告書について議論するなかで、IMF 理事会のメンバーは、サハラ以南アフリカ諸国のマクロ経済パフォーマンスが改善したことに勇気付けられた。理事会は、重債務貧困国イニシアティブとマルチ債務救済イニシアティブが債務関連の脆弱性の軽減と債務返済費の削減に大きく寄与したという認識を示した。また、低所得国に対する IMF 支援が改善されたことも確認した。低所得国とのかかわりについては、IMF は引き続き自らの中核的な使命に合う支援に徹し、支援の取りまとめは行うべきでないという見解も示された。また、理事会は、援助資源の配分方針を定めることは IMF の中核的使命ではないことを確認し、IMF が被支援国のマクロ経済政策策定を支援するにあたりこうした資源配分の問題に適切な配慮がなされるよう、世界銀行をはじめとする開発支援パートナーとの協力を一層強化する必要があることを強調した。支援拡大に絡めて IMF スタッフが代替シナリオを構築できる体制を整えるべきとする意見も多かったが、規範に関する助言は IMF の中核的使命ではないというのが理事会の大方の見解だった。つまり、IMF の役割は、追加的な支援がマクロ経済の安定化という目的や当該国の受容力に照らして適切なものか評価することに限定されるべきという見解である。理事会は、IMF の方針を明確化する必要があると指摘した独立評価機関の提言を受け入れ、IMF スタッフに具体的な提言を取りまとめるよう要請した。2008年度の初めに、IMF 幹部は、理事会の承認を得た提言を実施するための計画を理事会に提出した。

事後評価

事後評価制度 (EPAs) は、長期にわたり関与している加盟国プログラムから一歩離れて、戦略的取組み全体を見直し、将来のプログラムに生かすべき教訓を引き出す機会を IMF に与えるものである。2006年5月に IMF 理事会は、「Review of Ex post assessments and Issues Relating to the Policy on Longer-Term Program Engagement (長期にわたるプログラムへ関与に関する方針の事後評価および関連課題の見直し)」と題するスタッフ・ペーパーについて議論した。⁵¹ 2006年5月15日までに、IMF は57カ国のプログラムに長期的に関与しており、うち80%超が低所得国で、42カ国について事後評価が終了している。IMF は2003年に、IMF 資金の長期利用に関する独立評価機関の提言を受けて、事後評価制度を導

50 独立評価機関の報告書ならびに同報告書に関するプレスリリース、理事会議論の要約は、独立評価機関ホームページ (www.ieo-imf.org/eval/complete/eval_03122007.html) で閲覧できる。

51 本スタッフ・ペーパーは IMF ホームページの下記アドレスに掲載している。 (www.imf.org/external/np/pp/eng/2006/032006R.pdf) これに関する理事会議論の要約については、CD-ROM 版および IMF ホームページ (www.imf.org/external/np/sec/pn/2006/pn0696.htm) 掲載の PIN 06/96 参照。



レバノンにおける紛争後復興

入した。長期的なプログラムへの関与は、場合によっては、対象国の経済問題への取組みがはかどらず、IMFの支援によるプログラムに実効性がないことを示しているのではないかという懸念があったためである。また、IMFが長期にわたって特定の加盟国のプログラムに関与することによって、その国の国内制度の発展が妨げられるとともに、IMFの信頼性が損なわれ、IMFの支援を必要とする他の加盟国にまわす資金が減少するのではないかという懸念もあった。

2006年5月に、IMF理事会は、2005年8月末までに作成された32の事後評価報告書の内容を審査した。⁵² 事後評価報告書では、長期的にIMFの支援を受けて実施されているプログラムは、ほとんどの場合において、対象国が直面する複数のマクロ経済上の課題や構造的な問題と整合性のあるものであり、IMFの関与は当該国の制度発展を妨げてはいないという結論が示された。しかし、IMF理事会は、なかには構造政策上の条件の規模と数の両面において問題があるとして、構造改革のあり方に批判的な事後評価報告書もあったことを認め、コンディショナリティの合理化に向けて引き続き取り組む必要があるとの認識を示した。

事後評価制度は概ねその目的を果たしてきたし、現在も、教訓を引き出し、常に学び続けようとするIMFの文化を強化するうえで重要な制度的仕組みとしての役割を果たしているというのが理事会の見解である。しかし、評価対象をより厳選し、重要課題に焦点を絞り込むことによって、事後評価制度はもっと大きな真価を発揮できたであろう。理事会は、プログラムの成否の要因や出口戦略を事後評価する際に体系的に議論することによって、さらなる有益な教訓が得られるとし、予算状況が許す限りにおいて、IMFスタッフは守秘義務を守りつつ、ドナー、外部の識者、各国政府当局者への働きかけと情報交換に尽力すべきであるという認識で概ね一致した。

予防的取極め

同じく2006年5月に、理事会は、IMFスタッフが行った予防的プログラムと加盟国が借り入れの意図をもっている融資プログラムの比較調査結果を審議した。同調査は、プログラムの方針、コンディショナリティ、もしくはマクロ経済への効果において両者に系統だった違いがあるのか、そして、もしあるとすれば、その違いはプログラムの性格に起因するものなのか、それとも、当該国がIMFの支援を

⁵² 事後評価が実施されたのは、アルバニア、アルメニア、アゼルバイジャン、ベニン、ボリビア、ブルガリア、カンボジア、カメルーン、チャド、エチオピア、ガンビア、グルジア、ギニア、ギニアビサウ、ホンジュラス、カザフスタン、キルギス、レソト、マケドニア（旧ユーゴスラビア）、マダガスカル、マラウイ、マリ、モルドバ、モザンビーク、ナイジェリア、ペルー、ルーマニア、シエラレオネ、ウガンダ、ウルグアイ、ベトナム、ザンビアの各国。

求めるに至った状況に起因するものなのかを見極めるべく、理事会の要請に基づき実施されたものである。理事会は、予防的プログラムについては、マクロ経済のファンダメンタルズが良好であるものの何らかの不確実性に直面する加盟国によって要請されることが多いのに対し、融資プログラムはマクロ経済パフォーマンスの弱い加盟国によって要請されることが多いという見方で一致した。⁵³ また、予防的プログラムは加盟国が自国の政策を市場に知らしめる手段として利用されたことも確認された。プログラムの初年度においては、予防的プログラム実施国のほうが融資プログラム実施国より生産高の伸びがはるかに大きく、インフレ率ははるかに低くなっていることが理事会で指摘されたが、この相違については、元々の経済状況の違いに起因する面が大きい可能性がある。IMF 支援プログラムに対する市場の反応については金利スプレッドを指標として分析されたが、その結果は理事会にとって歓迎すべきものであ

た。予防的プログラムの要請があっても金利スプレッドは拡大せず、市場はこうしたプログラムを負の要素ととらえていないことが示されたのである。

加盟国が IMF 支援によるプログラムを無事完了させるのを手助けするという面における予防的取極の役割については、理事会でさまざまな見解が示された。理事会は、すべての IMF 支援プログラムが IMF 資金への依存から脱却することをめざすべきであると考えている。IMF が信用補完することで各国政府の政策を支援し、政策の規律を強化することとなる予防的プログラムは、IMF のさまざまな制度のなかで非常に有効な手段であるというのが理事会のほぼ一致した見解である。市場が各国政府当局の公約を判断するうえで、これらのプログラムが適切な指標となっているという意見も多く聞かれた。予防的プログラムと非予防的プログラムを政策目標とコンディショナリティについて比較調査した結果は、IMF の方針の適用に一貫性があることを示しているというのが理事会のほぼ一致した見解だった。

53 理事会議論の要約全文を記載した PIN 06/94 は、CD-ROM 版および IMF ホームページ (www.imf.org/external/np/sec/pn/2006/pn0694.htm) に掲載している。

第 4 章



第4章 キャパシティ・ビルディング： 技術支援および研修

IMFは、加盟国の要請に基づき技術支援および研修を行っているが、これは各加盟国がIMFへの加盟に際して約束したこと、つまり、金融・マクロ経済の安定、持続可能な経済成長、および秩序ある為替相場制度に資する政策を推進し、IMFに正確で質の高い自国経済データを迅速に提供するという約束が果たされるよう各国の努力を支援するものである。同じく重要な側面として、技術支援および研修は、IMFとの4条協議（第2章参照）で示された提言の実施に向けた各加盟国の取組みを支援する手段でもある。したがって、各加盟国のキャパシティ・ビルディングとサーベイランスやプログラム業務との調整をはかり、一体化させることがIMF理事会にとっての重要課題となっており、理事会では、技術支援および研修を定期的に検証している。

IMFは、マクロ経済政策、税制および歳入行政、歳出管理、金融政策、為替制度、金融セクター改革、マクロ経済・金融統計などの、主にIMFが専門性を有する中核的な業務分野に関する技術支援および研修を実施して来た。また、近年においてはIMFには、オフショア金融センター（OFC）の監視、マネーロンダリング防止およびテロ資金根絶、公共投資の強化、官民パートナーシップ（PPP）に起因する財政リスクの管理、データおよび金融・財政運営に関する国際的な基準と規範の導入、IMF・世銀共同の金融セクター評価プログラム（FSAP）で指摘された脆弱性の克服、債務持続可能性分析の実行といった諸課題への取組みに対する支援要請が増えて来た。

地域技術支援センターや研修所の拡充に伴い、IMF が直接提供する技術支援および研修はこの5年間で大きく増加した。管理運営費も含めた技術支援費用は、IMF の運営予算の約24%を占めている。それでもなお、技術支援および研修に対する需要は、特に IMF 予算に対する圧力の高まりに起因する制約を踏まえると、IMF がそれらを供給できる能力を大きく上回っている。したがって、IMF の中核的な目的に合うイニシアティブを優先的に実施している。

IMF の技術支援は、金融資本市場局 (MCM)、財政局 (FAD)、統計局 (STA)、法律局 (LEG) が中心となって実施している。技術支援に対する IMF の方針全般ならびに技術支援の調整は、技術支援管理室 (OTM) の支援の下、IMF の他部局とも協議のうえ、キャパシティ・ビルディング委員会 (CCB) が責任をもって実行している。同委員会は、IMF 中期戦略 (MTS) に従いつつ、この分野における IMF イニシアティブが各国のニーズに対応するとともに、他機関の支援との調整ははかられ、適切な政策に基づいて実施されるようにする任務を持っている。一方、技術支援管理室は、技術支援活動や政策支援を実施するために必要な外部資金の調達と管理を行う任務がある。研修活動については IMF 研修所が中心的な役割を果たすが、多くの場合 IMF の他部局の協力も得ながら、各国政府担当者を対象にセミナー、ワークショップ、その他の研修プログラムを開催する。

途上国にとってキャパシティ・ビルディングがきわめて重要であるとの認識の下、IMF は2007年度、中央アフリカ諸国を支援するため、アフリカで3番目、世界で6番目となる地域技術支援センター (RTAC) をガボンに (ボックス 4.1 参照) 開設し、インドでは世界7番目となる地域研修センター (RTC) プログラムを立ち上げた。

技術支援

IMF が支援を要する分野を特定する手助けをする場合もあるが、技術支援の要請を決めるのはあくまでも各加盟国

自身である。ほとんどの技術支援は無償で提供される。技術支援を行う主体が IMF 本部から派遣される使節団、短期滞在の専門家、長期駐在のアドバイザー、地域技術支援センターのいずれであるかにかかわらず、支援の選択、実施、監視、評価は常に被支援国の全面的関与の下に行われる。このような協働的アプローチによって、改革における当該国のオーナーシップが強化される。



ラテンアメリカ地域技術支援センター

ボックス4.1 地域技術支援センター

地域技術支援センターは、IMF、被支援国、及びバイとマルチのドナーの共同事業である。資金はドナーとIMFが提供するが、多くの場合、被支援国もドナーに含まれる。ホスト国政府が現物での支援を行うことも多い。

地域技術支援センターは当初、小島嶼諸国・地域に技術支援を提供するものとして計画された。何故なら、IMFを含む各支援国・機関に対してこれらの諸国・地域への要請に応じて欲しいとの要求が高まったからである。初の地域技術支援センターは1993年、太平洋地域の15カ国の島嶼諸国に支援を提供するために開設された。このセンターの成功を踏まえ、新たな地域技術支援センターが相次いで開設され、今日では、世界で全6カ所のセンターが合計67カ国を対象に技術支援を行っている。

カリブ地域技術支援センター（CARTAC）は2003年に設立され、20カ国を対象に技術支援活動を実施している。東部アフリカ地域技術支援センター（E-AFRITAC）は2002年にタンザニアの首都ダルエスサラームに、また、西部アフリカ地域技術支援センター（W-AFRITAC）は2003年にマリ首都バマコにそれぞれ開設され、合わせて16カ国に技術支援を行っている。2007年度にガボンの首都リーブルヴィルに新たに開設された中央アフリカ地域技術支援センター（C-AFRITAC）は、中部アフリカ経済通貨共同体（CEMAC）の加盟国であるカメルーン、チャド、中央アフリカ共和国、赤道ギニア、ガボン、コンゴ共和国の6カ国およびブルンジ、コンゴ民主共和国を対象とする。2004年に開設された中東地域技術支援センター（ME R TAC）は、同地域の10カ国・地域を対象に、主として紛争後の経済再建のための技術支援を行っている。

IMFの技術支援は地域レベルの取組みに重きが置かれるようになっているが、これは、貿易や金融の統合が進み、国境を越えて波及効果が及ぶ可能性が高まるなか、IMFの地域的サーベイランス活動が拡大している

のと軌を一にした動きである。さらに、地域技術支援センターは、他の技術支援国・機関との調整の円滑化をはかり、地域レベルでの経験共有化と専門家ネットワークづくりを推進している。地域技術支援センターに関する2006年度の審査において、IMF理事会は、IMFの技術支援プログラムの新たな取組みとして地域技術支援センターがきわめて有益であり、現地に拠点を置いていることが、特に技術支援プログラムにおける当該国のオーナーシップを高め、迅速で柔軟性のある技術支援を実施するうえで大きな強みとなっている、との結論に達した。

地域技術支援センターによって供与された技術支援の量を年間の実働人員数でみると、絶対数においてもIMF技術支援全体に占める割合においても、2002年度以降、毎年増加している（CD-ROM版のCD-Table 4.1参照）。東部および西部アフリカ地域技術支援センターの開設以降、IMFがサハラ以南アフリカ諸国向けに実施する技術支援および研修の年間規模はほぼ30%上昇した。

地域技術支援センターは常駐の専門家チームが運営し、短期滞在の専門家がこれを補完するかたちで、債務管理、金融セクター政策、歳入行政、財政運営、マクロ経済統計など、IMFが専門性を有する分野に関する助言や研修を通してキャパシティ・ビルディングに向けた支援を行う。各地域技術支援センターを統轄する運営委員会は、管轄するセンターの戦略方針を定め、作業計画の審査を行い、センター自身とセンターが提供する技術支援に関する当該国のオーナーシップ強化の推進に取り組んでいる。カリブ地域技術支援センターは、国連開発計画（UNDP）の事業で、IMFも調印している。これ以外のセンターは、IMFがドナーから資金を集めてIMFの事業として運営しているものである。

各地域技術支援センターの対象国、ドナー国・地域および機関、常駐アドバイザーの専門領域に関する詳細は、CD-ROM版のCD-Table 4.2に記載している。

IMFの技術支援の90%は低所得国および低位中所得国を対象とするもので(表4.1参照) 経済成長促進策の実施に必要な制度および機能の構築に向けた支援が行われている。2007年度における技術支援の動向は表4.2に示すとおりである。

技術支援の提供、監視、管理、その他の費用のための直接的な資金はIMFの運営予算で賄われる。バイ、及びマルチのドナーからも寛大な資金援助が行われており、直接費用の26%がドナーからの援助資金によって賄われている。このように外部ドナーと協力することによって、技術支援に振り向ける内部資金が補強されるとともに、支援の重複が回避できる。

表4.1 所得区分別技術支援実績(2007年度)

(現地提供、単位：人年)¹

所得区分	年間 実働人員総数	総人員数に 対する割合
低所得国	64.2	33.4
低位中所得国	114.8	59.8
高位中所得国 ²	8.8	4.6
高所得国 ²	4.2	2.2
Total	192.1	100.0

1. 技術支援の1年間の実働日数は260日として計算。
2. 高位中所得国および高所得国で開催された地域セミナーおよびワークショップであるが、参加者は周辺の低所得国および低位中所得国の政府当局者であるものがほとんど。

表4.2 IMF技術支援の財源と提供(2005~2007年度)

(単位：実働人年)¹

	2005年度	2006年度	2007年度
IMF運営予算	283.4	337.6	325.1
外部資金	97.1	87.3	113.3
資金合計	380.6	424.9	438.4
地域レベルでの実施	301.4	288.4	308.3
アフリカ	86.9	82.4	90.4
アジア太平洋	68.2	58.5	62.7
欧州	34.5	37.1	34.6
中東中央アジア	45.1	61.0	54.2
西半球	32.7	37.5	48.2
地域および複数地域間	33.9	11.9	18.2
管理運営 ²	79.2	136.5	130.1
合計	380.6	424.9	438.4
担当部局別	380.6	424.9	438.4
財政局	99.5	100.2	116.9
金融資本市場局	127.0	125.7	117.0
統計局	53.1	54.3	56.3
IMF研修所	57.0	76.4	78.4
法律局	23.5	20.0	26.0
その他の部局 ³	20.4	48.3	43.8

出所：IMF技術支援管理室

1. 技術支援の1年間の実働日数は260日として計算。

2. 技術支援の方針、管理、評価、その他の関連活動などの間接的技術支援。

3. 政策企画審査局(PDR)、技術サービス局(TGS)、技術支援管理室(OTM)、財務局(FIN)、人事局(HRD)、ならびに、すべての地域局を含む。

IMF 技術支援に関する 2005 年度の独立評価委員会報告書に示された勧告を受け、その実施方法について技術支援作業部会が取りまとめた提言が 2006 年度、理事会によって承認された。⁵⁴ これに続き、各国のニーズおよび技術支援のための資源を IMF の予算プロセスに組み入れ、優先順位を決める中期的な戦略アプローチが構築された。また、地域レベルで取り組むことによって技術支援にシナジー効果やメリットがもたらされることを踏まえ、IMF の技術支援戦略はますます地域的視点に立ったものになっている。IMF がニーズや状況の変化に応じて資源を近隣諸国間で分配するにあたり、分配の優先順位やその変更を決定するうえで地域戦略が役立つ。

理事会からも要請されているとおり、IMF は今後も、技術支援の実効性と効率性の確保に向けて監視および評価を一層強化するなど、技術支援プログラムの改善に引き続き取り組んでいく所存である（CD-Table 4.3 参照）。技術支援活動のコストに関する情報開示の改善、IMF 技術支援プログラムのドナーとの関係強化（表 4.3 参照）新規ドナーに対する支援要請など、理事会が重視する技術支援の管理やガバナンスのその他の側面についても、検討が進められている。

IMF の金融資本市場局は、通貨・為替政策、その他の中央銀行政策の実施、金融セクターの監視・規制、金融資本市場の発展、および公的債務・資産の管理に関する技術支援を行っている。こうした支援では、ほとんどの場合、中央銀行や金融監督当局に対して、制度や政策の強化、及び、国際的基準や規範、優良慣行の遵守の改善に向けた助言が行われるが、通常、IMF 本部のスタッフと短期滞在の専門家がこれを行う。その際の専門家の費用については、多くの場合、ドナーの資金援助で賄われる。金融資本市場局の助言活動は、IMF の地域技術支援センターに長期駐在する専門家によっても行われており、場合によっては、地域セミナーや実地のワークショップというかたちで実施される。2007 年度に行われた金融資本市場局の技術支援活動の具体例としては、ナイジェリアの金融セクター改革プログラムへの支援、及び国内複合企業関連リスクを特定する能力強化に向けたフィリピン中央銀行の取組みへの支援（この両国への支援は金融セクター評価プログラムに基づくもの）のほか、コスタリカ、ドミニカ共和国、エルサルバドル、グアテマラ、ホンジュラス、ニカラグア、パナマに対して行われた公的債務管理の改善および中米の未公開株式、債券、資産担保証券市場に関する分析研究の実施に関する助言活動が挙げられる。⁵⁵

表4.3 IMF技術支援プログラムのドナー

	ドナー
個別ドナー国 ¹	オーストラリア、イタリア、スペイン、ベルギー、日本、スウェーデン、カナダ、ルクセンブルク、スイス、デンマーク、オランダ、英国フランス、ノルウェー
多国間基金	
アフリカ地域技術支援センター （東部・西部）	アフリカ開発銀行（AfDB）、カナダ、中国、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、イタリア、日本、ルクセンブルク、オランダ、ノルウェー、ロシア、スウェーデン、スイス、英国
カリブ地域技術支援センター	カナダ、アイルランド、英国、米国、欧州連合、米州開発銀行（IDB）、国連開発計画（UNDP）、世界銀行
中央アフリカ地域技術支援センター	アフリカ開発銀行、ブルンジ、カメルーン、中央アフリカ共和国、チャド、コンゴ民主共和国、コンゴ共和国、赤道ギニア、フランス、ガボン、ドイツ
金融セクター改革強化イニシアティブ（FSRSI）	カナダ、オランダ、スイス、英国、世界銀行
対イラク技術支援	オーストラリア、カナダ、インド、イタリア、スウェーデン、英国
中東地域技術支援センター（METAC）	エジプト、欧州連合、欧州投資銀行（EIB）、フランス、日本、ヨルダン、クウェート、レバノン、リビア、オマーン、カタール、サウジアラビア、スーダン、シリア・アラブ共和国、アラブ首長国連邦、イエメン共和国
太平洋金融技術支援センター（PFTAC）	アジア開発銀行、オーストラリア、日本、韓国、ニュージーランド

1. 一部のドナーは、個別ドナーとして支援するとともに、多国間基金へも資金提供している。

54 技術支援作業部会の報告書および理事会議論の要約は、それぞれ IMF ホームページの下記アドレスに掲載している。
作業部会報告書（www.imf.org/external/np/pp/eng/2005/071205.htm）
理事会議論要約（www.imf.org/external/np/sec/pn/2005/pn05114.htm）

55 金融資本市場局が担当する技術支援では、キャパシティ・ビルディングが依然として大きな部分を占めているが、インフレ・ターゲット、実証的なストレス・テスト・モデル、公的部門のポートフォリオ管理など、より複雑で専門性の高い分野における支援の重要性が高まっている。

財政局は、各国の財政政策・制度の強化と遂行能力の向上をはかるとともに、IMF サーベイランスを下支えするために、さまざまな技術支援および研修を実施している。2007年度に財政局が行った支援活動としては、たとえば、中国、メキシコ、トルコの各国に税制および関税制度の近代化に向けた助言を提供し、中米諸国に対して税制や税務行政における各国間の協調強化ならびに地域関税同盟のための法的枠組みづくりに関する助言活動を継続した。さらに、アフガニスタン、レバノン、リベリア、スーダンなど紛争後の復興途上にある多くの国々の歳入行政の建て直しを支援したほか、東部アフリカ地域技術支援センターや民間部門の協力も得て、納税者の税法遵守の向上の手段として、納税者向けサービスや不服申し立てに関するセミナーを実施し、新たに IMF に加盟したモンテネグロを含む数カ国の税制に関する政策を検証した。さらに、アフリカ、アジア、南米の資源国から資源税に関する助言を求める要請が大幅に増加したことから、これに対応し、また、財政運営、年金改革、財政責任の枠組み、歳出合理化に関する助言サービスを実施した。財政局は、関係機関と協力の下、特定の国々を対象とした会議、セミナー、ワークショップを主催したり、こうしたイベントに参加したりしている。たとえば、公共投資の強化および官民パートナーシップに起因するリスクの管理に関する欧州諸国向けの大規模な地域広報イベントが2007年3月、ブダペストで開催された。

統計局の技術支援プログラムは、国際的に認められるデータ基準の推進を目的とするが、地域プロジェクトや他のドナーや支援提供者との協力が重きが置かれている。2007年度においては、各国の統計制度を恒久的に向上させるべく、さまざまな加盟国を対象に技術支援および研修を行った。各地域技術支援センターにおける統計業務は、統計局のキャパシティ・ビルディングプログラムに完全に組み込まれているため、統計局は、2007年度中に延べ431回にわたり技術支援ミッションを派遣したが、そのうち157回はアフリカ諸国への派遣だった。また統計局は、さまざまな機関と協力の下、IMF 研修所および IMF の地域研修センターを通してマクロ経済統計に関する研修コースを42回実施した。

法律局は2007年度、特に金融制度、税務・予算管理、マネーロンダリング・テロ資金対策(AML/CFT)に関する法的枠組みの強化に向けた加盟国の取組みを支援すべく、積



IMF研修所でのセミナーで講演するギレルモ・カルボ教授

極的な技術支援プログラムを展開した。中核的な法領域(商業銀行、中央銀行、及び税制)に関する助言に対する加盟国の要望は依然として根強いが、保険、預金保険、ノンバンク金融機関、イスラム金融などの新たな重要分野も出てきた。マネーロンダリング・テロ資金対策活動を法律局に整理統合した結果、同局は、マネーロンダリング・テロ資金対策に関連した国際的な技術支援において最大の提供者となった。この分野における支援には、政策助言、法律の起草、及び、金融情報部局(FIU)やその他の機関や監督メカニズムの構築または強化に関する指導が含まれる。また、金融情報部局のスタッフ、金融監督当局者、金融・法務担当省庁の担当者、及びFATF型地域機関を対象として、高度な相互評価を行う力を養うための研修も行われた(マネーロンダリング・テロ資金対策の詳細は第2章参照)。

IMF 研修所の研修

IMF 研修所は、IMF のその他の部局と協力の下、加盟国政府担当者を対象として、マクロ経済運営、金融セクター政策、政府予算、国際収支という4つの主要分野について、各分野における統計、法律、行政の枠組みをどう強化するかという点も含めて研修を実施している。低所得国および低位中所得国向けの研修が全体の4分の3を超える。地域技術

支援センターで実施されるものも含めると、IMF 研修所のプログラムは、IMF が提供する研修の約 4 分の 3 を占めている。

2007 年度においては、IMF 研修所は、延べ 288 コース週の研修プログラムを実施し、延べ 9,400 人週を超える受講者を受け入れた（CD-ROM 版の CD-Table 4.4 参照）。2006 年度に比べて、研修プログラムの数（コース週）は約 1% 増加し、受講者数（人週）はやや減少したが、これは 1 クラスの平均人数が毎年、僅かに変化しているという事実の表れに過ぎない。

2007 年度には、IMF 研修所の地域研修センター網で 7 番目となるインド・IMF 共同研修プログラム（ITP）が立ち上げられた（CD-ROM 版の CD-Table 4.5 参照）。同プログラムは、主にインド政府当局者の研修を目的とするが、南アジア諸国および東アフリカ諸国の政府当局者も受け入れている。

現地の共同スポンサーその他のドナーから相当規模の共同資金援助の下、地域研修センターが開設されて、IMF 研修所の研修は過去 10 年間で 50% 増となった。現在では、IMF 研修所のプログラムの約半分はこれらのセンターで実施されている。地域研修センターにおける研修には、地域のニ

ズに一層密着したコースづくりができるとともに、地域内の協力を促進できるという利点もある。

IMF 本部における研修は引き続き重要な役割を果たしており、2007 年度は延べ受講者数（人週）の約 3 分の 1 が本部の研修プログラムの参加者だった。本部での研修プログラムは、関与する IMF スタッフ数の関係で地域センターでの実施が難しい長期コースが主体であるが、IMF 研修所が地域研修センターを通して広く提供することのできない短期コースも提供している。上記以外の研修は、海外各地の地域研修センター網の枠外で、IMF 研修所と地域機関との共同プロジェクトの一環として実施されるものが主であるが、遠隔地学習というかたちで行われているものもある。

IMF の予算状況が厳しいことから、加盟国の研修受講ニーズに応え、最新のカリキュラムを提供することが一段と難しくなっている。IMF 研修所は、仕事量を増やす一方でコスト削減に取り組むことでこの困難な状況に対処しているが、研修パートナーやその他のドナーからの共同資金の提供がますます重要になっている。

IMF 研修所が加盟国の変わり行くニーズに応え、IMF の新しいイニシアティブを支えるものであるように、研修プログラムの見直しが定期的に行われている。

第5章



第5章 ガバナンス、組織、および財政

IMF 中期戦略 (MTS) では、世界経済における各加盟国の役割をより適切に反映させるためのクォータ (出資割当額) の調整、コミュニケーションと透明性の強化、中期戦略の優先事項を組み入れた成果重視型の中期予算枠組みの編成、IMF の費用効率と実効性の向上に向けたその他の措置の実施、長期的に安定した財政基盤確立のための新歳入モデルの導入など、IMF のガバナンスと運営のあり方について数々の改革が求められている。2007 年度には、上記いずれの点においても大きな前進が見られた。

クォータおよび投票権に関する改革

ほとんどの IMF 融資は、IMF 加盟時に各国が拠出するクォータによって賄われる。⁵⁶ 各加盟国のクォータは、原則として、各国の相対的な経済規模に基づいて定められ、そのクォータに基づいて、当該国の IMF 融資利用限度額や投票権数が決まる。(IMF 協定に定められるように、各加盟国は、基礎票 250 票にクォータ 10 万 SDR につき 1 票を加えた投票権が割り当てられる。) クォータは定期的に見直され、IMF 総務会が必要と認めた場合は増額することができる (ボックス 5.1 参照) が、IMF におけるクォータおよび投票権数の配分は、世界経済における各国の相対的位置付けの変化に追いついていない。また、クォータの増加に伴い、各国の投票権数に占める基礎票の割合は大幅に低下し、1970 年代半ばまでは 10% 超を保っていたものが近年では約 2% となっている。

56 払込資本金には IMF が既に融資約束したものが含まれるとともに、IMF の融資は強固な経済基盤を有する加盟国の通貨でのみ行うという方針があるため、資本金全額を新規融資にまわせるわけではない。IMF の融資メカニズムについては、CD-ROM 版の CD-Box 5 参照。

国際通貨金融委員会（IMFC）は、2006年4月22日付の声明（コミュニケ）で、IMFのクォータと投票権数の配分を抜本的に改革する必要があることを認めた。IMFCはIMF専務理事に対し、世界経済における各国の位置づけの変化を反映するとともに、IMFの意思決定プロセスにおける低所得国の発言権を確保するため、同委員会および理事会と協力して、2006年9月のIMF・世銀年次総会までに、クォータと投票権数の配分の改善に向けた具体的な提言を取りまとめるよう要請した。

これに続いて集中的作業プログラムが実施された。このプログラムには、IMFの幹部とスタッフが関与し、さまざまな加盟国との協議や理事会での議論も行われた。2006年8月31日に、理事会は、クォータおよび投票権数の改革に関する包括的プログラムについて合意に達し、これらの改革の実施に向けた2年計画に関する決議を総務会で採択するよう提言を行った。この提言は2006年9月14日に専務理事から総務会に伝えられ、総務会は2006年9月18日に当該決議を採択した。⁵⁷

総務会への報告書のなかで、理事会は、クォータおよび投票権数に関する改革は主として下記の2つの目標をめざすものであることを強調した。

- (1) 加盟国のクォータ配分を世界経済における各国の位置づけに大きく近づけるとともに、将来、世界経済状況に変化が生じたときに備えて、クォータおよび投票権数の配分の対応性を向上させること
- (2) 世界経済における位置づけは低いかもしれないが、IMFの助言および資金支援が重要な役割を果たしている低所得国の参加と発言力を高めること

当該決議は、経済力に比して明らかにクォータの低い4カ国（中国、韓国、メキシコ、トルコ）の出資割当額を引き上げる第1回特別増資（アドホック・クォータ増額）ならびに、可能であれば2007年の年次総会までに、また遅くとも2008年の年次総会までにより抜本的な改革の実施を求めるものだった。改革の内容として、(1) 簡単かつ透明性の高い新たなクォータ算定方法について合意すること、(2) 新たなクォータ算定方法に基づき第2回特別増資を行うこと、(3) 今後ともクォータ配分は世界経済における各国の位置づけの変化に応じたものにするを約束すること、(4) 低所得国がグループとして投票力を確保できるよう基礎票を少なくとも倍増するとともに、将来にわたり投票権

ボックス5.1 第13次クォータ見直し開始

IMFは、資金基盤の妥当性を検証し、世界経済における各国の位置づけの変化に応じてクォータを調整するため、通常5年ごとに、クォータの全面的見直しを実施している。第12次クォータ見直しは2003年1月28日に完了したが、その際、理事会からクォータの増加その他の調整について提言はなされなかった。第13次クォータ見直しは2007年1月に始まり、2008年1月28日までに完了させる必要がある。現時点におけるIMFの出資金総額は2,173億SDRである。

数全体に占める基礎票の割合を一定に保つ措置を導入すること、(5) 多数国を代表する理事に割り当てられる運営資源の増強に向けた措置をとること、が含まれる。⁵⁸

国際通貨金融委員会は、2006年9月17日付の声明で、できる限り幅広い支持を得るべく改革のあらゆる側面について建設的かつ迅速に取り組むよう理事会に要請するとともに、時宜を得た実施が重要であることを強調し、次回会合の際に現状報告書を提出するよう専務理事に要請した。

2006年の年次総会の後、理事会は改革の第2段階の作業に着手した。2007年1月には、理事会は基礎票に関するIMF協定改正案について予備的な議論を行った。理事会は、改正案が総務会の要請に応えるものであるとし、IMFスタッフの提案した枠組みを概ね承認した。基礎票をどれだけ増やすかについては、新たなクォータ算定方法に関する作業がもう少し進んだ段階で改めて議論して合意する必要があるという認識も示した。第2回特別増資の指針となる新たなクォータ算定方法に関する包括的な作業プログラムが開始され、加盟国との協議が行われるとともに、理事会においてもIMFCの2007年春の会合までに2回にわたり非公式な議論が行われた。

IMFCは2007年4月14日付の声明で、基礎票に関するIMF協定改正に向けた法的枠組みについて理事会の合意が概ね得られ、新たなクォータ算定方法の検討に向けて作業が進められていることを歓迎した。同委員会は、低所得国の発言権と参加を強化しつつ世界経済における加盟国の相対的位置づけを反映する簡素かつ透明性の高い算定方法に

57 当該決議は、IMFプレスリリース06/189「IMF Executive Board Recommends Quota and Related Governance Reforms (IMF理事会、クォータおよび関連のガバナンス改革を提言)」および同06/205「IMF Board of Governors Approves Quota and Related Governance Reforms (IMF総務会、クォータおよび関連のガバナンス改革を承認)」としてCD-ROM版およびIMFホームページの下記アドレスに掲載している。

プレスリリース06/189: www.imf.org/external/np/sec/pr/2006/pr06189.htm

プレスリリース06/205: www.imf.org/external/np/sec/pr/2006/pr06205.htm

58 理事会は、会計年度終了直後の2007年5月9日、20カ国以上の国々を代表する理事（サハラ以南アフリカの2地域）の補佐要員をアドバイザー1名分増員することで合意した。一部の理事は、多数国を代表する理事を補佐する理事室の能力強化をはかるためにさらなる措置が必要であることを強調した。

ついて合意を見出すことが重要であることを強調した。また、同委員会は、理事会に対し引き続き優先課題として改革パッケージに取り組むよう要請した。

コミュニケーションと透明性

IMFは、コミュニケーション戦略および透明性に関する方針を通して、利害関係者に対する説明責任の強化ならびに健全な経済政策に対する理解の構築に取り組んでいる。IMFのコミュニケーション戦略と透明性に関する方針を定期的に審査する理事会の指導と支持の下、これらの分野におけるIMFの取り組みは1990年代半ば以降、大幅に強化された。

コミュニケーション

IMFの中期戦略では、透明性とコミュニケーションの向上において大きな進歩が見られたとしながらも、政策変更を実現させるためには各国政府当局者だけでなく広く一般市民の関与が必要であることが強調され、さらなる広報活動が求められている。2007年度においては、IMFスタッフは、この分野における取り組みを強化するとともに、2008年度初頭に理事会で正式に議論されるよう新たなコミュニケーション戦略の草案を提示した。

広報活動：IMFは、各国政府・関係機関等公的關係者向け広報の強化に引き続き努める一方、一般市民、議員、民間部門など、非公的關係者に対する広報活動の拡大にも取り組んでいる。こうした非公式関係者に対する広報は、IMFの見解を説明するという意味においてのみならず、たとえば、コンディショナリティの合理化、マルチ債務救済イニシアティブ(MDRI)に対する早い段階での支持表明、資源採掘産業透明性拡大イニシアティブ(EITI)への参加など、すでにいくつかの分野で示されたように、IMFの業務改善に結びつくようなフィードバックを得るうえでも大いに役立ってきた。

一般市民や議員に対する広報努力の一環として、IMFは何年前に一般市民向けのウェブサイトでニュースレターの公開を開始したが、2007年度には、議員向けのウェブページを立ち上げ、意見や質問の投稿を求めている。⁵⁹2006年12月には、IMFと世界銀行の幹部は、世界各地の労働団体の指導者55名と2日間にわたる会合を持ち、グローバル化への対処と雇用

機会の拡大について議論した。議員を対象とする広報イベントとしては、2006年5月にキルギス共和国で議員向けマクロ経済政策セミナーを開催した。また、2007年3月には、米州開発銀行(IDB)とIMFの代表者がカリブ諸国の議員とワシントンDCで2日間にわたる会議を行ったほか、南アフリカのケープタウンで開催された世界銀行国会議員ネットワーク(PNoWB)の年次総会にも参加した。⁶⁰

2007年度には、民間部門向け広報への取り組みも引き続き行われた。2007年2月、専務理事は、ニューヨークのコロナビア大学で開催されたラテンアメリカ・ビジネス協議会会議(Latin American Business Association Conference)で講演したほか、中米諸国およびドミニカ共和国の政策立案責任者、主要な国際投資家、ビジネス協議会代表者の参加も得て開催された中米向け投資に関するハイレベル会合に参加した。⁶¹IMFと世界銀行は、コスタリカで行われた同会議の開催を支援した。

IMFは、同一地域内の政府当局者やその他の関係者が一堂に会し、地域経済における重要な政策課題について議論する場を提供する手段として、セミナーや会議をより積極的に活用している。たとえば、2006年12月、IMFとアラブ通貨基金(AMF)は、アラブ諸国における機構制度と経済成長に関するハイレベル・セミナーをアラブ首長国連邦のアブダビで開催した。また、IMFは、ドミニカ共和国の中央銀行の主催で2006年6月にプンタカーナで開かれた第5回中米諸国地域会議(パナマ、ドミニカ共和国を含む)年次会合にも参加した。⁶²また、2006年5月には、シンガポールの通貨当局と共催で地域金融統合に関する第2回セミナー(第1回セミナーは2005年9月に実施)を開き、2006年7月には、同年のIMF・世銀年次総会に向けた前段として、世界各国の政策立案者や経済学者を対象に新興市場諸国における危機予防に関するハイレベル・セミナーをシンガポール政府と共催した。⁶³2007年4月には、国際協力銀行(JBIC)とIMFの共催でアジア途上国の政策選択と課題に関する会議が東京で開催された。この会議には、アジアの低所得国の政府担当者や学者も講演者または出席者として招かれた。さらに2007年3月に、IMFはブリュッセルの研究機関ブリュージュと共同で、欧州をはじめ世界各地の研究者、政策立案者、実務担当者を対象に、「Putting Europe's Money to Work: Financial Integration, Financial

59 一般市民向けニュースレターおよび議員向けウェブページのアドレスは下記のとおり。

一般市民向けニュースレター：www.imf.org/external/np/exr/cs/eng/index.asp、議員向けウェブページ：www.imf.org/external/np/legislators/index.htm

60 各広報イベントの詳細については、IMFプレスリリース06/108「IMF Macroeconomic Policy Seminar for Parliamentarians from the Kyrgyz Republic (キルギス共和国議員向けIMFマクロ経済政策セミナー)」(www.imf.org/external/np/sec/pr/2006/pr06108.htm)、世界銀行国会議員ネットワーク年次総会におけるIMFアフリカ局長Abdoulaye Bio-Tchanéの講演(www.imf.org/external/np/speeches/2007/031707.htm)、IMFプレスリリース07/44「Caribbean Parliamentarians Meet with the IDB, IMF, and World Bank for the first time in Washington, D.C. (カリブ諸国議員、ワシントンD.C.で米州開発銀行、IMF、世界銀行の代表者と初の会合)」(www.imf.org/external/np/sec/pr/2007/pr0744.htm)参照。

61 ハイレベル会合の声明はIMFホームページの下記アドレスに掲載している。www.imf.org/external/np/cm/2007/020207.htm

62 アラブ諸国の制度と経済成長に関するセミナーおよび第5回中米諸国地域会議年次会合に関する詳細は、それぞれIMFホームページの下記アドレスに掲載している。

アラブ諸国セミナー：www.imf.org/external/np/seminars/eng/2006/arabco/index.htm

中米諸国地域会議：www.imf.org/external/np/seminars/eng/2006/centram/index.htm

63 IMFホームページ(www.imf.org/external/np/seminars/eng/2006/cpem/index.htm)参照。



IMF専務理事ロドリゴ・デ・ラト、シンガポールで開催された年次総会（2006年）で記者の質問に答えて

Development, and Growth in the European Union (欧州資金の活用：欧州連合における金融の統合と発展および経済成長)」と題する2日間の会議を開催した。

その他の広報活動については第2章および第4章に記載している。

英語以外の言語：「英語以外の言語によるIMFの文書および情報の公開に関する作業部会 (Task Force on Publication of Fund Documents and Information in Languages Other than English)」の報告書で、翻訳版に対する要望が強い文書については、IMFの業務で使用頻度の高い言語に翻訳すべきとの見解が示されたが、これを受けて、IMFでは、この問題をさらに検討し、具体的な提言をとりまとめるため、「英語以外の言語によるIMF文書公開に関する作業グループ (Working Group on Publication of Fund Materials in Languages Other than English)」を発足させた。同作業グループの検討結果は2007年4月に行われた非公式報告会で理事会に示された。IMFは、これを受けて、プレスリリースおよび「世界経済見通し (WEO)」の概要など一部の文書について、主要言語への翻訳をより組織的に進め、ウェブサ

イトに公表すべく作業を開始した。理事会は、製作費用の蓄えを使って、2007年度の年次報告をこれまでより多くの言語に翻訳することも承認した。

出版物およびIMFウェブサイト：2007年度におけるIMFの出版事業の有効性について部局間作業グループによる検証が行われた。⁶⁴ 検証の結果、IMFの研究成果や知識の共有を費用効率の高い方法で行うという同事業の基本的な目標は引き続き有効であるものの、特に下記の点を推進することで、さらなる改善の余地があることが示された。

- より戦略的なアプローチをとって出版対象および最適な出版方法 (印刷物、ウェブ公開、または両方) を選択すること
- マーケティング努力を強化すること (必要に応じて民間出版社と提携することも含む)
- IMFの研究成果発表のオンライン可視性を高めること
- 電子商取引サイトを構築すること
- オンデマンド印刷などの技術をさらに活用すること
- 途上国の読者がIMFの出版物を入手しやすくなるよう差別的価格政策を導入すること

64 CD-ROM版のCD-Box 5.2『Disseminating information: The IMF's publishing operations and Web site (情報の普及：IMFの出版事業およびウェブサイト)』参照。

ボックス5.2 政府間機関、国際機関、地域機関との連携

IMFは長年にわたり数々の国際機関や地域機関と協力してきた。なかでも世界銀行との協力関係はきわめて緊密である。IMFと世界銀行の具体的な協力分野としては、金融セクター評価プログラム、基準と規範の策定、貧困削減戦略ペーパー（PRSP）に関するプロセス、重債務貧困国（HIPC）イニシアティブおよびマルチ債務救済イニシアティブ（MDRI）、債務持続可能性分析が挙げられる。2006年3月に、IMF専務理事と世界銀行総裁によりIMF・世銀間の協働に関する外部調査委員会が設置された。IMF・世銀間の協働は、1989年以降、正式な「協定（Concordat）」に基づいて行われてきたが、同委員会は、こうした協働の性格や実態について加盟国の見解を求めた。同委員会報告書は2007年2月に公表された。¹

IMFは、アフリカ開発銀行（AfDB）、アジア開発銀行（ADB）、米州開発銀行（IDB）、欧州復興開発銀行（EBRD）といった各地域の多国間金融機関とも、各国の視察や技術支援の提供などにおいて協力し、多国間金融機関総裁会議にも参加している。米州開発銀行とアフリカ開発基金はマルチ債務救済イニシアティブにも参加している。

IMFは、主要国際金融センターの金融安定に責任を有する各国政府当局者、国際的な規制・監督機関、中央銀行の各種専門家委員会によって構成される金融安定化フォーラム（FSF）のメンバーである。IMFはまた、パーゼル銀行監督委員会や保険監督者国際機構（IAIS）などの基準設定機関とも協力している。2000年には、国際資本市場協議グループ（CMCG）が当時IMF専務理事だったHorst Köhlerによって立ち上げられ、国際資本市場への参加者とIMFとの間に非公式な対話の場が設けられた。同グループの議長はIMFの専務理事が務める。

国連本部および数々の国連関連機関とは、IMFの国連特別代表を通して意思疎通をはかり、協力している。昨年は、特に国連が新たに設置した平和構築委員会（PBC）の活動支援に重点が置かれたが、その一方で、開発金融（FID）プロセスおよび国連経済社会理事会（ECOSOC）の活動にも引き続き取り組んだ。世界貿易機関（WTO）との協力は、1996年の協力協定（Cooperation Agreement）に示されるとおり、公式・非公式なかたちで行われている。IMFはWTOの会議にオブザーバー参加する地位を有しており、IMFのスタッフは、WTOの「貿易と債務・金融に関する作業部会（WGTFD）」や「国際収支上の目的のための制限に関する委員会」の取り組みにも貢献している。IMFのスタッフは、「貿易関連技術支援のための統合フレームワーク（IF）」および「貿易のための援助タスク・フォース」にも参加している（ボックス3.3参照）。

IMFスタッフはさらに、経済協力開発機構（OECD）、国際決済銀行（BIS）、欧州委員会（EC）、アジア太平洋経済協力会議（APEC）ならびに、東南アジア諸国連合（ASEAN）をはじめとするいくつかのアジアの地域連合とも連携をはかっている。2006年6月には、ASEAN事務局、IMF、カンボジア政府の共催で、地域統合によってカンボジア、ラオス、ベトナムの発展がどのように加速されるかについてハイレベル・セミナーが開催された。²

IMFは、先進7カ国（G7）、先進主要8カ国（G8）、10カ国グループ（G10）、20カ国グループ（G20）、24カ国グループ（G24）など、主要な政府間枠組みの会議や活動に積極的に参加している。G10加盟国は、1962年に締結されたIMFの一般借入取極（GAB）の参加国である。同取極は、加盟国からの需要に対してIMFの資金が不足すると予想された場合に発動することができる。

1. 詳細については、IMFプレスリリース07/32「IMF Managing Director and World Bank President Paul Wolfowitz Welcome Report on Enhancing IMF World Bank Cooperation（IMF専務理事とPaul Wolfowitz世界銀行総裁、IMF・世銀間の協力強化に関する報告書を歓迎）」および外部調査委員会報告書を参照。いずれもCD-ROM版またはIMFホームページ（www.imf.org/external/np/sec/pr/2007/pr0732.htm）で閲覧できる。

2. IMFプレスリリース06/145（www.imf.org/external/np/sec/pr/2006/pr06145.htm）参照。

ボックス5.3 2007年度における独立評価機関（IEO）の活動

独立評価機関（IEO）は、IMFの透明性と説明責任を向上させ、学び続ける姿勢を強化する目的で、IMFの政策および活動を独立した立場で客観的に評価するため2001年に設置された。付託条項に基づき、IEOは、IMF幹部から完全に独立した機関であり、評価結果の報告先であるIMF理事会とも適切な距離を置いて、業務を遂行する。2007年1月に、理事会は、理事会が承認したIEOの提言をより組織的に実施するとともに、実施状況に対する監督を強化することで合意した。

2007年度におけるIEOの取り組みでは、「IMFとサハラ以南アフリカ諸国に対する支援」および「為替政策に関するIMFの助言」について実施された2つの評価を終えることに重点が置かれた。前者については2007年3月に理事会で議論された（第3章参照）。これに続き、IEOは、2007年3月下旬にアフリカ開発銀行で行ったセミナーを皮切りに、いくつかの国際的広報イベントにおいて評価結果を発表した。報告書はフランス語とポルトガル語に翻訳されている。為替政策に関するIMFの助言の評価結果は2007年3月に理事会に提出され、2008年度初頭に理事会で議論される予定である。この評価では、為替政策に関するIMFの助言の役割が明確に定義され、理解されているか調査した

うえで、その助言の質を評価するとともに、各国政府当局者との対話の質を検証した。IEOは、加盟国に対するIMFの助言の質が向上しているとの認識を示した。しかし、その一方で、為替政策サーベイランスの基本目的を再確認したうえでIMFと各加盟国の果たすべき役割を明確化する必要があることも指摘され、IMFの為替政策に関する助言の管理運営のあり方や加盟国との相互連携の改善に向けた詳細な提言が示されている（第2章参照）。

「IMF支援プログラムにおける構造的コンディショナリティ」について実施されているもう1つの評価は、2007年度も引き続き作業が進められた。評価報告書は、2007年10月の年次総会までに最終的に取りまとめられ、理事会に提出される予定である。

今後2年間に独立評価機関が実施する評価の対象として下記4項目が追加された。

- (1) 理事会の役割も含めたIMFのガバナンスのあり方
- (2) IMFと加盟国との相互連携のあり方
- (3) IMFの研究課題
- (4) 国際貿易に関するIMFの取り組み

IMFのウェブサイトは、IMFに関する情報の主要な入手源となっている。2007年度には、ウェブサイトをより効果的なコミュニケーション手段とするためのデザイン変更が行われたほか、「IMFサーベイ」がますますウェブ・ベースのものとなり、IMFと利害関係者の間でより迅速、頻繁、かつ柔軟なコミュニケーションを実現するため、情報やメッセージの普及手段としてのウェブへの依存が高まった。

マスコミ関係者とのかわり：対外関係局（EXR）による隔週のメディア・ブリーフィングは、1999年の終わりに制度化され、当初はワシントンDCに拠点を置く記者を対象に行われていたが、その後、ウェブ放送に拡大し全世界のジャーナリストに向けて情報発信されるようになった。オンライン・メディア・ブリーフィング・センター（OMBC）

というパスワード制御されたマルチメディア・サイトが2004年度に開設され、ジャーナリストはこのサイトを通して解禁前の情報を入手するとともにプレス・ブリーフィングに参加し、それぞれのニーズに応じた情報やデータを受け取ることができる。IMFの担当スタッフもマスコミ関係者とのコンタクトを増やしている。

透明性に関する方針

IMFの透明性に関する方針は、各国の資料や政策文書の公表は各国の自主性に委ねられてはいるものの、こうした資料や文書および関連の公開情報通知（PIN）は体系的に公表されるという前提を確立した2001年1月の理事会決定に基づくものである。IMFは、1994年以降、透明性と機密性の



シンガポールで開催された2006年年次総会での国際通貨金融委員会（IMFC）会議

適切なバランスをとることで加盟国との政策協議における率直性を確保するための保護措置も取り入れる一方、IMFの透明性を高めるとともに加盟国の政策に関する情報の利用性の向上に向けたさまざまな措置を講じてきており、当該理事会決定もこうした一連の措置に続くものである。加盟国は、公知になっていない情報で、市場が敏感に反応するような重大な、あるいは、時期尚早な政策意図の公表となるものについては削除を求めることができる。

2006年度にIMFスタッフによる透明性に関する方針の見直しを審議した後、理事会は、当該方針の実施状況を毎年とりまとめ、IMFのウェブサイトに掲示するようスタッフに指示した。2007年2月に公表された透明性に関する方針の第2回実施状況報告書では、2005年11月1日から2006年10月31日の間に理事会で検討され、2006年12月31日までに公表された文書に関する情報が提示されており、文書の種類別の公表率、理事会で検討されてから公表されるまでに要した時間、削除箇所の有無、加盟国の公表に対する姿勢も含めて開示されている。⁶⁵

2007年度には、IMF協定第4条の規定に基づく各加盟国との協議（4条協議）とIMF資金の利用に関する報告の公表率が2005年の82%から2006年は85%となり、3年連続で上昇した。4条協議とIMF資金の利用に関する報告をすべて公表した加盟国も、2005年の136カ国から2006年は142カ国に増えた。金融セクター評価プログラム（FSAP）の一環として作成される金融システム安定性評価（FSSA）

報告書の公表率は82%に上昇し、IMFとの取極を締結した国の政策意図に関する文書およびPINの公表率はともに94%に上昇した。⁶⁶

運営および組織

2007年度中に、IMFは、リスク管理枠組みの再評価を行い、運営費用の抑制をはかったほか、報告書の統合または短縮、誤報があった場合の手続の変更、政策審査の間隔延長など、さまざまな手続の合理化を実施した。また、さまざまな分野において他の国際機関や地域機関との連携強化を図るとともに（ボックス5.2参照）IMFの方針に関する独立評価機関（IEO）の提言（ボックス5.3参照）も踏まえ、効率の向上にも努めた。

IMFの運営の仕方

IMFの最高意思決定機関は総務会で、そのメンバーは加盟国によって任命される。IMF協定に定められるとおり、理事会は、IMFの業務執行に責任を持ち、この目的のために総務会より委託された全権限を行使する。理事会は加盟国によって任命あるいは選任された理事24名とその代理によって構成され、ワシントンDCにあるIMF本部においてIMFの日々の業務を監督する。⁶⁷ IMF専務理事が理事会の議長を務める。

65 報告書「Key Trends in Implementation of the Fund's Transparency Policy（IMFの透明性に関する方針の主要実施状況）」はIMFホームページの下記アドレスで閲覧できる。www.imf.org/external/pp/longres.aspx?id=4040

66 IMFの透明性が向上したことは、幅広く認知されている。英国NGOのOne World Trustが発表した2006年の「Global Accountability Report（グローバル説明責任報告書）」の透明性ランキングで、IMFは政府間機関10組織中第3位、政府間機関および民間多国籍企業30組織中第4位にランクされた。同報告書は下記サイトで閲覧できる。www.oneworldtrust.org/?display=index_2006

67 理事会の2007年度日程および主な活動内容はCD-ROM版に記載している。IMFのガバナンスに関する一般的な情報もCD-ROMのIMF Handbookに記載している。2007年4月30日現在のIMF理事および理事代理のリストはp[68]に記載している。各加盟国の投票権数はCD-ROM版の付属書IV参照。

総務会は IMF の 185 の加盟国それぞれを代表する総務と総務代理 1 名ずつによって構成される。総務は通常、各加盟国の財務担当大臣もしくは中央銀行総裁が務める。総務会は年 1 回、IMF・世銀年次総会に合わせて開催される。総務会には、全加盟国を代表する 2 つの委員会がある。国際通貨金融委員会 (IMFC) は 24 名の総務 (または総務代理) によって構成される諮問委員会、その総務は 24 人の理事の任命国または選出区 (複数国によるグループ) と同じ区域を代表する。

IMFC は、下記に掲げる各業務における総務会の機能に関する事柄について総務会への助言と報告を行う。

- 国際通貨金融システムの運営・適応性の監督、ならびに、その関連における国際的流動性の動向や途上国への資源移転の検証
- IMF 協定の改正に関する理事会の提案の検討
- 国際通貨・金融システムを脅かすおそれのある混乱事態への対処

IMFC は意思決定の権限を有していない。同委員会は通常、3 月か 4 月に開かれる春季会合と 9 月か 10 月に開かれる年次総会に合わせて年 2 回開催される。

合同開発委員会 (正式名称は、開発途上国への実物資源の移転に関する世銀・IMF 総務会大臣級合同委員会) は、世界銀行と IMF の合同組織で、世界銀行もしくは IMF の総務もしくは総務代理 24 名によって構成される。同委員会は、開発に関する重要問題および途上国の経済発展を促すために必要な財源について、IMF と世界銀行の総務会に助言を行う。国際通貨金融委員会と同じく、合同開発委員会も通常年 2 回開催される。

IMF 協定に基づき、IMF 専務理事は理事会によって選出される。いずれの理事も、国籍にかかわらず、候補者を推薦することができる。⁶⁸ 専務理事は更新可能な 5 年の任期で任命される。専務理事は、補佐役として 3 名の副専務理事 (うち 1 名は第 1 副専務理事) を理事会の同意を得て任命し、専務理事が不在の場合はいずれかの副専務理事が理事会の議長を務める。専務理事は、IMF の業務担当スタッフを統括する最高指揮者であり、理事会の指示の下、IMF の通常業務を執行する。専務理事は、IMF の内部管理や機関運営、外部とのコミュニケーションのすべての面について最終的な責任を負う。3 名の副専務理事は、分担して IMF の各加盟国との関係を監督するほか、一部の理事会の議長役、特定の分野における IMF スタッフの作業の監督を行う。

IMF のスタッフは、専務理事によって任命され、IMF に対してのみ責任を負う。2007 年 4 月 30 日現在、IMF は専門職・管理職スタッフ 2,005 名とそれ以外のスタッフ 673 名を擁している。専門職・管理職スタッフのうち 82 名は、アフリカ、アジア太平洋、欧州、中東、ラテンアメリカ・カリブの各地域に常駐し、合わせて 92 カ国を担当している。常駐スタッフは、自らの専門知識と現地状況の詳細な把握によって、IMF の政策助言の作成に貢献するとともに、担当国の経済パフォーマンスの監視や技術支援の手配を行う。低所得国を担当するスタッフは貧困削減戦略に関する議論にも参加する。常駐スタッフは、政策の逸脱 (policy slippages) の可能性を察知した際は IMF と当該国に注意を喚起する。また、現地におけるプログラム支援を行うほか、政府の各担当当局、市民団体、ドナー、その他の関係者と協力して、IMF の広報活動で積極的な役割を果たす。

IMF における人事管理の枠組みは、IMF の使命に相応しく、IMF スタッフの質と多様性を維持するという目的にも適った、その時々ベスト・プラクティス (最良慣行) を反映している。IMF 協定には、IMF スタッフの能率性と専門能力は「最高水準」であることが期待されていること、さらに、専務理事はスタッフ採用にあたり「できる限り地理的に広範な地域から人材登用を行うことの重要性に十分留意しなければならない」ことが明記されている。さらに、すべての IMF スタッフは、「IMF 行動規範 (Code of Conduct)」および「規則・規定 (Rules and Regulations)」に定められるとおり、誠実性、公平性、慎重性という価値観に見合う最高水準の倫理基準を遵守する。

各国政府が直面するさまざまな政策立案上の課題を専門家としての経験と訓練を通して理解し、185 の加盟国それぞれの状況に応じて適切な政策助言のできる人々が加盟国のために働く必要があるという認識に基づき、理事会は長年にわたり多様性の重要性を訴え、これについて懸念を表明し、スタッフの多様化を一層進めるよう、繰り返し呼びかけてきた。そのため IMF は、積極的に世界各地から候補者を募り、加盟国の多様性が確実にスタッフ構成に反映されるようあらゆる努力を行っている。IMF は 1995 年に多様化アドバイザー (Diversity Advisor) というポストを設けたのに続き、多様性に関する取り組みをさらに押し進めるため、先ごろ、多様性評議会 (Diversity Council) が設置された。進捗状況が監視され、問題があれば、IMF のウェブサイト上で透明性の確保されたさまざまな方法で報告される。「Diversity Annual Report (多様性に関する年次報告)」もその 1 つである。

68 2007 年 7 月 12 日、理事会は専務理事の推薦・選出の関する決定を採択した。同決定については IMF ホームページ (www.imf.org/external/np/sec/pr/2007/pr07159.htm) 参照。

表5.1 運営予算 (2005～2008年度)¹

(100万米ドル)

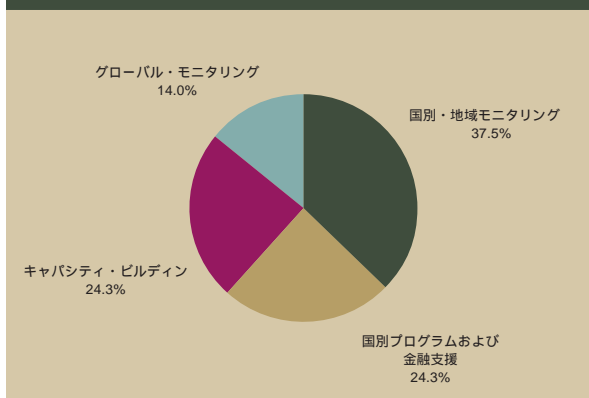
	2005年度 支出実績	2006年度 支出実績	予算	2007年度 支出実績	2008年度 支出実績
運営費用					
人件費					
給与	375.2	392.6	407.5	404.1	424.6
福利厚生・其他人件費	259.5	273.9	292.7	303.4	298.5
小計	634.7	666.5	700.2	707.5	723.1
その他諸費用					
旅費	90.2	94.2	102.02	93.2	100.5
建物・その他	167.3	169.6	177.9	159.7	170.2
小計	257.5	263.8	279.9	258.3	270.7
総支出	892.2	930.3	980.2	965.8	993.8
収入	(66.1)	(56.0)	(68.3)	(68.5)	(71.4)
純運営費用	826.1	874.4	911.9	897.2	922.3

注：四捨五入のため合計額は必ずしも一致しない。

1. 2007年4月30日および2008年4月30日を期末とする各会計年度の運営予算として理事会で承認された額と2005年4月30日、2006年4月30日、2007年4月30日に終了した各会計年度の支出実績の比較。

2. シンガポールにおける年次総会開催費用500万ドルを含む。

図5.1 2007年度総運営費用見込額の主要事業分野別構成



2006年末現在、IMFの185の加盟国のうち142カ国の出身者がIMFスタッフとして在籍していた。IMFスタッフの国籍別、性別、途上国・先進国別の構成比はCD-ROM版に掲載する各表(CD-Table 5.1、5.2、5.3)に示してある。スタッフの給与構造(CD-Table 5.4)もCD-ROM版に掲載している。

IMFの幹部リストおよび組織図はそれぞれ本報告書のp70とp71に掲載している。IMFの組織と各部局の役割については、CD-ROM版のIMF Handbookに記載している。

ボックス5.4 パフォーマンス指標

IMFは、下記を含む数種類のパフォーマンス指標を漸次導入する計画である。

- すべての事業の最終成果を評価対象とする量的指標、支援・ガバナンス活動のあり方を評価対象とする量的指標と質的指標、また、一部の評価対象については最終成果と途中段階での成果を評価する質的指標を2008年度から導入する。
- より長期的な計画として、IMFの即応性を測る適時性指標およびその他のパフォーマンス指標を段階的に導入する。
- 予算・事業計画プロセスにおけるコスト指標の利用を促進するため、さらなる分析作業を行い、選別された成果指標(特に、運営上最終成果指標より適切とみられる中間成果指標)導入の実現可能性やコスト監視手法の改善の必要性を検討する。

また、支援型情報技術(IT)アプリケーションの導入に向けた作業、ならびに、IMFの戦略とビジネス・モデルに対するパフォーマンス指標の適切性が引き続き確保されるよう、継続的な検証プロセスを確立するための作業も進められている。

運営予算および資本予算

運営予算は、IMF が加盟国および国際社会にサービスを提供する際に生じる人件費、旅費、その他の経常的運営費用を賄うものである。予算年度は会計年度と同じ5月1日から翌年4月30日までで、各年度予算は純額ベース（総支出から収入を差し引いたもの）で理事会に承認される。⁶⁹ 収入見込額の上限值に基づいて設定される総支出限度額についても理事会が承認する。IMF の運営純費用は、IMF 資金を利用する際の手数料などの業務収益と準備金で賄われている。

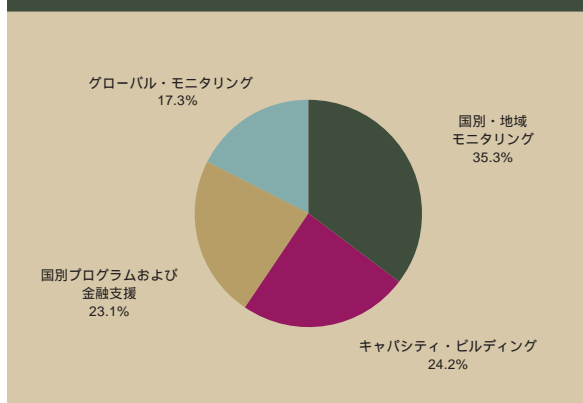
IMF の資本予算は、次年度から始まる設備投資プロジェクトに要する資金を提供する。承認済みのプロジェクトは向こう3年間の設備投資計画の一環をなすもので、新規の設備投資プロジェクトはすべてこの計画に含まれる。資本予算割当ては3年間に限り利用可能で、当該期間終了時点の未使用予算は失効する。

2007 年度の予算と支出実績

2007年4月30日に終了した2007年度のIMF運営予算では、純支出総額9億1,190万ドル、総支出限度額9億8,710万ドル、および2007年度に始まる設備投資プロジェクトへの予算割当てとして4,810万ドルが計上された。また、理事会は、参考指標として2008年度と2009年度の純運営予算がそれぞれ9億2,960万ドルと9億5,280万ドル、3年間の設備投資計画全体の予算が1億4,100万ドルと見込まれることにも留意した。

IMF 中期戦略の展開、IMF における雇用、報酬、福利厚生に関する制度の見直し、ならびに、IMF の収益状況の悪化によって、IMF を取り巻く制度的・財政的環境は変わってきている。その結果、理事会によって承認された2007～2009年度予算は、IMF の実質的な運営資金の規模縮小計画を織り込んだ内容となっており、資本支出は減少傾向に入った。2007年度の純支出は実質ベースで前年度並みの水準を維持するが、2008年度と2009年度の運営予算は実質削減となっている。実質的な資金規模縮小が提案されているにもかかわらず、2007～2009年度中期予算（MTB）では、IMF の内部運営の効率性を高め、サポート関連費用を削減することによって、新規中期戦略イニシアティブなどの重要な活動を遂行するために必要な資金が確保された。

図 5.2 2008年度総運営費用見込額の主要事業分野別構成



2007年度純運営予算の実績額は8億9,720万ドルで、予算額を1,470万ドル（1.6%）下回った。収入額は、純運営予算の積算基礎となった見込額の中央値を20万ドル上回った。総運営費用は、見込額の中央値9億8,020万ドルを1,440万ドル（1.5%）下回った。

運営費用の実績額が予算額をやや下回ったのは、IMF の事業実施における実際の資金利用がわずかながら予定額に満たなかったことと、一部の事業で不足が生じたことによる。少数のプロジェクトに遅れが生じており、その関連費用は今年度に発生することになる。2007年度 IMF 事業への資金割当は、中期戦略に示された新たな優先課題に基づくものである（図 5.1 参照）。マルチ・コンサルテーションの枠組みが新設され、為替レート問題協議グループ（CGER）の対象国が拡大された結果、2007年度は過年度に比べて、総運営資金に占めるマルチ・サーベイランス（多国間政策監視）に振り向けられる資金の割合が高くなった。⁷⁰ 2006年度に比べて、地域的サーベイランスと金融セクター関連のサーベイランス（いずれも中期戦略の重要課題）への資金割当が増えた一方、国別プログラムや金融支援に振り向けられる資金の割合が低くなった。キャパシティ・ビルディング（技術支援および研修）についてはほぼ過年度並みだった。

資源投入面における予算額と実績額の差異は、さまざまな要因を反映している（表 5.1 参照）。旅費は予算額に比べて4%（380万ドル）減だった。建物・その他費用は9%近く（1,520万ドル）も予算額を下回ったが、これは建物賃借料と契約サービスの利用が予定より少なかったことによるものである。人件費関連支出は予算額を約1%（730万ドル）上回った。⁷¹

69 収入の半分余りは加盟国への技術支援や加盟国の政府当局者の研修に対する外部資金供与で、残りは出版事業の収益などによる。

70 マルチ・コンサルテーションおよび為替レート問題協議グループの活動については、第2章に詳述。

71 過去に契約ベースで雇用されていたスタッフに対する退職給付金支給プログラムに基づき退職給付制度（SRP）への拠出金支払いを加速するため、一度限りの特別費用として1,900万ドルの支出が理事会で承認されたが、人件費関連支出の予算超過はこれだけで説明できるものではない。

2007年度の総資本支出は、2005～2006年度に承認されたプロジェクトの予算の範囲内だった。総資本支出4,560万ドルのうち、1,610万ドルは施設建設、530万ドルはIMF本部第2ビル建設、2,410万ドルは情報技術プロジェクトに充当された。

2008～2010年度中期予算

2007年4月25日に理事会で承認された2008～2010年度中期予算は、支出は基本的に毎年1.7%増となることを見込んでおり、向こう3年間のIMFの運営資金は実質削減となる。理事会は、IMFの財政の持続可能性を確保するうえで、賢人委員会の提言（後述の「財務運営・方針」の節参照）に基づいて構築される新たな歳入モデルが重要な役割を果たさなければならないが、支出抑制も必要であるという見解で一致した。加盟国の新たなニーズや優先課題への対処に追加的な資金が割り振られたが、これによる支出増については、既存業務の効率性の向上と優先度の低い活動の規模縮小もしくは廃止を通して増額分を上回る額の支出削減が行われる必要があり、これにより中期戦略に基づくIMF事業活動の継続的な遂行を確保する。

2008年度については、理事会は、総支出限度額を9億9,820万ドルとする運営純予算9億2,230万ドルを承認し、参考指標として2009年度と2010年度の純運営予算がそれぞれ9億3,800万ドルと9億5,940万ドルであることを示した。⁷² また、理事会は、設備投資プロジェクトに4,660万ドル割り当てることを承認し、総額1億3,800万ドルの中期設備投資計画についても留意した。

IMFは、6年前から予算改革を実施しているが、2008年度にはこれを継続しつつ、各部局の3カ年事業計画に裏付けられた本格的な中期運営予算の執行に着手する。さらに、IMFでは、ボックス5.4に示すとおり、各部局における事業計画の実施状況を監視するためパフォーマンス指標（PI）を導入する。また、各事業活動へのコスト配分をより正確に行うための措置も講じる。

各部局の事業計画では、中期戦略の目標に応じた資金配分の組み替えが2008～2010年度中期予算でも引き続き実施されるものとなっている。図5.2は2008年度の割当資金総額に占める事業分野の割合を示すものである。

資源投入面からみた2008年度運営予算では、3.3%の構造的給与調整（2007年5月1日現在の給与構造はCD-ROM版のCD-Table 5.4に掲載）が認められた。出張方針と慣行の

ボックス5.5 セーフガード評価

IMFのセーフガード評価は、加盟国に提供した融資が悪用されるリスクを軽減するための方策である。セーフガード評価は、ある中央銀行の財務報告、監査、内部統制の枠組みがIMF融資を含む資金を管理するうえで適切なものであるという合理的な保証をIMFに与えることを目的として実施される（CD-ROM版のCD-Box 5.3参照）。2007年度には加盟国の中央銀行12行の評価が行われ、2007年4月30日現在の評価済み中央銀行数は136行となった。中央銀行のセーフガード枠組みの継続監視は、IMFの貸付残高がある限り引き続き行われる（2007年4月末現在における継続監視対象の中央銀行は53行）。各国中央銀行はこれまで概ねセーフガード評価の結果を受け入れており、この方策によって、各国中央銀行の業務運営・管理の改善を支援する一方、分別ある貸し手としてのIMFの名声と信頼性が高められている。

変更によって旅費が抑制されると見込まれている。建物・その他への支出は、サポート関連費用の削減目標を踏まえて、前年度より減額計上となっている。

リスク管理枠組みの刷新

2007年度においては、2006年10月に設置されIMF幹部が議長を務めるリスク管理諮問委員会（ACRM）が、IMF全体を対象に行ったオペレーショナル・リスクに関する調査に基づき、IMF初のリスク管理に関する年次報告書を作成した。同報告書は、IMFが直面する戦略リスク、コア・ミッション・リスク、金融リスクに関する各報告とも合わせて、2007年3月、4月に理事会で検討され、議論が行われた。年次報告書とその基礎となった作業について、理事会は、リスク管理のさまざまな側面の統合・強化に向けたIMFの取り組みにおける重要な一歩であるという認識を示した。理事会は、日々の業務運営におけるIMFのリスク管理手続はIMF幹部の所掌であるとしつつ、理事会にはリスク運営の監督責任ときわめて重大な受託者責任があることを強調した。

理事会に提出された報告書は、IMFが直面する主要なリスクとその軽減に向けて講じられている措置を包括的に評価したものである。評価結果は次のとおりである。

⁷² 2008年度と2009年度の名目数値は、昨年提示された参考数値を下回っているが、これはインフレ率の低下が主な理由である。

- (1) 戦略リスクは中期戦略の実施によって概ね適切に対処されている
- (2) コア・ミッション・リスクは、IMFの財務方針と強固な監督・審査機能（ボックス 5.5 参照）によって適切に対処されている
- (3) 金融リスク（特に収益リスク）については、資金提供国により対処されつつある
- (4) その他の重要なオペレーショナル・リスク（蓋然性の高いリスクまたは重要な影響を及ぼすおそれのあるリスク）に対処するために講じられている措置は概ね適切である

これまでに相当な進展があったが、それでもなお、リスク管理枠組みの構築は IMF にとってずっと未完成の作業であり、経験から学び、状況の変化や将来生じるかもしれない新たなリスクに適切に対応できる体制を整える余地を与えている。このような動的アプローチをとることによって、公共財を提供する国際的協力機関としての IMF の特殊な性格に引き続き十分配慮しつつ、新たな国際的ベスト・プラクティスの出現に応じて IMF のリスク管理枠組みも変化を遂げることができると考えられる。

合理化

コスト意識が高まるなか、IMF 中期戦略では、サーベイランスの質と実効性を強化する一方、IMF 事業の合理化を押し進め、資源配分を見直し、戦略的課題に一層的を絞った資源配分を行うことが求められている。2007 年度においては、理事会は、ほとんどの政策見直しの間隔を延長するとともに、一部報告書の集約化や廃止を進めた。また、サーベイランスの適時性を高めるため、IMF 代表団と加盟国の 4 条協議が終了した後、理事会審議が行われるまでの期間が短縮された。IMF は、試験的に 4 条協議を簡素化したかたちで行った（第 2 章参照）ほか、加盟国のデータ報告に誤りがあった場合、重要性の低いものについては訂正手続を

簡略化して IMF と加盟国の負担の軽減化をはかった。⁷³ また、より効率的かつ低コストで成果を実現することができないか見きわめるため、一部サポート業務の見直しが行われた。

財務運営・方針

収益、手数料、利息、および負担分担

他の金融機関同様、IMF も融資の貸付金利や手数料によって収益を得て、その収益で資金調達コストを賄い、運営費用を支払い、準備金を積み立てている。現行の枠組みは融資による収益に大きく依存している。今後は、現行のモデルよりも IMF の幅広い活動への適応性に優れた、安定的かつ確実で、多岐にわたる長期的な収益源をもたらすような新たなモデルを確立することが IMF の重要課題である。

現行の歳入モデルでは、標準的な融資に適用される基本手数料（金利）は、特別引出権適用金利（SDR 金利）に上乗せされるベース・ポイントでの金利差というかたちで、各会計年度期首に決定される（ボックス 3.1 参照）。これらの手数料は、資金調達コストと運営費を賄い、当該年度の収入目標を達成することが見込まれている。しかし、2007 年度については、(1) 基本利率と SDR 金利との金利差を 2006 年度と同じ 108 ベース・ポイントに据え置き、(2) 準備金積み立てを一時的に停止することが理事会で合意された。

IMF では、クレジット・トランシュの引出しや拡大取極に基づく融資の過度な利用を思いとどませ、IMF 資金の回転性を維持するため、2000 年 11 月以降の融資に上乗せ利率（サーチャージ）を適用している。また、補完的準備融資制度（SRF）に基づく短期融資についても、融資期間に応じた

表5.2 6ヵ月以上のIMF債務延滞国と勘定分類別延滞額

（単位：100万SDR、2007年4月30日現在）

	勘定分類				
	合計	一般勘定 (SAF1を含む)	SDR勘定	トラスト・ファンド	PRGF-ESF
リベリア	530.8	472.1	28.1	30.6	0.0
ソマリア	233.4	213.0	12.4	8.0	0.0
スーダン	1,033.2	953.4	0.0	79.8	0.0
ジンバブエ	84.7	0.0	0.0	0.0	84.7
合計	1,882.1	1,638.5	40.5	118.4	84.7

出所：IMF財務局
1. 構造調整融資制度（SAF）

73 公開情報通知（PIN 06/95 J）IMF Executive Board Modifies Procedures in De Minimis Cases of Misreporting（IMF 理事会、重要性の低い誤報の際の手続を変更）参照。当該 PIN は、CD-ROM 版および IMF ホームページの下記アドレスで閲覧できる。
www.imf.org/external/np/sec/pn/2006/pn0695.htm

ボックス 5.6 投資勘定

IMF 協定では、運営費用に充てるための収入を得る目的で投資勘定を設置することが認められている。2004年から実施している IMF の融資・財務構造の見直しのなかで、理事会は、それまで主要な収入源だった IMF 融資の需要が低迷していることを踏まえ、IMF の収入基盤を広げる必要があることを認めた。

投資勘定は、2006年4月の理事会決議によって設置され、2006年6月に一般資金勘定からの通貨の移転により59億 SDR の資金が繰り入れられた。投資勘定への繰り入れは、IMF 協定で、繰り入れ決定時点における IMF の一般準備金および特別準備金の総額と同額を上限とすると定められている。2006年6月の繰入額は、IMF の準備金総額と同額であった。

投資勘定に繰り入れられるまでは、準備金は債権国の立場にある加盟国通貨の IMF 保有残高に組み込まれていた。したがって投資勘定への準備金移転の結果、これらの加盟国のリザーブ・トランシュ・ポジションは上昇することとなった。リザーブ・トランシュ・ポジシ

ンには3ヵ月物 SDR 金利が支払われている。これは投資勘定繰り入れ前の IMF 準備金に適用される計算上の利回りである。

IMF は、12ヵ月間を目処にマイナス利回りやアンダー・パフォーマンスに陥る頻度や程度を最小限にとどめつつ、長期的には SDR 金利を上回る投資勘定運用利回りを達成することを目指している。この目標を達成するために、投資適格の長期政府債やその他の確定期付債への投資を行うことによって、投資勘定ポートフォリオの投資期間は3ヵ月超に維持されている。世界銀行、国際決済銀行、民間金融機関などの外部資産運用機関が、投資勘定の投資権限、ガイドライン、ベンチマークに基づいた証券の売買を委託されている。

投資勘定では1～3年のベンチマーク指標が採用された。過去の実績は、結果として3ヵ月物 SDR 金利を上回る投資利回りの満期保有投資が増えることによって、長期的に追加収入が得られることを示している。

サーチャージを課している。サーチャージによる収益は、IMF の準備金に繰り入れられるか、理事会の定めるその他の目的に使われる。

IMF は、サービス料、コミットメント・フィー、特別手数料というかたちでも収益を得ている。一般資金勘定から融資が行われるたびに0.5%の一時払いサービス料が賦課される。スタンド・バイ取極（SBA）および拡大取極に基づく場合は、12ヵ月を単位とする各期の始めに、補完的準備融資制度に基づく融資も含めた当該期間引出可能額に対して、払戻可能なコミットメント・フィーが賦課される。コミットメント・フィーは、クォータの100%相当までの引出可能額については0.25%、これを超える額については0.10%である。コミットメント・フィーは、引出し時に融資枠の使用に応じて払い戻される。元本返済の延滞や6ヵ月未満の手数料の支払い延滞があった場合は、特別手数料が徴収される。

債権国の立場にある加盟国に対しては、IMF が保有する各国準備金残高（リザーブ・トランシュ・ポジションと呼ばれている）に対して SDR 金利に基づく所定の金利（報酬）が IMF から支払われる。報酬の基本利率は、現在、SDR 金利の100%（IMF 協定で認められる上限）となっているが、SDR 金利の80%（下限）まで引き下げられることもありうる。

1986年以降、貸出金利および報酬の利率については、債務

の延滞によって生じるコストを債権国と債務国で分担する負担分担メカニズムに基づく調整が行われている。延滞期間6ヵ月以上の手数料金利未払による収入の損失分は、貸出金利の引上げと債権国への報酬利率の引下げによって補填される。こうして集められた資金は、延滞金利が支払われた時点で払い戻される。延滞による損失リスクから IMF を守るために特別偶発勘定（SCA-1）が設けられたが、そのための資金を捻出するために、金利・報酬利率の追加的な調整も行われている。2006年11月1日をもって、SCA-1への拠出を停止することが理事会で決まった。2007年度においては、手数料金利未払とSCA-1への拠出に伴う調整の結果、23ベース・ポイントの貸出基本金利引上げと報酬利率引下げが行われた。当該年度における調整後の貸出金利と報酬利率は平均でそれぞれ5.28%と3.74%だった。

2007年度の収入は、支出額を1億1,100万 SDR 下回った。この不足額は、近年、IMF 融資に対する新規需要が低調なうえ、一部の加盟国が早期返済を行ったことから、IMF 融資残高が2003年9月の700億 SDR の頂点から2007年度末の73億 SDR へと大幅に減少したことによるところが大きい。この不足分は IMF の準備金（剰余金）と相殺されることになる。2007年度末現在の準備金残高は約60億 SDR である。IMF では、収入基盤の強化に向けて数々の措置を講じてきた。理事会は、IMF の収入源多様化に向けた第1歩として、2006年4月に投資勘

定（IA）を新設し、2006年6月にそのために59億SDRの資金手当てを行った（ボックス5.6参照）。

国際通貨金融委員会は、もっと予測可能性が高く安定した収入源がIMFに必要であることを認め、迅速に提言をとりまとめるよう専務理事に要請した。これを受けて専務理事は2006年5月に「IMFの持続可能な長期的財政運営に関する賢人委員会」を立ち上げた。⁷⁴同委員会は提言を取りまとめ、2007年年初にIMF幹部および理事会に報告書を提出した。国際通貨金融委員会は2007年4月の会合において、IMFの新たな歳入モデル構築に向けてさらに作業を進めるうえで確固たる土台となるものとしてこの報告書を支持し、理事会での検討に向けて専務理事が提言をだすことに期待を表明した。新たな歳入モデルの構築は2008年度の優先課題である。

IMFに対する債務の延滞

2007年4月末現在のIMFに対する債務の延滞残高は18億8,000万SDR（表5.2参照）で、うち83%はスーダンとリベリアに対する融資、残りはソマリアとジンバブエに対する融資によるものであった。2007年4月末時点で延滞となっているものはすべて長期延滞（延滞期間6ヵ月超）に分類されるもので、うち39%は元本返済の延滞、残りは手数料・金利の延滞である。一般資金勘定から貸し出された融資の延滞の割合が5分の4を超えており、残りはSDR勘定トラスト・ファンドおよび貧困削減・成長ファシリティおよび外生ショック・ファシリティのためのトラスト・ファンド（PRGF-ESFトラスト）から貸し出された融資の延滞である。PRGF-ESFトラストからの融資の長期延滞はジンバブエ1国のみである。

債務延滞に対するIMFの協力強化戦略に基づき、長期延滞国に対しては是正措置が適用されてきた。2007会計年度未現在、リベリア、ソマリア、スーダン、ジンバブエの4ヵ国が依然一般資金勘定の利用不適合となっている。ジンバブエは貧困削減・成長ファシリティの適格国リストから引き続き除外されており、非協力国宣言（declaration of noncooperation）の対象となっている。リベリアのIMFに対する協力的姿勢が強化されたことから、理事会は2006年10月2日、同国に対する是正措置の段階的縮小を決定し、非協力国宣言を解除した。

IMFの監査メカニズム

IMFの監査メカニズムは、外部監査法人、内部監査機能、ならびに、両者による監査を監督する独立した外部監査委員会（EAC）によって構成される。IMFの会計、財務報告、

内部統制、リスク管理機能の監督も行うEACは、理事会が選出し、専務理事によって任命される3名の委員によって構成される。各位委員はそれぞれ時期をずらして3年の任期を務め、IMFから独立した立場にいないなければならない。EACの委員は、任命時点において異なるIMF加盟国の国籍を有し、年次監査を監督するために必要な専門知識と資格を持っていないなければならない。通常、EAC委員の候補者は、国際的な監査法人、公的部門、または学会の出身者である。

EACはいずれかの委員を委員長に指名し、委員会の手続を定め、IMF幹部から独立した立場で年次監査の監督を行う。ただし、EACの権限の変更は理事会の承認を得なければならない。EACは通常、1月初旬、監査終了後の6月下旬、および理事会への報告を行う7月に参集する。IMFのスタッフおよび外部監査人は、年間を通してEAC委員に助言を求める。

2007年のEAC委員は、南アフリカ準備銀行の理事を務めるLen Konar博士（外部監査委員会委員長）、日本の中央大学の元教授伊東敏氏、ニュージーランド準備銀行のリスク・アセスメント・アンド・アシュアランス部門長のSteve Anderson氏の3名である。

EACと協議のうえ理事会が選定し、専務理事によって任命される外部監査法人は、IMFの財務報告書の外部監査を行い、その結果に基づき監査意見を表明する責任を負う。年次監査が終了した時点で、EACは、外部監査法人が作成した報告書を専務理事および理事会を通して総務会に提出し、監査結果を理事会に概要説明する。外部監査法人は通常5年の任期で任命される。現在、Deloitte and Touche LLPがIMFの外部監査法人である。

内部監査は内部監査役室（OIA）が担当し、IMFの内部統制、ガバナンス手順、リスク管理の実効性を独立した立場で検証する。この任務を達成するためにOIAは年間合わせて約25項目の監査と審査を実施する。OIAはIMF幹部とEACの両方に報告を行い、これにより独立性を確保する。加えて、理事会もOIAの作業プログラムおよび主要な監査・審査結果について定期的に簡単な説明を受ける。

IMFの2007年度財務諸表は、本年次報告書の付属書VIとして、CD-ROM版およびIMFのホームページ（www.imf.org/external/pubs/ft/quart/index.htm）に掲載している。印刷版が必要な場合は、下記まで請求されたい。

IMF Publication Services
700 19th Street, N.W., Washington, DC 20431.

⁷⁴ 2007年1月に公表された賢人委員会最終報告書は、CD-ROM版またはIMFのホームページ（www.imf.org/external/np/oth/2007/013107.pdf）で閲覧できる。同報告書の公表に関するIMFプレスリリースについても、CD-ROM版およびIMFホームページ（www.imf.org/external/np/sec/pr/2007/pr0718.htm）に掲載している。

理事および理事代理 (2007年4月30日現在)

理事および理事代理 (イタリック)

任命理事

Meg Lundsager <i>Vacant</i> (空席)	アメリカ	Pierre Duquesne <i>Bertrand Dumont</i>	フランス
Shigeo Kashiwagi (柏木茂雄) <i>Michio Kitahara</i> (北原道夫)	日本	Tom Scholar <i>Jens Larsen</i>	イギリス
Klaus D. Stein <i>Stephan von Stenglin</i>	ドイツ		

選任理事

Willy Kiekens (ベルギー) <i>Johann Prader</i> (オーストリア)	オーストリア ベラルーシ ベルギー チェコ ハンガリー カザフスタン ルクセンブルク スロバキア スロベニア トルコ	Richard Murray (オーストリア) <i>Wilhemina C. Mañalac</i> (フィリピン)	オーストラリア キリバス 韓国 マーシャル諸島 ミクロネシア連邦 モンゴル ニュージーランド パラオ バブアニューギニア フィリピン サモア セイシェル ソロモン諸島 バヌアツ
Jeroen Kremers (オランダ) <i>Yuriy G. Yakusha</i> (ウクライナ)	アルメニア ボスニア・ヘルツェゴビナ ブルガリア クロアチア キプロス ゲルジア イスラエル マケドニア・ 旧ユーゴスラビア モルドバ オランダ ルーマニア ウクライナ	GE Huayong (中国) <i>HE Jianxiong</i> (中国)	中国
Roberto Guarnieri (ベネズエラ) <i>Ramón Guzmán</i> (スペイン)	コスタリカ エルサルバドル グアテマラ ホンジュラス メキシコ ニカラグア スペイン ベネズエラ	Jonathan Fried (カナダ) <i>Peter Charleton</i> (アイルランド)	アンティグア・バーブーダ パハマ バルバドス ベリーズ カナダ ドミニカ グレナダ アイルランド ジャマイカ セントクリストファー・ ネービス セントルシア セントビンセント・ グレナディーン諸島
Arrigo Sadun (イタリア) <i>Miranda Xafa</i> (ギリシア)	アルバニア ギリシア イタリア マルタ ポルトガル サンマリノ 東ティモール	Tuomas Saarenheimo (フィンランド) <i>Jon Thorvardur Sigurgeirsson</i> (アイスランド)	デンマーク エストニア フィンランド アイスランド ラトビア リトアニア ノルウェー スウェーデン

1. 各理事の投票権数については、CD-ROM 版の付属書 IV、2007 年度中の理事会の変更については CD-ROM 版の付属書 V に記載している。

選出理事（続き）

A. Shakour Shaalan （エジプト） Samir El-Khoury （レバノン）	バーレーン エジプト イラク ヨルダン クウェート レバノン リビア モルディブ オマーン カタール シリア アラブ首長国連邦 イエメン	Aleksei V. Mozhin （ロシア） Andrei Lushin （ロシア）	ロシア
Abdallah S. Alazzaz （サウジアラビア） Ahmed Al Nassar （サウジアラビア）	サウジアラビア	Abbas Mirakhor （イラン） Mohammed Dairi （モロッコ）	アフガニスタン アルジェリア ガーナ イラン モロッコf パキスタン チュニジア
Hooi Eng Phang （マレーシア） Chantavam Sucharitakul （タイ）	ブルネイ カンボジア フィジー インドネシア ラオス マレーシア ミャンマー ネパール シンガポール タイ トンガ ベトナム	Paulo Nogueira Batista, Jr. （ブラジル） María Ines Agudelo （コロンビア）	ブラジル コロンビア ドミニカ共和国 エクアドル ガイアナ ハイチ パナマ スリナム トリニダード・トバゴ
Peter Gakunu （ケニア） Samura Kamara （シエラレオネ）	アンゴラ ボツワナ ブルンジ エリトリア エチオピア ガンビア ケニア レソト マラウイ モザンビーク ナミビア ナイジェリア シエラレオネ 南アフリカ スーダン スワジランド タンザニア ウガンダ ザンビア	Adarsh Kishore （インド） Amal Uthum Herat （スリランカ）	バングラデシュ ブータン インド スリランカ
Thomas Moser （スイス） Andrzej Raczko （ポーランド）	アゼルバイジャン キルギス ポーランド セルビア スイス タジキスタン トルクメニスタン ウズベキスタン	Javier Silva-Ruete （ペルー） Héctor R. Torres （アルゼンチン）	アルゼンチン ボリビア チリ パラグアイ ペルー ウルグアイ
		Laurean W. Rutayisire （ルワンダ） Kossi Assimaidou （トーゴ）	ベニン ブルキナファソ カメルーン カーボヴェルデ 中央アフリカ共和国 チャド コモロ コンゴ民主共和国 コンゴ共和国 コートジボワール ジブチ 赤道ギニア ガボン ギニア ギニアビサウ マダガスカル マリ モーリタニア モーリシャス ニジェール ルワンダ サントメ・プリンシペ セネガル トーゴ

幹部 (2007年4月30日現在)

Jaime Caruana 顧問

Simon Johnson 経済担当顧問

地域局

Abdoulaye Bio-Tchané
アフリカ局長

David Burton
アジア太平洋局長

Michael C. Deppler
欧州局長

Mohsin S. Khan
中東中央アジア局長

Anoop Singh
西半球局長

機能・特別サービス局

Michael G. Kuhn
財務局長

Teresa M. Ter-Minassian
財政局長

Leslie J. Lipschitz
IMF研修所長

Sean Hagan
法律顧問兼法律局長

Jaime Caruana
金融資本市場局長

Mark Allen
政策企画審査局長

Simon Johnson
調査局長

Robert Edwards
統計局長

広報・地域事務所

Masood Ahmed
対外関係局長

Akira Ariyoshi
アジア太平洋地域事務所長

Saleh M. Nsouli
欧州事務所長

空席¹
国連事務所長兼特別代表

サポート・サービス局

Liam P. Ebrill
人事局長

Shailendra J. Anjaria
秘書局長

Frank Harnischfeger
技術サービス局長

Jonathan Palmer
技術サービス局首席情報官 (CIO)

特別室

Barry H. Potter²
予算企画室長

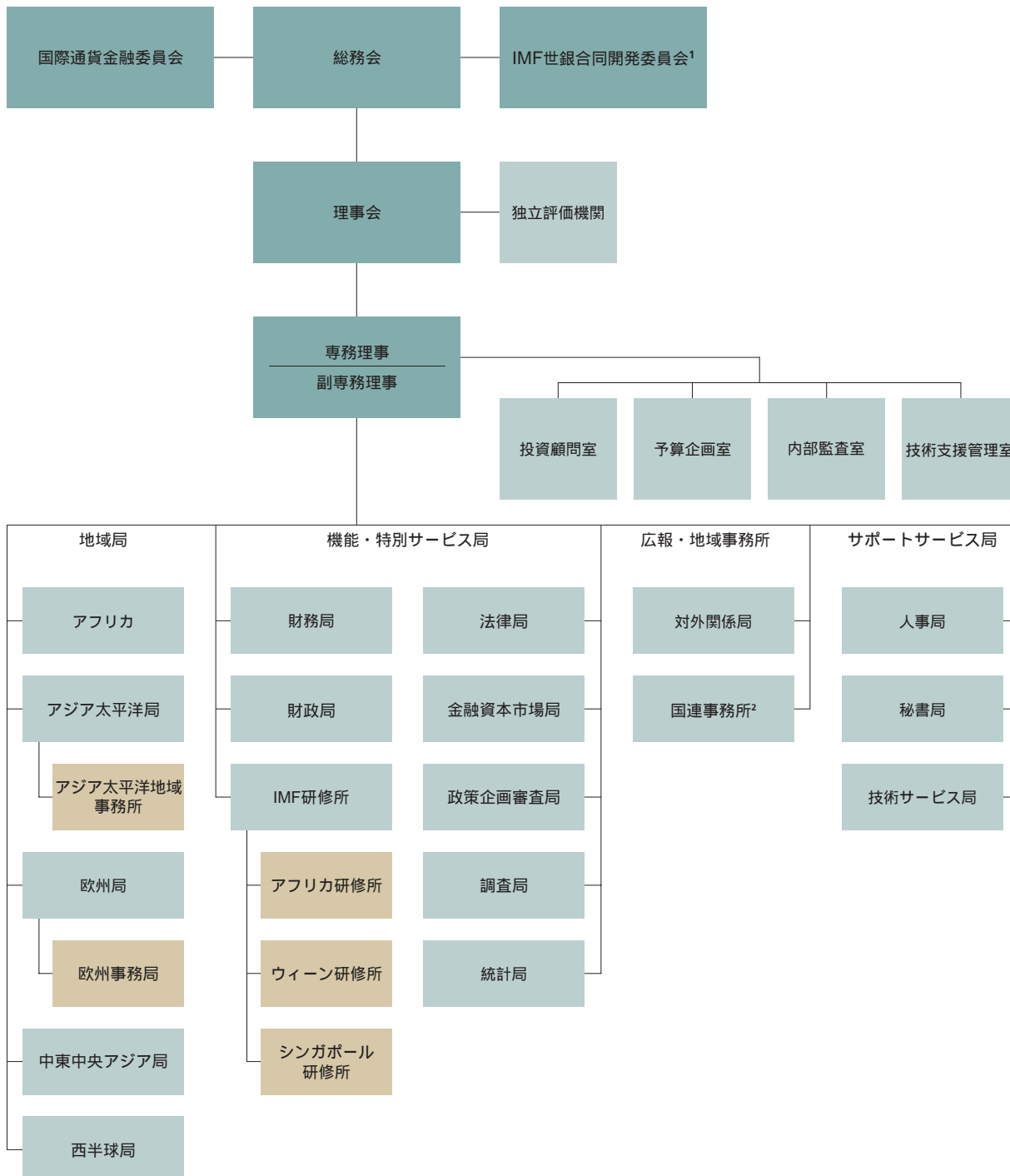
Bert Keuppens
内部監査役室長

空席
技術支援管理室長

Thomas Bernes
独立評価機関局長

1. 2007年8月13日付で Barry H. Potter は国連事務所長兼特別代表に就任。
2. 2007年8月15日付で Siddharth Tiwari が Barry H. Potter の後任として予算企画室長に就任。

IMF 組織図 (2007年4月30日現在)



1. 正式名称は「発展途上国への実質資源の移転に関する世界銀行及び国際通貨基金総務会の大臣級合同委員会」。

2. 専務理事室に付属

頭字語および略語

AFRITAC	Africa Regional Technical Assistance Center (アフリカ地域技術支援センター)	IEO	Independent Evaluation Office (独立評価機関)
AML/CFT	Anti money laundering/combating the financing of terrorism (マネーロンダリング・テロ資金対策)	IF	Integrated Framework for Trade-Related Technical Assistance (貿易関連技術支援のための統合フレームワーク)
APEC	Asia-Pacific Economic Cooperation (アジア太平洋経済協力会議)	IFRS	International Financial Reporting Standards (国際財務報告基準)
ASEAN	Association of South East Asian Nations(東南アジア諸国連合)	IFS	International Financial Statistics (国際金融統計)
BIS	Bank for International Settlements (国際決済銀行)	IMFC	International Monetary and Financial Committee (国際通貨金融委員会)
CCE	Coordinated Compilation Exercise (協調的指標集計エクササイズ)	MCM	Monetary and Capital Markets Department (金融資本市場局)
CCL	Contingent Credit Lines (予防的クレジット・ライン)	MDG	Millennium Development Goal (ミレニアム開発目標)
CEMAC	Central African Economic and Monetary Community (中部アフリカ経済通貨共同体)	MDRI	Multilateral Debt Relief Initiative (マルチ債務救済イニシアティブ)
CFF	Compensatory Financing Facility (輸出変動補償融資制度)	METAC	Middle East Technical Assistance Center (中東地域技術支援センター)
CGER	Consultative Group on Exchange Rate Issues (為替レート問題協議グループ)	MTS	Medium-Term Strategy (中期戦略)
DfID	U.K. Department for International Development(英国国際開発省)	OAP	Regional Office for Asia and the Pacific (アジア太平洋地域事務所)
DQAF	Data Quality Assessment Framework (データ品質評価枠組み)	OECD	Organization for Economic Cooperation and Development (経済協力開発機構)
DSBB	Dissemination Standards Bulletin Board(データ公表基準掲示板)	OFC	Offshore financial center (オフショア金融センター)
DSF	Debt sustainability framework (債務持続可能性枠組み)	OIA	Office of Internal Audit and Inspection (内部監査役室)
ECCU	Eastern Caribbean Currency Union (東カリブ通貨連合)	OTM	Office of Technical Assistance Management (技術支援管理室)
ECU	European Currency Unit (欧州通貨単位)	PDR	Policy Development and Review Department(政策企画審査局)
EFF	Extended Fund Facility 拡大信用供与措置	PIN	Public Information Notice (公開情報通知)
EMBI	JPMorgan Emerging Markets Bond Index (JP モルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス)	PRGF	Poverty Reduction and Growth Facility (貧困削減・成長ファシリティ)
ENDA	Emergency Natural Disaster Assistance (自然災害緊急支援)	PRSP	Poverty Reduction Strategy Paper (貧困削減戦略ペーパー)
EPA	Ex post assessment (事後評価)	PSI	Policy Support Instrument (政策支援インストルメント)
EPCA	Emergency Post-Conflict Assistance (紛争後緊急支援)	PSIA	Poverty and Social Impact Analysis (貧困・社会影響分析)
ESAF	Enhanced Structural Adjustment Facility (拡大構造調整ファシリティ)	QEDS	Quarterly External Debt Statistics (対外債務四半期統計)
ESF	Exogenous Shocks Facility (外生ショック・ファシリティ)	REO	Regional Economic Outlook (地域経済見通し)
EU	European Union (欧州連合)	ROSC	Report on the Observance of Standards and Codes (基準と規範の遵守に関する報告書)
EXR	External Relations Department (対外関係局)	RTAC	Regional Technical Assistance Center (地域技術支援センター)
FAD	Fiscal Affairs Department (財政局)	SAF	Structural Adjustment Facility (構造調整融資制度)
FATF	Financial Action Task Force (金融活動作業部会)	SBA	Stand-By Arrangement (スタンド・バイ取極)
FCC	Forward commitment capacity (貸付予約能力)	SCA-1	First Special Contingent Account (第1特別偶発勘定)
FSRB	FATF-style regional body (FATF型地域機関)	SDA	Special Disbursement Account (特別支払勘定)
FSAP	Financial Sector Assessment Program (金融セクター評価プログラム)	SDDS	Special Data Dissemination Standard (特別データ公表基準)
FSF	Financial Stability Forum (金融安定化フォーラム)	SDMX	Statistical Data and Metadata Exchange (統計データおよびメタデータ交換)
FSI	Financial soundness indicator (金融健全性指標)	SDR	Special drawing right (特別引出権)
FSSA	Financial System Stability Assessment(金融システム安定性評価)	SRF	Supplemental Reserve Facility (補充的準備融資制度)
FY(年度)	Financial year (会計年度)	STA	Statistics Department (統計局)
GDDS	General Data Dissemination System(一般データ公表システム)	S&P	Standard and Poor's スタンダード・アンド・プアーズ
GDP	Gross domestic product (国内総生産)	TIM	Trade Integration Mechanism (貿易統合メカニズム)
GFSR	Global Financial Stability Report (国際金融安定性報告書)	UN	United Nations (国際連合)
GMR	Global Monitoring Report(グローバル・モニタリング・レポート)	WAEMU	West African Economic and Monetary Union (西アフリカ経済通貨同盟)
GRA	General Resources Account (一般資金勘定)	WEO	World Economic Outlook (世界経済見通し)
HIPC	Heavily Indebted Poor Countries (重債務貧困国)	WTO	World Trade Organization (世界貿易機関)
IA	Investment Account (投資勘定)		
IDA	International Development Association (World Bank Group) (国際開発協会(世界銀行グループ))		

あとがき

この年次報告書はIMF広報局の編集・出版課が作成した。編集長は Sdimina Caminis、付属書の構成は Aliciq Etchebarne-Bourdin、アシスタント業務は Teresa Evaristo Del Rosarioが担当した。

写真

Stephen Jaffe/IMF staff photo and Datacraft, Brad Rickerby/Getty Images	cover	Andy Rain/epa/Corbis	page 17
EschCollection, Chris Sattlberger/Getty Images	cover 2	Antoine Gyori/AGP/Corbis	page 21
Michael Spilotro/IMF staff photo	page 5	Sebastiao Moreira/epa/Corbis	page 25
Stephen Jaffe/IMF staff photos	pages 6, 31, 45, 57, and 60	Pornchai Kittiwongsakul/AFP/Getty Images	page 27
Paul Hardy/Corbis	page 7	REUTERS/Nozim Kalan	page 41
Ulrich Perrey/Newscom	page 11	Ramzi Haidar/Getty Images	page 43
Mary Wilson/IMF staff photo	page 15	Gregg Newton for the IMF	page 47
		Eugene Salazar/IMF staff photo	page 51
		Construction Photography/Corbis	page 53



INTERNATIONAL MONETARY FUND, 700 19TH STREET, N.W., WASHINGTON, D.C. 20431 U.S.A.

IMF Annual Report 2007 (Japanese)

